

東亞貿易年報

14.2ハ

188

14. 2ハ-188



1200501165886

日本貿易報國聯盟編

東亞共榮圈貿易增進上の對策並に機構問題
對中國貿易增進策としての通貨爲替問題
對米英開戰直前に於ける上海產業貿易の様相
日米交渉の最終段階と對南方貿易の動向
大東亞戰爭の展開と共榮圈經濟建設の前進
緒戰の驚異的戰果と大東亞共榮圈經濟の好轉
南方物資需給對策と接收敵產の現地活用

第 輯

1

商工行政社



始



編 盟 聯 國 報 易 貿 本 日

報 年 業 產 亞 東 大



田 神 · 京 東

社 政 行 工 商

14.24
188

序

本聯盟は一昨昭和十五年九月創立以來、民間最強力の貿易國策協力機關として日本貿易界未曾有の受難期たり變革の機たる過去一年有半に亘り、専ら我が國新體制貿易の確立推進に挺身活動を續けて來たのであるが、其の一助として昨年九月より特殊情報機關として「大東亞產業貿易特報」を發刊今日に及んで居る。即ち昨年九月は其の前々月末、米、英、蘭等一連の敵性國家群よりする對日資産凍結に遭つて我が國貿易は茲に従前の第三國貿易を全く喪失するに至り、貿易國策の再検討を餘儀なくせられるに至つた重大時期であつて、其の結果從來單に餘剩貿易と目された東亞圓域貿易は、新たに最大限貿易圏として本質的轉換を見たのであつた。然るに年末十二月八日、對米英宣戰に依る大東亞戰爭の展開は、再轉

して茲に壯大無比なる大東亞共榮經濟圈確立の爲めの、綜合計畫的なる圈内各地及び圏外樞軸國貿易の洋々たる前途を希望せしめるに至つたのである。

「大東亞産業貿易特報」は即ち此の間に處して斯かる複雑變轉極りなき内外貿易事情、政策其の他産業、財政金融問題全般に關し、常に鋭敏なるセンスと簡明なる筆致を以て之が速報、解説、調査、批判を行ひ、本聯盟會員たる業者、團體其の他關係各方面人士の參考に供し來つたものである。

而して今や茲に創刊半歳を閲するに及び、而も壯絶なる大東亞戦争の展開に依り大東亞共榮圏の建設が現實の歴史的大業として、吾人の眼前に盛り上り双肩に擔はされるに至つた今日、各方面の要望に應へて更めて之を収録編輯して「大東亞産業貿易年報第一輯」として汎く一般世人の御通讀に資し、併せて現下經濟總力戦の一行動指針たらん事を念願せる次第である。

尙ほ本輯の内容は其の一部のものに付て既に其の後の事實に必ずしも合致せざ

るものもあるが、之は其の性質上已むを得ざる事であり、編輯技術的には省略さるべきであらうが、本輯に於ては尙ほ且つ斯かるものと雖も、將來の思惟行動上幾多省察すべき素材を提供すべきものとして一分の歴史的價值を有するものと爲し、敢へて其の全部を収録せる次第であつて此の點讀者の御諒恕を求めらる次第である。

尙ほ又卷末刻下最緊要の參考資料として南方諸地域に於ける行政機構圖、重要産業貿易統計表及び世界新秩序日誌を収録したが、殊に統計表に付ては現下の世界的大動亂下其の最近年のものを入手し得なかつた事は止むを得ずと爲すも、精査、探求するに従ひ多數出典の眞偽、精粗區々にして其の孰れを信憑すべきかはざるを得ず、今更らに今日以後我が國人士自身の手になる最高權威あるもの速やかなる完成を冀望せる次第であるが、茲には匆々の間取敢へず比較的正確なるものとして各々數篇を掲載するに止めた譯である。併せて大方の御諒恕を乞ふ

て序言と爲すものである。

昭和十七年二月

日本貿易報國聯盟

裝幀 岩 淵 比 手 男

大東亞^{産業貿易}年報(第一輯)目次

第一部 東亞共榮圈貿易増進上の對策並に機構問題……………一

第一章 資産凍結令の影響と其の對策……………一

一、對日資産凍結令に伴ふ國家補償並に輸出産業轉換問題……………一

二、對中國資産凍結と上海自由市場の一變……………六

1 米英の凍結と上海爲替管理……………七

2 重慶は何を得たか……………八

3 上海爲替管理は可能か……………九

4 上海の生きる……………一〇

三、資産凍結強行に引續く米國の對日經濟壓迫……………一一

四、對日貿易杜絶に依る米國の打撃……………一三

五、中南米に於ける樞軸勢力拂拭に狂奔する米國……………一五

- 六、對日資產凍結と蘭印の輸入統制策……………一六
- 七、資產凍結後に於ける大東亞圈並に第三國貿易事情……………一七
- 八、資產凍結に依る上海貿易の質的變化……………二〇
 - 1 上海港の東亞依存……………二〇
 - 2 資產凍結令と爲替管理の影響……………二二
 - 3 圓域貿易の支配……………二三
 - 4 新たなる問題……………二五
- 第二章 對中國貿易増進上の通貨、爲替政策問題……………二七
 - 一 對中國通貨政策の改訂論昂まる……………二七
 - 二 對滿華貿易政策確立に伴ふ爲替調整問題……………二八
 - 三 對中國貿易に於ける價格調整、爲替措置問題……………三〇
 - 四 對中國輸入増強及び輸出調整料増徴問題……………三五
 - 企畫院主催・日滿支貿易連絡協議會經過……………三五
 - 1 協議會開催の目的……………三五
 - 2 協議會の經過……………三七

- 3 解 決 案……………三八
- 五 東亞向輸出調整料に關する諸問題……………四〇
 - 1 輸出調整料徵收品目の追加……………四〇
 - 2 對日輸出價格の補正策……………四一
- 六 對中國輸入増強上の一措置……………四三
 - 商品別特殊レートの設定……………四三
- 七 對中國輸入促進策としての法幣爲替制度……………四七
- 八 再論・法幣爲替制度の全面化……………四九
 - 1 輸出調整料徵收制度の稀少效果……………五〇
 - 2 明年度豫算と物動計畫……………五〇
 - 3 爲替政策に依る根本的治療……………五三
 - 4 法幣爲替制度と其の影響……………五五
- 第三章 貿易統制機構並に貿易業整備問題……………五九
 - 一 貿易統制會設定の大綱方針……………五九
 - 二 貿易統制、業者整理、行政機構の整備改編問題……………六〇
 - 本聯盟主催・官民懇談會經過……………六〇

三	官廳の許可、認可事務簡捷化問題	六六
四	中小貿易業者整理問題に關する當局の根本方針	七三
五	關滿貿易機構の一體化案	七三
六	圓域貿易統制體系の一元化問題	七六
	——企畫院主催・日滿支貿易連絡協議會經過	
1	内地貿易機構の改革	七六
2	外地貿易機關の改編	七八
3	滿關華貿易機構の改革	七六
七	貿易行政機構の再編成	七九
八	蒙招商工省貿易局長官の素描	八一
九	産業設備營團と輸出産業（一例・紡績業）	八三
十	貿易業に於ける統制會要綱案	八六
	——日本貿易報國聯盟建議案	
第四章 對米英開戰直前に於ける上海産業、貿易の様相		
一	華中對日貿易の狀況と其の増進策	九七

1	華中對日輸出の近況	九七
2	土產物資の輸出促進策	九九
3	内地輸出工業轉換の必要性	一〇〇
二 上海の經濟的利用價値の變遷		
1	對日資産凍結令發動まで	一〇一
2	米英經濟圏と圓域との絆	一〇三
3	對日輸出と租界物價の關聯	一〇五
三 太平洋情勢の急轉と我が在上海紡		
	——敵性外華人紡の死滅的運命迫る	
1	一時的好況を誇つた外華人紡	一〇七
2	邦人紡の犠牲的苦境	一〇八
3	綿業市場の混亂と外華人紡の逆轉	一一〇
第五章 日米交渉の最終段階と對南方貿易の動向		
一	日米交渉に對する往時日露交渉の示唆	一一三
二	日泰貿易の過去と現勢	一一五
三	日・佛印貿易の躍進と今後	一二七

第六章 第七十七臨時議會の財政金融問題……………一三〇

一 臨時軍事費追加豫算と金融統制……………一三〇

1 臨時軍事費の追加……………一三一

2 事變公債の發行額……………一三三

3 公債増發と金融政策……………一三三

4 増税と煙草値上げ……………一三六

二 主なる政策豫算……………一三六

1 米穀増産對策費……………一三六

2 戰時産業設備營團費……………一三九

3 中小商工業者對策費……………一三九

第二部 大東亞戰爭の展開と共榮圈經濟建設の前進……………一三二

第一章 宣戰の大詔渙發に對する業者の覺悟……………一三二

一 協心戮力、貿易報國の實を擧げよ……………一三二

—— 蒙沼商工省貿易局長官談

二 大東亞戰爭完遂に關する宣言、決議……………一三三

—— 日本貿易報國聯盟臨時會員總會

第二章 緒戰の驚異的戰果と大東亞共榮圈經濟の好轉……………一三六

一 大東亞共榮圈貿易の好轉化促進……………一三六

1 我が近海貿易……………一三八

2 米英の東亞貿易……………一三八

3 共榮圈貿易の轉化……………一三九

4 東亞敵國の困却……………一四〇

5 日華貿易と中國通貨……………一四三

二 アンングロ・サクソンへの資源作戰……………一四四

—— 敵産管理斷行さる

第三章 第七十八臨時議會と在敵國凍結資産補償問題……………一四六

一 大東亞戰爭豫算と戰時法律案……………一四六

1 臨時軍事費追加と其の特徵……………一四六

2 戰爭保險臨時措置法……………一五〇

3 敵産管理法……………一五三

二 在敵國凍結資産補償問題の具體化……………一五四

1 凍結資産補償の方式……………一五六

2	南方事業に對する補償……………	一五七
3	在米英資金の補償……………	一五八
4	債權債務の處理と新金庫設立に就て……………	一五九

第四章 大東亞戰爭の展開に伴ふ中國經濟、貿易の大轉換…………… 一六二

一	皇軍進駐下の上海經濟變貌……………	一六一
1	機構の不變と運用の變化……………	一六一
2	敵性排除と租界經濟……………	一六三
3	共榮圈内「上海」の更生……………	一六五
二	中國貿易の敵性一變と其の前途……………	一六六
1	中國貿易に於て米英の占めた地位……………	一六七
2	太平洋危機切迫と中國貿易の異變……………	一六八
3	中國貿易の大轉換と日華貿易の今後……………	一七〇

第五章 大東亞金融新體制と中國幣制の基礎強化…………… 一七四

一	新「日本銀行法」に依る劃期的通貨金融政策の確立……………	一七四
1	日本銀行に關する法規……………	一七五
2	新日本銀行法の要點……………	一七六
3	新法に依る新機能……………	一七八

4	發券制度の改正……………	一八〇
5	資本金 其の他……………	一八一
6	新日本銀行の構成……………	一八二
二	華中に於ける日本軍票、新法幣の躍進と舊法幣の退却……………	一八三
1	舊法幣の支配的地位喪失と其の餘喘……………	一八三
2	軍票價値の自主性確立……………	一八五
3	新法幣の流通力増大と中央儲銀の地位強化……………	一八七

第六章 大東亞貿易新體系に即應する日本貿易新體制の確立…………… 一九〇

一	貿易業整備要綱成る……………	一九〇
1	整理統合方針……………	一九一
2	第三國向輸出業者の圓域貿易介入方策……………	一九三
3	對第三國輸出不能滞貨の處理方法……………	一九三
4	企業合同促進の方法……………	一九四
二	日本貿易會の成立と其の組織、運用……………	一九五

—— 本聯盟・貿易國策研究會經過

1	日本貿易會の機構並に運営に就て……………	一九七
2	議題第二、三、四號の諸問題に於て……………	二〇四

第七章 南方物資需給對策と接收敵産の現地活用……………三〇六

一 南方諸地域の物資需給……………三〇六

—— 現狀と其對策

- 1 南方資源の對日供給力……………三〇六
- 2 本邦よりの對南方物資供給力……………三〇九
- 3 棉花の確保並に船腹の大擴充……………三二三
- 二 在上海敵國系商社の管理と物資處理……………三二三
 - 1 老なる米英投資事業……………三二三
 - 2 敵國商社の清算管理……………三二六
 - 3 接收物資處理の開始……………三三一

參考資料

- 一 蘭領印度、英領南洋、緬甸、米領比律賓に於ける行政機構圖……………三二七
- 二 滿、華並に南方諸地域に於ける重要産業貿易統計……………三三五
- 三 世界新秩序日誌……………三九五

附錄・日本貿易報國聯盟要覽

附・大東亞産業貿易調查會要綱

第一部 東亞共榮圈貿易增進上の

對策並に機構問題



第一章 資産凍結令の影響と其の對策

一、對日資産凍結令に伴ふ

國家補償並に輸出産業轉換問題

米英蘭(及びその植民地)の對日資金並に資産凍結以後の國內問題は、大略二つに分類される。

一、凍結資金並に資産の補償問題

二、輸出品生産業の業務轉換問題

第一の場合については諸種の考へ方があるが

イ、民留民及び移民關係

ロ、海外企業者の損失補償

ハ、銀行の損失補償

ニ、貿易業者の損失補償

等々が數へられる。

第二の問題は

イ、貿易生産品が既に買取機關に買取られて了つた場合に於ける買取機關の轉賣による損失補償問題

ロ、既に輸出品生産を目的に生産工程に投入された生産品の處分並に損失補償問題

ハ、未だ生産工程に入らざる貿易生産品の處理問題

まづ第一の資金並に資産凍結に對する國家補償の問題であるが、之に關する政府の決定的の方針は未だ定つて居ないと見ねばならぬ。が、考へ方としては何等かの處理策を講じ將來に於ける貿易復活に資さんとする向が多い。

尤も凍結資金、資産と雖も沒收されたのではないのだから、國家補償といふ事は直ちに行ふ必要はないのである。國家補償を行ふ時期は「沒收」が決定的となつた曉のことであつて、現

在は代り金の融通である。

代り金の融通限度は業務轉換の爲に實際必要である資金の範囲に限られる。即ち百萬圓の資金を凍結されても、内地で新事業を營むに參拾萬圓で足りることが明らかであれば、參拾萬圓の限度に於て融資してやらうといふのである。業務轉換の必要な者に對しては當分の間は放置されることゝならう。

凍結資金並に資産の國家補償の問題は、理論として以上のように考へられるといふこと、並にそれは政府の考へ方の一端であるといふのであつて、實際問題が起つた際は幾分異つた相になつてくるであらう。現在迄國內人で補償を取上げ政府に要求した人はない。

扱て實際凍結資産が補償される段階に入ると、一切の資産或は之に相當する権利は資金の形に還元され、フリー圓或は邦貨を以て必要部分から補償が行はれるものと思はれるが、これも實際問題を検討すると種々の惡結果が豫想される。

イ、居留民の補償

歸國した居留民に對して國家補償を行つた場合、在外居留民の資産は決定的に抑へられる危険性があり、居留民の生活問題が生じて來る。

移民の送金で生活して居る者（例へば内地在住の父親が）への送金停止に對する代り金の融通——これも考へ方としては補償すべきであるが、政府の方針は明らかでない。

ロ、海外企業家の凍結資産補償問題

これは企業家の資産補償と銀行預入の資金補償との二つの場合があるが、最初は前者の方から補償されて行くであらう。

ハ、銀行の補償

金利補償が先づ考へられる。内地で金利を支拂ひつゝ外國で商賣をして居た資金が抑へられたのである。當面の損失は金利の面から具體化するものであるから、この金利補償が問題にされるであらう。その他銀行資金の問題は後日の話である。

ニ、貿易業者の補償問題

輸出品については輸出補償法を援用するが、輸出手形が銀行に買取られ海外で資金化したものが、ブロックされたといふ場合には銀行に對して補償さるべき問題であらう。輸入の場合、代金を既に送金して輸入品が抑へられた、仕方がないから之を外國で轉賣した所が、その資金は結凍されたといつた場合、これも手形を銀行と結びつけて銀行の損失に還元し、銀

行に補償する手がある。

在外資産は之を見返りにし融資せしめるか、賣却せしめるかして、損失を銀行側に轉嫁せしめる方法がある。

第二の輸出商品生産業者の轉業問題は

イ、買取會社買取の方は品物を指定して輸出禁止命令を出す。會社は内地或は圓域に轉賣して損失が生ずれば國家補償を行ふ。既に例のある問題で政府は貳千萬圓と五千萬圓と合計七千萬圓の補償契約を結んでゐる。

勿論これらは政府の命令乃至計畫に基いて生産された品物に限つてゐるが、將來は政府の輸出計畫と關聯して生産され買取會社の買取物は凡て補償される事になるのであらう。

ロ、既に生産工程に投げ入れた輸出商品に對する轉賣補償

之は政府で未だ態度を明らかにしてゐないが、何れ同じ措置が採られるものと見られる。

ハ、最後に未だ生産工程に入らざる輸出商品の問題であるが、之には二つの場合がある。一つは原材料品を海外から輸入するもの、他の一つは然らざるもの。

前者は自然と生産量も減ずるであらうが、後者の、例へば生糸の如きものは必ずしも減ず

るとは限らない。この場合何れにしても輸出計畫とその生産とを打樹て、この計畫に基いて生産され、生産された限りにおいては買取機關に買取られ、損失が生ずれば補償されることとなるであらう。

が、問題は政府の輸出品生産計畫である。この縮減の度合こそ貿易品生産業者の大問題でその業務轉換問題もある。此の場合考へられることは、一つは更生金庫の利用、他の一つは新轉業機關（未設）の活用に俟つであらう。（十六・九・十二）

二、對中國資産凍結と上海自由市場の一變

百年の歴史を有する大帮の都上海も目下大きな轉換を強ひられ、その誇りとする自由市場は最後の運命を宣告されんとしてゐる。上海租界の自由性は事變勃發以來米英援蔣活動の足場となつて來たが、米英そのものが今や上海の自由性に一大鐵槌を打下したのである。勿論上海の自由性は事變勃發後特に昨年下半年以來我が方の上海搬出入制限によつて狹められ、輸出入物資の絶對量減少と國際的船腹不足によつて自由貿易による租界景氣は惡化の一途を辿つてゐたのである。然るになほ自由貿易の最後の頼みとしてゐた米英が例の中國資産凍結をやつた

のだからその衝動は推して知るべきで、上海租界景氣は全く上つたりといふ外ないであらう。

1、米英の凍結と上海爲替管理

米國を首動者とする英、蘭印の日華資産の凍結は周知の如く日本の佛印進駐の報復措置と解されるが、日本資産の凍結と同時に中國資産をも凍結した事情は中國に於ける日本商社の對米英貿易を阻止すると共に上海に於ける中國側資本の重慶側吸引を狙つたもので、中國資産の凍結を蔣介石が要請したといふ報道は之を裏書するものであらう。第一次法幣安定工作の失敗に鑑みて上海自由資本の背信的行爲を之によつて阻止しようといふのである。だがその結果は何うであらうか。米英の資産凍結令が出たのは昭和十六年七月二十六日であつたが、同令（米國）一般許可第五十八號及び第五十九號を見ると、中國の在米英資産は完全に米英によつて管理せられ、中國の對米英貿易また完全に米英によつて統制されたのである。従つて上海の國際貿易は日本關係を除く限り全く米英の支配下に置かれるに至つた譯である。續いて八月十八日より發動された法幣安定資金の上海爲替市場管理辦法は上海爲替市場の米英管理を意味するものである。この結果租界内貿易業者は輸入に關しては米英特許の十四外國銀行に外貨を申請せざるを得ず、而もこれらの外貨は米英獨裁の新安定資金の査定を待たなければならぬ。もとより

米英特許銀行の中には重慶政府側四行が含まれて居り、法幣安定資金委員会には重慶側代表三名が出てゐるが、彼等の活動は専ら非占領地区に限られてゐて、上海に關しては結局参考意見を求められる程度に過ぎない。その證據に租界内華商乃至華商銀行にして重慶政府四行分行から外貨を供給された事例は未だ一件も聞かざる状態である。上海中央銀行は凍結前に於ける華商外貨取組の解合ひを代行したのみで、農業銀行は特許の名儀のみを有し、中國、交通兩銀行は外貨を實際に供給することになつてゐるがこれまた何もやつてゐない。

2 重慶は何を得たか

然しそれは兎に角米英の中國資産凍結と上海爲替管理は重慶側から見て何を擱んだであらうか。占領地区の中國在外資産は非占領地区の在外資産と共に凍結されたが、重慶に於ける外國爲替管理委員会と、同じく重慶にある法幣安定資金委員会の手で一應凍結資産は引出し得ることになつてゐる。その限り重慶側は米英の日華資産凍結にも拘らず打撃を受けないと言ふ約束を受けてゐるやうである。

然し凍結資産の引出しは専ら米英の利害によつて決定されるのであつて、中國側が如何に凍結資産を引出して必要物資を輸入しようとしても勝手に出來ない仕組みになつてゐる。米英の

凍結令に次いで行はれた法幣安定委員会の上海爲替管理に就ては米英の意向がもつと強い。九月に入つて上海の自由爲替取引を禁止したのは専ら米英本國の指圖によるもので、また上海の外貨割當が決定されたのも米英の一方的な獨斷と言ふべきであらう。しかも上海に割當られた九月分の外貨六百萬米弗といへば上海從來の輸入資易中米英分の半額に過ぎないのである。或は右の外貨割當額は上海入超尻に相當するものとも言へるが、何れにせよ上海の外貨割當の經緯を見ると、米英の恣意によつて上海の爲替市場を管理せんとするに外ならない。上海に關する限り重慶側の利害は殆んど無視されてゐる有様で、租界内華商の憤慨するのも當然である。

3 上海爲替管理は可能か

米英の指圖によつて上海の爲替市場は一應管理され、爲替の自由取引解消から爲替相場は米英銀行の建値に統一された形である。凍結令が出て爲替管理辦法が出るまでの法幣爲替は豫想を裏切つて崩落に崩落が次ぎ、遂に十五年五月の安値を下廻つて對米五弗臺、對英三片臺を割つて未曾有の安値を示した。其の後安定資金の上海爲替管理と共に香上銀行の對米五弗十六分五、對英三片卅二分五の公定相場が公表されたが、なほ自由市場のレートは公定レートを下廻つて闇市場は執拗に存続した。漸く九月八日に至つて特許外國銀行の足並が一致して闇レート

がなくなり、上海法幣の對外レートは公定レートに統一されたのである。それには前述の外貨六百萬米弗の九月分供給が物を言つたことは事實である。然し九月分の外貨供給額が上海の對米英輸入の半額であることと、輸出ビルが機構的に彼等の手に握られてゐない以上、上海の爲替管理また何時まで續くか頗る疑問と言へよう。なるほど外貨の供給可能額は去る四月成立の法幣安定資金の外貨一億一千萬米弗であるが、これをそつくりそのまゝ上海の輸入資金に引當てることは考へられない。一方上海の輸出は我が方日本の統制下にあつて、生糸、卵、豚毛等の他華中土産品の輸出ビルは我が方に握られてゐるのだ。安定資金側では輸出ビルまた公定レートでのみ買上げると言つて居りこの買上輸出ビルの範圍内で割當額以外輸入資金に引當てようとしてゐるが、さう問屋は卸さない。さうであるならば上海の租界が米英に依存する限り上海商工界の悪化は更に激化すべく、社會不安を更らに助長するは當然である。従つてその間我が方輸出ビルの安値漁りは必然的に起るべく、この方面から今次の上海爲替管理は既に崩壞の兆を孕んでゐるのである。

4 上海の生きる途

假令上海の租界が多分の輸入資金を米英から與へられても問題はなほ残るのである。この問

題の經濟的に大きなものは船腹である。從來に於て上海が米英、特に米國から多量の物資を獲得出来たのは日本船の御蔭である。其の日本船が米英航路から引揚げ、而も米英船そのものが自國の戰時體制から益々不足してゐるのだから、上海租界の敵性分子が輸入にあつて一番困るのは船腹の手當である。更らに上海で目下一番の必需物資たる米、石炭は日本の力に頼らざる限り全く充分ならざる有様である。上海の貿易が本年に入つて東亞共榮圈に壓倒的に依存してゐる現状は何を物語るであらうか。所詮南京國民政府と日本に頼つて始めて更生し得るのである。だが租界内敵性中國人がこれを悟らざる限り問題は後から後からと續き、轉換期の苦惱を深刻に嘗めざるを得ない。(十六・九・二十)

三、資産凍結強行に引續く米國の對日經濟壓迫

皇軍の佛印増派以前迄は曲りなりにも繼續されてゐた日米貿易も米國の日本資産凍結措置に依つて全面的杜絶状態に入り、兩國の經濟機構に未曾有の混亂を生ぜしめてゐるが、米國は其後も通商問題を武器として最近の日米關係の動きに照應し陰に陽に對日壓迫を強化してゐる事實は見逃せない。以下資金凍結後の米國の對日經濟壓迫の跡を概観する。

ルーズヴェルト大統領は昭和十六年八月一日大統領令を以て發動機用燃料並に航空機用潤滑油の輸出停止を命ずると共に、右以外の石油製品の輸出を平常乃至今次戦前の輸出量に迄制限するの措置を講じた。米國側の説明によれば右輸出制限強化は國防上の必要に基き、今日迄行はれて來たことを事實上公式化したに過ぎないと稱してゐるが、右は明らかに對日壓迫を目的に入れたものであり、日本の出方如何によつて更に之を踏臺として對日石油全面的禁輸に發展せしめんとする魂膽と窺はれる。米政府は既に昭和十五年八月一日以來發動機用燃料並に航空機用潤滑油を輸出要許可品目とし、又八十七オクタン價以上の航空機用ガソリンの禁輸を行つて來たが、今回の措置に依つて八十オクタン價以上のガソリンは禁輸品目に含まれるわけである。既に米國の對日輸出品の八割は輸出要許可品目に入つてゐたが、更に資金凍結によつて代金決済方法にも米國政府の許可を受けることになり、我國の對米貿易は輸出許可制と資金凍結の二重取締制限を受けることになつた。従つて國務省から輸出許可を得たとしても財務省より凍結資金の解除許可が下りなければ輸出は事實上不可能となる。米國の新聞情報に依れば對日通商問題を繞りハル國務長官とモーゲンソー財務長官の間には重大な意見の懸隔があると傳へられるのもこの點注目を惹く。ルーズヴェルト大統領は一九四〇年七月五日の「シェーパード、

メイ法」に依り合法的に輸出制限乃至は禁輸を斷行する権限を取得、爾來この権限を發動して戦時貿易政策に乗出してゐることは周知の通りだが、我國の對米主要輸入品は石油、工作機械、屑鐵、蒼鉛に至る迄悉く要許可品目中に網羅されてゐた。ところが米政府は更に昭和十六年八月十八日木材パルプ、金屬、機械類、車輛、ゴム、化學藥品等を輸出統制品目中に追加、續いて毛皮、人造纖維、木材、非鐵金屬、瀝青等をも追加する意向と見られる。一方ル大統領は更に八月廿七日一切の軍需品を輸出統制下に置く旨發令した。これは從來輸出統制から漏れてゐた一切の軍器、軍用機材並にその部分品、機械器具類、右製造又は操作に必要な原料物資にして統制外にあつたものを新に追加したわけで、この措置の狙ひはその運用により米國政府公表のブラック・リスト商社により軍需資材が比島經由日本及樞軸國側に漏出するのを防止するに在るものと見られる。(十六・九・十二)

四、對日貿易杜絶に依る米國の打撃

日米貿易の杜絶により米國側で最も恐慌を來してゐるのは何と言つても生糸業者である。米國産業界で相當の勢力を占める生糸業者は大童の陳情を行つてゐるが、米政府の生糸對策は左

の如く著々進展してゐる。即ち對日資金凍結直後の昭和十六年七月廿六日ステツチニアス國防生産管理局優生部長は將來の生糸需給狀況に鑑み、先づ國防生産管理局の許可なき生糸の移動を禁止すると共に、急遽在米ストック並に陸海軍の所要量の調査を開始したが、現在の生糸ストックでは到底軍部の一ヶ年需要量を満し得ずとわかり大慌てで早速八月二日以降は許可なくして民需工業用の生糸使用を禁止した。元來生糸は軍需品として重視され、落下傘、火藥袋に使用されることは周知の如くであるが如何に代用纖維の發達した米國とてもナイロン其他の代用品では生糸の性能に代替し得ず、又その生産能力も疑問視される。新聞報道に依ると生糸ストック高は七月一日現在で五萬八千俵、七月中の入荷推定高貳萬貳千俵と見積られてゐるが、最近の生糸消費量は週五千俵を下らず、凍結令實施當日の在荷高はほぼ拾萬俵と推定されるから、この状態では約四ヶ月の消費量しかないことになる。又紐育の商品取引所は物價統制局の要請で七月廿九日より生糸の先物取引を中止、一方小賣商は生糸並に同製品の値上げを禁止され、八月三日の標準物最高價格は三弗八仙に決定された。生糸關係業者は代表をワシントンに派遣し當局に陳情してゐるといふが、當局の態度は依然強硬であり、結局、業者は政府の指導下にレーヨン其他纖維工業の協力を得て最少の犠牲に於て轉換を試みつゝある模様である。然

し現在の人絹糸産額は到底軍、民需を充足し得ないのみならず、生産設備の擴充も數ヶ月を要するから生糸關係業者並に労働者の相當部分が一部失業することは否めないだらう。政府は生糸問題審議の爲國防生産管理局との共管の下に特別共同商品部を新設、絹靴下製造業の操業維持に關する一般問題及び代用品の入手、絹靴下製造設備の代用品への轉換、人絹糸の割當等の特殊問題の審議に當つてゐる。(十六・九・十二)

五、中南米に於ける樞軸勢力拂拭に狂奔する米國

中南米の樞軸勢力拂拭に狂奔する米國政府は曩に昭和十六年七月十七日ラテン・アメリカに於ける獨伊系商社一千八百三十二社を記載するブラック・リストを作成し、之等商社と米國商社との通商取引を禁止し、右商社の米國內に於ける資金全部を凍結するの措置を講じた。この黒表の中には獨伊兩國立銀行支店、出張所は勿論のこと、トランスオシアン通信社、アグファ寫眞會社、カール・ツァイス等世界的著名會社、獨伊系航空輸送會社等が含まれてゐる。之は米國戰爭經濟委員會の調査作成になり、樞軸國に利益を及ぼす目的を以て商行爲を營むものに限局し、豫め中南米諸國政府と協議諒解の上斷行されてゐる。従つて黒表商社には一般許可證

の發給は禁止されるが、米國政府は更に中南米で營業中の日本商社或は日本商社の中南米代理店をも追加する爲調査を了し、日米關係如何によつて之を發表する意向と傳へられる。又米政府はブラック・リスト完成の爲歐洲並に東亞に於ける獨伊商社の調査をも開始してゐるといはれてゐる。尙米當局は黒表記載商社に米國の物資を賣つた米國商社又は米國籍以外の商社も同様黒表に記載されると警告を發してゐる。(十六・九・二十七)

六、對日資産凍結と蘭印の輸入統制策

蘭印其の後の對日態度は依然頑迷そのものであり、日蘭貿易は全面的杜絶の儘推移してゐるが、かゝる蘭印の對日經濟抵抗が何處まで續くか見物である。蘭印の經濟状態は滯貨の喰ひ繋ぎで僅かに動搖を防ぎつゝある有様で、綿糸布、人絹、スフ等土人の必需織維品の在庫は僅か六ヶ月を支へるだけしかない。而も在庫品の缺乏から物價の昂騰は日を追ふて激化してゐるが蘭印政廳は最近物價統制の法規並に機關を設け、物價抑制に大意である。從來蘭印に於ける土人必需品は大部分日本品を以て賄つて來た状態であるから、今度の對日資金凍結も實を言へば痛し痒しといふ所で、之等品物を是非其他國から仰がなければならぬ羽目に立至つた。之が

爲輸入統制の強化を痛感し最近「中央輸入協會」なる半官半民の輸入統制機關を設置し、該機關をして重要物資の一手輸入に當らせ、輸入商には實績に基き割當てる事になつた。輸入統制の對象は差當り綿糸布のみとし、濠洲、米洲、印度よりの輸入につき實施するが、事情によつては更に其の他の輸入物資にも適用を擴充する模様である。

之を要するに日本から入らなくなつた物資を他國から掻き集める爲の應急的非常手段ともいへよう。(十六・九・廿七)

七、資産凍結後に於ける大東亞圈並に第三國貿易事情

支那事變及び昭和十五年九月日獨伊三國同盟の締結によつて、我國の貿易は米英兩國勢力から露骨な敵國待遇を受けて來たが、更に昭和十六年六月獨ソの開戦によつて僅かに残されて居た對獨ソ兩國との交易も技術的に切斷された上に、今度は米英蘭三國を中心とする對日資産凍結が敢行された結果、對米英蘭三國との貿易も亦明白な政治的意圖によつて物の見事に斷絶されてしまつた。従つて今日我國には言葉の眞の意味に於ける貿易といふものは存在しない。昭和十六年度の輸入總量は、上半期のそれを加算しても前年度の三割にも當るまい。それだけに

對滿華「貿易」に期待するところが大きいのであり、所謂東亞共榮圈物資に求める部分が加重されて來るのであるが、それらの地方に於ける事情は如何様であらうか。又中南米、アフリカといった唯一の第三國の情勢は如何になつてゐるか。これを概観することにする。

佛印——佛印は泰と並んで我國の第一次物資補給圈として、大きくクローズ・アップして來た。皇軍の南北領域に對する進駐が行はれたとはいふものゝ、日米會談及び米英、ドクレー政権等の牽制工作の爲交渉は仲々軌道に乗つて來ない。昭和十五年度に於ては六三〇萬石の米を入れてはゐるが、ドクレー總督を更迭してシリヤ前總督ダンツ將軍の來任説等もある様な情勢であつて、プロパー親日とは斷言し難い特殊な國柄である様だ。

泰——英國の實力を最もかぶつてゐる泰にあつては、佛印より更に一步を進めて事態は悪い。ピン首相の日和見的態度は具體問題の交渉に入るに従つて愈々明白になりつゝある。彼の屢次に亘る中立維持聲明は決して希望的通信が物語つてゐる様なものではなく、何も英國に對してのみに角を立てゝゐるといふ様な甘いものではない。蘭印使節としてバタヴィヤにあつた芳澤大使があつた苦勞性の人柄にして、「もすこし實力の背影をきかしてほしい」と請訓し續けた事實を我々はそのまゝに泰との交渉に於て見出すのである。昭和十五年度に於てはビルマと合

計して四五〇萬石の米を入れてゐるが、昭和十六年は收穫も餘り上出來ではなかつた様子だし事態以上の如くあつては將來に色々の難點が存在してゐる様である。

蘭印——米英の尻馬に乗つて小癩にも日本資産の凍結を行つた蘭印は、それでも最近に至つて昭和十五年八月の覺書に従つて數隻の船によつて物資を出して來た。然し將來は砂糖、玉蜀黍以外のものは一つも出さぬと力んでゐる。小林、芳澤の連續會談も最早有名無實となつてしまつた。住民が日本品に缺乏して暴動を起したなどいふ通信はある様だが、その位の事で驚くダツチでもないから、物をいはせる手段のない限り先づこれといふ措置はあるまい。

米英の屬領——兩本國の眼の黒い内は流石にピリリと押へてゐる。本國への再輸出を目論んで、チヨイチヨイ生糸とか罐詰とかいふものを引當てに手持品の交換を持出して來るところもあるが、此の船不足では仲々おいそれと話も進まない。

シンガポール——全然交渉の餘地なし。

印度——七月迄の契約は履行してゐて最近數隻の棉花が入つた筈だ。

ビルマ——棉花と米はメリヤス、硝子製品とバターで行きたいといつて來てゐる様子だ。

濠洲、カナダ——全然見込みなし。

比島——砂糖、糖蜜以外は一物も出さぬ。

第三國……所謂第三國は中南米とアフリカ、北歐の一部といふことになつてゐる。これらとの貿易は第一に船の問題で支障があり、第二に爲替問題で困難がある。

中南米——おしなべてバーター制を希望して來てゐるが、今日の事態に於てバーター制の要求は我國にとつては痛し痒しといふところだ。ペルーは資産凍結がないから自由であるが、アルゼンチンは銀行協定の成立しない以上一寸手がない。スエーデンとは南米經由の方法が残つて居る模様である。

アフリカ——マダカスカルとモロッコのみは佛領であつて交易路がある。スペインはこの二港を經由して絹を求め水銀を引當てにしてゐる様である。(十六・十・八)

八、資産凍結に因る上海貿易の質的變化

1 上海港の東亞依存

上海は依然として中國對外貿易の門戸であつて、全中國輸出入に於ける比重は壓倒的である。然し上海港の對外關係について見ると、米英依存から漸次脱しつゝ東亞關係が漸次濃厚と

なつてゐる。昭和十六年上半年の貿易でみると、輸入では六割七分、輸出では六割五分が東亞諸國で占められてゐる。しかも上海の死命を制する輸入必需品たる米、石炭は凡て東亞圏内にあるところから、上海今後の運命が推定出来るのである。

上海に關心を有する米英第三國の連中もかゝる傾向に氣付いてゐる。ところが彼等の多くは上海貿易における日本の地位を往々にして過少に評價しようとする。割合に公平な立場を採る様に見せかけてゐる上海の經濟誌ファイナンス・アンド・コムマース誌あたりもかゝる見解を採るのである。同誌最近號によると、上海の對外貿易中圓ブロックの占める地位は、輸出では二割、輸入では一割に過ぎないと見てゐる。江海關の統計數字から算出すれば確かにさうであらう。だが重慶發表の貿易統計が當てにならないと見る同誌は、江海關の統計もまた其の内側に立ち入つて見て然るべきであらう。江海關統計に出てゐない數字を入れた上海の圓ブロックの貿易はそんなに小さくはないのである。詳しい説明は省略して上海貿易の占める圓ブロックの地位は輸出入共大體三割前後と押へられるのである。そうであるならば、現状に於ては圓、磅弗の各ブロックの上海貿易に占める地位は略々同様だと云へるであらう。

勿論右の弗及び磅ブロックは弗及び磅貨決濟國をひつくるめての地域であつて、ビルマヤタ

イ等が磅ブロック圏内に算入されて居るのであつて、地域的に見ると前に述べた如く上海貿易に於ける東亞經濟圏の地位は著るしく高められてゐる譯である。

2 資産凍結令と爲替管理の影響

米英の資産凍結に基く今次の上海爲替管理が中國の民衆を犠牲として米英の利益の爲に行はれたことは二、「對中國資産凍結と上海自由市場の一變」に於て報告しておいたが、かゝる點は重慶側に於てすら認め、例へば重慶の大公報は米英による上海爲替市場の管理を盛んに非難してゐる。凍結令は日本及び中國資産をも凍結し、非占領地區の凍結に對しては便法を設けてゐるが、上海に關する此の便法は全く米英の利害を考慮してなされたものである。發表された外國爲替特許銀行試行辦法中、外貨供給のA表及びB表を見ると、米英圏内産出のものが多く、B表の製品に於ては上海米英人の供給可能のもの乃至上海米英人の需要するものであり、A表に於ても葉煙草の外貨割當が優先的に多額に割當てられてゐるが之は英米トラストのみに利益するものである。

然し總括的に云つて昭和十六年九月の外貨割當六百萬米弗から推算すると、上海の輸入は激減を豫想されよう。即ち、同年一月——七月の上海貿易額中、圓ブロック外の月額平均は大體

輸入壹千四百萬米弗、輸出七百萬米弗で、従つて割當外貨の六百萬米弗では輸入總額の半分以下である。この場合輸入資金の供給條件として輸出ビルの特許銀行賣却があげられてゐるが、輸出の現状は日本の統制下にあるから、從來の輸出金額をそつくり輸入資金に引當てることは不可能なのである。九月の割當額を商品別に見ても、A表四品目だけで三百六十五萬米弗が占められ、之と運賃、保険料を加算したものが加へられると、残りの僅かに百五十萬米弗程度がB表品目の輸入資金に引當てられてゐる譯である。

上海貿易の減少は既に八月の貿易に顯著に現はれてゐる。前月に比べて輸入は二割、輸出は一割三分方著減してゐる。而も右の輸入には資産凍結前に爲替の豫約されたものが相當あるから、凍結と爲替管理が效力を全面的に發揮する九月以降の輸入は更に減少するであらう。勿論輸入の斯かる減少は米英諸國からの輸入減が大部分を占めること當然で、この反面相對的にも絶對的にも圓域諸國からの輸入は却つて増加が期待されるのである。

3 圓域貿易の支配

米英の日華資産凍結を轉機として、日本の對外貿易政策は益々もつて東亞共榮圏内に主力を注ぐことになり、こゝに内地の臨戰物動計畫及び日滿華貿易新計畫が決定された譯である。こ

の結果内地からの華中向輸出は最大限輸出制が採用され、華中からの日本及び華北、滿洲向輸出も増加に馬力がかかけられることになり、目下關係當局及び業者間で協議中である事は既に一般の承知せるところである。上海貿易の輸出入共圓域諸國は三割の實力を占めてゐるが、斯かる情勢から上海貿易中に占める圓域貿易の支配力は更に増大すべく、斯くては米英圍の地位を愈々凌駕することにならう。

上海は別として、華中奥地に於ける日本品の勢力は從來に於ても絶對的な地盤を確保してゐたが、斯かる地盤は上海租界内にも浸潤するであらう。奥地に於ける邦品の斯かる確固たる地盤は、例の軍當局による物資搬出入制限と軍票交換用物資配給組合を主とする華中日本品の輸入配給機構の整備せる爲である。日本品の華中輸入配給は重要物資については軍票交換用物資配給組合と物動組合、一般消費用物資については輸入配給組合聯合會とが夫々結成され、輸入邦品はあげて之ら組合の手を通じて輸入配給されてゐる。奥地向物資については各組合の支部がある外、重要品には敵地への流出阻止、軍票賣を強行せしめる爲に販賣協議會が組織されてゐる。斯かる戰爭組合の全面的整備こそが今日に於ける軍票相場昂騰の原因であり且亦軍票の對法幣四〇圓ペーシス確立の素地なのである。内地向輸出に於ても重要品に於ては一應の機構

は確立して居り、例へば鐵其他の金屬、石炭、生糸、皮革、麻等には夫々日華合辦の統制會社があつて、生産、買付、販賣を統制して居り、棉花には中支棉花協會、螢石には同組合が結成されてゐて買付、採取、對日輸出を統制してゐる。更に民需向、第三國向輸出品についても強力なる機構は存しなくとも、奥地土産品の第三國向輸出については許可制の下に我が方に於て統制してゐる現狀である。

4 新たなる問題

然し乍ら新情勢に對應して採擇さるべき華中の對圓域貿易政策には尙ほ新たなる問題が多々ある。内地物資の華中輸入其のものが全體的に見た金額に於て増加はしても、品種別には變化のあることは當然であつて、之に伴ふ輸入配給機構の改組が先づ必要となるであらう。次には輸入品の配給を今後更らに圓滑化するには現機構ではまだまだ不充分たらざる得ない。現在の様に下部販賣機構が華人の未組織商人に牛耳られてゐては、折角邦品の供給が増加してもその利益の多くは之等華人業者の思惑屋に壟斷される。従つて配給機構に於ける華人業者の全面的組織化が絶對に必要である。次に輸出方面では土産品の輸出の多くが從來第三國向であつた爲に、之を圓域向に振向けるべく一大改革を必要としよう。買付、收買機構の確立はもとより對

圓域輸出機構の至急結成されるを緊要とする。

從來に於ける華中の對日貿易は對日輸入に比べて對日輸出が少い。それだけ片貿易の傾向にあつた。圓域内の自給、乃至東亞共榮圈の確立の見地からすれば斯かる現状は是非打開するを要する。それには先づ輸送能力（對日輸出の多くは重量の大なるものが多く、従つて土産品の輸送餘力は少なかつた）の擴大が必要であり、次には内地の低物價と華中の高物價に原因する差額の補償問題が出て來よう。後者の點は對華北、滿洲等にも或る程度同様のことが云ひ得よう。此の場合バーター制を採用するならば華北側が過般採用せる「特別圓」の活用が考へられるが華中の對日期待品は今日凡て軍票決濟で行はれ、新たに「特別圓」で決濟するには軍票と「特別圓」の差額を補償するか、そうでなければ新たにバーター制採用の對日輸入品を選出しなければなるまい。或は第三國品の華中廻品を内地に輸出する場合には此の「特別圓」の採用は理論的にも實際的にも可能の様に思はれる。然し此處迄論じると、問題は根本的な點に立ち至り、圓域内各種通貨の調整、圓域貿易調整措置に關する現機構を如何にするかといふ問題にぶつかるであらう。（十六・十・十一）

第二章 對中國貿易増進上の 通貨、爲替政策問題

一、對中國通貨政策の改訂論昂まる

昭和十六年七月末、米英ブロックの日本資産凍結を契機として第三國貿易は全面的に杜絶するに至り、圓ブロック貿易の重要性は益々加重される様になつた。

然るに現在の圓ブロック貿易を見るに、滿華における物價高の爲これ等地域よりの對日輸出は頗る困難な事情にあり、日本東亞輸出入組合聯合會の留保金の運用、輸出入物資に關する價格調整にも拘はらず、日本から輸出超過の一途を辿つてゐる。

これでは物資の非常に窮屈な日本が必要な物資を滿洲、中國から輸入し得ないばかりでなく逆に日本が滿洲、中國に搾取されてゐる様な貌ちである。

そこでこの際圓域間の物資の交易を圓滑にする爲思ひ切つて從來の通貨政策を修正し、特に對華北通貨との間に自然的な、妥當な爲替比率を作るべしとの意見が業界は勿論官廳の一部に

も有力となつて來た。

ドイツの如きはフランスの占領地帯は勿論、其他の征服地に於ても新しい通貨制度など作らず、被占領地の通貨とマルクとの自然の爲替比率に従つて交易を行つてゐる爲充分な必要物資を占領地域から獲得してゐるそうである。

此の際我が國當局者としても所謂臨戰態勢下、日滿華第一自給圈内に於ける物資交流の増進圓滑化を至急確立する爲に、現地政治經濟上の、又治安工作推進上幾多困難なる事情の存するは諒とするも、今日眞に國家大局の大乘的見地に立つて、萬全なる準備施策の下に思ひ切つた措置を講ずべき事が肝要ではあるまいかとの論議が漸次昂つて居ることは注目に値ひする。

(十六・九・十二)

二、對滿華貿易政策確立に伴ふ爲替調整問題

昭和十六年九月十六日の閣議後「昭和十六年度對滿支輸出入計畫綱領」が決定された。内容とするものは次の三項目である。

一、對滿貿易の維持推進

二、對中國貿易の飛躍的増強

附隨的には

三、佛印及泰に對する貿易額の増加

綱領には、資産凍結以來日本の對外貿易が事實上滿華及泰、佛印に局限された結果、從來第三國貿易の附隨的貿易として國民生活を脅やかさぬ程度に輸出を進めてゐた圓域貿易を、本格的な對外貿易の中心に据えたこと。この對滿華貿易は、舊來の所謂「貿易」なるものではなくて「共榮圈内部に於ける物資並に資金の移動調整」として今後の貿易を見ることが明記されてゐる。

綱領にはないが

一、對滿貿易は輸出入とも十五年度実績に對して約四分一減

二、對中國貿易は輸出に於て五分乃至一割の増、輸入に於て十割の増が計畫されてゐると云はれて居る。

對滿華貿易、殊に對中國貿易に於ては二つの問題が提起されるものと見られる。即ち

一、貿易業者の整理統合及び貿易機關の整備

二、對中國爲替上の變調是正

前者の問題は暫く措くとして後者の問題は、現在輸出に對しては輸出調整料を東亞輸聯で取り、輸入の際の爲替差損を補填する方針であるが、輸出は、一般日常消費品に限つて調整料を取ることにしてゐるから、このプール資金では輸入の爲替差損を埋めることは出来ない。資金上の最後の一手は政府で補助金を支出することであるが、これも財政當局で反對であるから、結局

一、爲替政策によつて解決すること、而して先づ對中國輸入の場合に於てこれを試みることと方針を定めた。即ち法幣の對日爲替換算率の如何に拘らず（實際は其の範圍内で）商品別に爲替レートを定め、これで輸入物價を定める、といつた方策によるものと見られ、目下研究中である。

將來は對中國輸出についても同じ方策が採られるであらう。（十六・九・二十）

三、對中國貿易に於ける價格調整、爲替措置問題

日本當面の貿易が中國を中心とすることは外部的狀況から明かである。華中が特に貿易上の

諸問題を藏してゐること亦言を俟たない。

日本の對中國貿易政策として、差當り次のことが考へられるであらう。

一、輸出調整料の増強

二、對日輸出品買付價格の低下

三、爲替政策上の技術援用

第一の輸出調整料の増強問題は、中國からの對日輸出を今後飛躍的に増加させようといふ際爲替上から來る價格の不足分補填策として絶對必要事である。

ではどういふ策が考慮されるであらうか。

イ、調整料率の引上

ロ、調整料徴收品目の追加

ハ、調整料徴收の嚴格化

調整料率の引上は理論上不可能に近い問題であるが、實情を見るとさして不當とも思へない。當局も又さう睨んでゐるやうである。調整料徴收品目の追加は、一般消費物資のみならず、一部の生産基礎資材にもこれを及ぼさなければならぬ。この方面からの調整料徴收増は相當多

額に見込まれるであらう。第三は調整料徴収の嚴格化の問題であるが、これは調整料を廢止して課税主義にしたらどうかといふ議論を可成り聲高に叫ばしめてゐる。

人によつて、時には物と場合によつて、相當にルーズな徴収を行つてゐるやうだと思つてゐるし、これを嚴格にするのが第一だと爲すものも多いのである。そして最後の問題としては、いつそのこと調整料制度を廢止して、輸出税を課すのが至當であるといふ者も多く、可成り有力である。

輸出税課税の理論は、一方に於て輸入の爲に價格補填として相當の補助金が出てゐるのであるから何故それだけの補助を出さねばならぬかの基礎的な數字、結局調整料徴収額が正當な金額であるか否かの問題に歸着する。次の理由は財政課税である。何といつても補助金を減額する爲に調整料（こゝでは税になつてゐる）を澤山取らねばならない。これには調整料を廢止して輸出税にしてつたほうが嚴密に取れるであらうといふのが眼のつけ所である。

然し輸出税課税の問題は昭和十二年、議會で一蹴されて其の後未だ決定的な議論にはなつてゐないと見るべきであらう。技術的には現在既徴収の調整料をどう處分するかの問題もある。

輸出税課税の問題は官廳間でも幾多の議論に岐れてゐる様であるが、昭和十二年と今日とは

事情は一變してゐるとなして關係當局では希望を棄てゝゐない。従つて現在の「有力」程度の意見から、支配的な意見へと進展しないと請合ふわけにも行かないほどの問題と云はねばならない。

次は對日輸出品の買付價格の低下の問題である。これも又議論が多くて、現在程度の價格で買つてゐるのが一番適當であると爲すものもあるし、否、物によつてはもう少し安く買叩けると爲すものもある。前者の議論は滿洲で經驗したやうに、餘り安く買叩くと生産が止る。即ち他の生産へと逃込まれてしまふといふのを第一の理由としてゐる。後者の理論は實際問題で不當な値段で高く買つてゐるのも實際あるのだと見るところから生じて來る。大本の態度としては前者を旨とし、實行に當つて後者を参考に注意すれば幾分かの足しになるであらう。

現地の價格問題は喧ましく、輸出の際でも調整料を中國消費者に轉嫁することなき様政策的には留意して來てゐる。

對日輸出増強を一部中國側に協力させるといふことは、安く買叩くことによつて第一に中國生産者に負擔させるといふ考へ方、第二は仲介の買取業者の利潤を統制してこの方面に協力させること、内容的には買取品の中國内轉賣は高く、日本向輸出は安くして、其の間の不當に負

擔させない様になるといふ考へ方、結局これは中間業者と中國消費者の負擔となるのであるが、さうした見方も行はれてゐる。最後に南京國民政府の負擔も理論として考へられるのであるが、これは未だ實情に添はない。

第三は爲替技術上の問題であるが、當局は慎重に諸策を考慮してゐる。こゝに基礎的な問題としては

- 一、圓元パリの國策的レートを改變するかどうか
- 一、日本側の輸入代金を軍票で拂ふか、舊法幣で拂ふか

の問題であるが、前者は長い賛否の議論にも拘らず、未だ圓元パリ方策は不變の態度を持してゐる様である。尤も検討されてゐることは、財政當局として勿論さうして居るのであるが、不變の態度には變りがないと見られる。理由は主として中國物價の抑制問題から來てゐる。

後者の問題は極めてデリケートな問題で、慎重研究を遂げられ、やがて現實の爲替政策となるであらうと思はれる。(十六・十・十一)

四、對中國輸入增強及び輸出調整料増徴問題

——企畫院主催・日滿支貿易連絡協議會經過

1. 協議會開催の目的

日滿支貿易連絡協議會(昭和十六年十月七日—十日)開催の目的は

- 一、中國からの輸入確保
- 二、日華間の爲替不均衡に對する外援的是正策としての調整料増強の二問題を解決するにあつた。

第一の中國からの輸入確保は次の事情によつて直接説明される。

- 一、十六年度物動計畫は滿華を東亞自給圏として之に主點をおいてゐること

第一補給圏(佛印、泰)

第二補給圏(東洋諸地域)

第三補給圏(第三國)

とあるが、現下の情勢では第一補給圏までが計畫に入る位のものであらう。何といつても滿華

を中心としてこの三ヶ國の物資交流によつて物動計畫を樹てる外途がないのである。

二、對滿貿易は大體收支償ふ程度であるから、當面の問題としては中國からの輸入を如何に確保するかにある。中國からの輸入は十五年度実績に對して、約十割増を見てゐるやうであるから、詮じ詰めれば中國からの輸入確保が十六年度物動計畫上の主要問題となるといふ事が出来る。

第二の爲替問題は

一、政策として圓元パーであること

二、所が圓と中國通貨とを夫々第三國通貨（米ドルなりポンドなり）にレートを置いて見ると、其處に矛盾が生じて来る

調整料は實に之の矛盾是正の策として採られたのであつた。即ち對中國輸出に際しては、爲替上の不均衡から不當の利益が齎される。逆に對日輸入に就ては不當な安値に置かれる。だから前者に於て調整料を取り後者の場合に於て之で損失を埋めるといふのがこの機能であつた。所が輸出調整料だけでは輸入に際しての差損を補填することが出来なくなつた。そこで問題は

三、調整料増徴に關する件

となつて現れた。結局之を大觀すれば、昭和十五年でさへ調整料不足の爲輸入確保が困難であつたのに、十割増の十六年度輸入を如何にして實現するか、その爲の調整料増徴策如何といふことになるのである。此の對中國輸入確保とその爲の調整料増徴の問題及び之に伴ふ貿易新體制として新貿易機構を作ることが、今回の協議會開催の目的であつた。

2 協議會の經過

初めは七日から九日まで三日間の豫定であつたが、會議の進行につれ一日延長されて十日迄四日間になつたといふのは

一、調整品目擴大に關する特別委員會の外に

二、輸入機構に關する特別委員會

三、圓域對第三國貿易調整に關する特別委員會

四、中國よりの輸入物資價格調整に關する特別委員會

の三つが新設され、その論議が相當闊はされた爲であつた。

結局十日に各特別委員會の答申が本會議（協議會）に附議可決され、後は各關係省で細目に

就て研究を遂げることになつた。なほ協議會終了後民間との懇談會が催されるのではないかと
の風評もあつたが之は取止めとなつた。

3 解決案「A」

調整料の増徴策としては特別委員會の名稱でも窺へる通り

一、輸出調整料徴収品目を擴大すること

に決定した。尤も何の程度に擴大するかは嚴秘に附されてゐるが、現在四百三十品種に亘り現
地消費物資について徴収してゐる調整料を、相當範圍に之を擴大し調整料増徴に資することに
したのである。

茲に大陸建設物資の輸出についても調整料を徴収するかといふ問題があるが、この點は今後
の研究に俟たれてゐるやうである。

二、調整料率は之を引上げぬこと

三、調整料に代る輸出税は賦課せぬこと

と暗黙の間にその方針は決定した。

さて次は右調整料を以て輸入物資價格をどう補填するかの問題であるが大體

一、石炭、鐵（鐵鑛石、銑鐵）については總動員法第九條の輸入命令で價格補償が出来るし
一部（十五年分）は既に豫算化し、他（十六年分）は次期議會で十六年度追加豫算として
追加されることになつてゐるから、此の方面の價格補填は政府の財政に一任することゝな
らう

二、他の生産擴充物資、一般消費物資については調整料を以て低價格補填を行ふ

三、調整料で未だ尙不足の場合は（此の點については未だ決定してゐないが）日本財政の犧
牲が覺悟されるであらう

政府が氣にしてゐるのは、輸出調整料を取つて一體輸入價格の補填に用ひてゐるであらうか
との民間の危惧である。此の點は確かにさうしてをるといふのである。

解決案「B」

豫算を出したり、調整料を使つたりするほどだから、現地の買付價格を少し安く買叩いたら
どうかとの議論もあるが、之は生産の轉換、物資の逃避等を招く惧れがあるから決して爲すべ
きでないとしてゐる。が、現地に於て價格的に相當考慮すれば調整料もさう大きくなくて濟む
であらうし、さうすべきだとの意見も相當あるのである。それは

一、現地生産者の負擔
二、仲介業者の利潤統制
によつて行はれるが此の點の研究は今後に屬する。

解決案「C」

調整料、補助金の問題が源を爲替に持つてゐるとすればこの方面の論議もあるべきであつたが、この事に就ては検討しなかつた。然し當局には然るべき案がある。尤も之は全面的に行はるべきものではなく、局部的に事情に應じて行ふ一策にすぎない。

以上が當局の日華貿易間の諸問題の解決案であつた。之に續いて日滿關華間の貿易機構について大刷新が決定された。(十六・十・十五)

五、東亞向輸出調整料に關する諸問題

1 輸出調整料徴收品目の追加

「日滿支貿易連絡協議會」では輸出調整料徴收品目の追加を決定したが、その根本方針は次の如きことが明瞭になつた。

- 一、從來と同様建設資材の輸出に對しては調整料を徴收しないこと
- 二、一般消費物資のみについて、殆んど全般的に調整料を徴收すること
- 三、調整對率は之を引上げないこと

第一の所謂建設資材なるものは、諸種の機械類、木材(枕木等)等現地の經濟建設或は軍事的な諸施設のための輸出資材で、これは輸出の圓滑性を保持する爲めに依然として調整料は徴收しないことにした。

第二の一般消費物資に對する全般的な調整料徴收は非常な强硬政策のやうであるが、實は徴收漏れとなつてゐた品種を捜し當て、之を追加する程度に過ぎない。だからその額も僅少で、一割乃至一割五分程度の増強と見て差支へあるまい。

第三の調整料率は輸出物資によつて著しく異り、少いものは一〇%多いものは一〇〇%に及んでゐる。この料率を据置くことが理論的に妥當なりや否やの問題は無論存するが、當局が敢て調整料率据置を決定したのは、他を爲替措置で解決する肚があつたためであらうと思はれる。

2 對日輸出價格の補正策

次の問題は爲替上の矛盾から來る對日輸出價格の補正策として

- 一、調整料により補填
- 二、補填品目の擴大
- 三、補助金の交付

の三問題であるが、第一は今回増強された調整料でも勿論價格差損を補填し切れるものではない。そこで當局の方針は二つに分けて考へられる。

第一に製鐵用石炭、銑鐵、鐵鑛石、屑鐵については總動員法第九條（輸入命令）による損失補償として商工省豫算に計上し、この隨時的増強によつてこの方面への調整料補填はせずに済むことにした。十五年度分は七十五議會で支出決定したが、十六年度分は來るべき議會で十六年度追加豫算として計上される筈である。

第二に石炭、鐵類以外の一般消費物資の輸入についてはのみ調整料補填が行はれるの、あるがこれは漸次補填品目を増加する方針と見られる。現在は中國の土産品目について補填が行はれてゐる模様であるが、今後は隨時事情によつて土産品目中調整料補填品目を増加し、次第に一般消費物資に及ぶであらう。

第三に而も尙ほ調整料が不足を來す場合は最後の手段として補助金交付が考へられる。補助

金交付は商工豫算として貿易振興費となるか、總動員法を援用して東亞輸聯に對して爲されるか、その所は未だ判明してゐないが補助金交付は必至と見られる。（十六・十・廿五）

六、對中國輸入増強上の一措置

——商品別特殊レートの設定

「日滿支貿易連絡協議會」はその最も重要な問題である爲替問題を殊更に度外視した。度外視したといふわけではないがこの重要な部分は、専門當局の専門的檢討と措置に任せたのである。且つ爲替上の措置は現地、内地を通じて極秘裡に施策して行かねばならない關係上會議の表面には出さなかつたのである。其の外、爲替上の措置は直ちに其の全分野に於て永久に施すべきものであるか否かこれにも問題があり、其の時々の情勢に従つて適宜の措置を施すべきものであるといふことが、今回當局がそれを極秘にした理由となつてゐるのであらう。

先づ内容に就いて眺めて見よう。

輸出調査料を取つて其のプール資金で輸入價格の補填をなす。其の補填資金が足りない。殊に中國から從來以上の輸入を確保しなければならぬといふ時期に當つて、輸出調整料の増徴

は一層必要である。だから過般の連絡協議會では輸出調整品目の擴大による調整料増徴が問題とされた。しかし其の際決定した程度の調整料増徴では現在の要求には達し得ない。ほんとに調整料増徴を狙ふなら調整料率の引上を斷行しなければならなかつた筈である。しかしこの點には觸れなかつた。それは之に代るべき措置として爲替上の問題を取上げこれを解決することによつて中國からの輸入確保を實現しようとした爲めである。

では如何に爲替上の問題を取上げこれを如何に解決しようとするのであらうか。

元來日本から輸入代金を送る場合、次のルートによつて舊幣（舊法幣）に轉化された。

爲替Aルート 日本圓（一〇〇）—軍票圓（一〇〇）—舊幣（二五〇）

即ち日本の爲替銀行に拂込まれた例へば百圓は、中國（上海）で軍票百圓拂渡すことになり、物資買付に際しては舊幣が必要だからこれを舊幣に換へる。

新爲替制度が考へられた時分は、軍票は四十圓の相場を有してゐたが理論上この相場に基礎を置いて考へると、軍票百圓は舊幣二百五十元に交換される。つまり日本の百圓は中國に行けば二百五十元になつて握られるのである。

現在の軍票相場は資産凍結以來急騰して二十五圓程度となつた。従つて日本圓百圓は四百元

になるのであるが、爲替理論から見れば二百五十元でも四百元でも一向變りがない。前の例の方が一層見えやすい爲替問題解決當時の相場であるからこの相場を例にとつて云ふと——日本圓から舊幣に變轉して行く過程を中國現地の爲替相場によらないで米ドルを介して空想的にレートを定めたらどうなるであらう。

日本圓の相場は對米二十三弗十六分の七であり、舊幣の相場は對米五弗十六分の五である。前者は日本の政策的相場で不變であるし、後者は米英重慶で取極めた一種の公定相場である。

この日本圓と舊幣との對米相場關係に於いて互の價値を計算して見ると日本圓の百圓は舊幣の四百五十二元餘となる。これを一つのルートとして爲替を組むことが出来るとすれば、その間の相場も新しい數字を生むことになる。即ち

爲替Bルート 日本圓（一〇〇）—舊幣（四五二）

これは實際的には日本で爲替銀行に百圓を拂込んだ者は、中國に於ける同支店から軍票でなしに、直ちに舊幣を受取るといふことによつて實現される。

爲替Aルートと爲替Bルートとは向ふ側で受取る代金に於いて452元—250元=202元の差が生じて来る。つまりそれだけ多く舊幣を手に入れることが出来るのである。政策的に云へば

調整料で貰ふ代りに爲替措置から二〇二元だけ先づ貰つてしまふことが出来るのである。

調整料の不足分は斯くして補ふことが出来る。

A爲替レートを改めてB爲替レートに乗換へることは、現地に於ける日本側の銀行がそれだけ多く舊幣を有してゐるといふことを前提とすること勿論である。それに自ら制限があるとなれば、B爲替レートも自然制限が生じて来る。従つて誰にでもB爲替レートを利用させるといふわけには行かないのであらう。

一つの考へとして輸入商品によつて現地と内地との価格を見てこの均衡を破らぬやうに適當にレートを定めるといふのも面白い行き方である。適當に爲替相場を定めると言つてもそれは概ね二五〇元から四五二元の間で定められるであらうことは想像できる。

商社によつて物資次第で適當にB爲替レートを利用させ、かつての爲替レートも適當に定めるといふ案は貿易業者として大いに注目すべき政策であらう。

しかし茲に一つ悪いことは斯くすることによつて現地で買付を行ふ者が高く買ひ漁るといふことである。現地の物價高がこの方面からも實現しては問題なので當局も心配して居る様である。

現在は軍票が二十五圓の相場である。従つてA爲替レートによるも舊幣は四百元取れるので

B爲替レートと大差ないことになつたがなほ其の間の開きはある。

兎まれB爲替レートが問題となるのは、軍票價值が低いときに特に聲が高く、價值が高くなるとそれ程でもない憾みはあるが、爲替上の措置一本で幾分でも多くの「元」がとれるのであるから依然注目すべきことであらう。(十六・十一・一)

七、對中國輸入促進策としての法幣爲替制度

法幣爲替制度は中國からの輸入促進策として寔に面白い制度である。調整料で價格補填をしたり補助金を交付したりする代りに、輸入代金を送つた際に爲替換算率に新制度を援用して前者と同じ効果を狙ふ。この制度が一般的に行はれれば調整料もそれ程要らなくて濟む筈であるし、問題の補助金も少額で足りる。然し法幣爲替制度には一つ的前提が必要である。それは

一、舊法幣をそれだけ餘計に拂ふ餘裕をもつてゐること

である。ではどの位の舊法幣を現地は保有して居るであらうか。又將來何の位の速度でこの舊法幣が手に入つて来るであらうか。それによつて法幣爲替制度の擴大程度が決るのである。

舊法幣の現有額に就いては嚴秘に付されてゐる。舊法幣が手に入る速度は近時非常に速まつた模様でそれは舊法幣の信用失墜、米英からの法幣維持資金が絶えたこと（細々となつて絶えたと同じである）に由來して、現地では競つて圓系通貨に乘替へたがる情勢である。

法幣維持資金が涸渇し、加ふるに内外の狀勢より重慶が大きな打撃を受けてゐる際法幣が棄てられ圓系通貨が幅を利かすのは理の當然であらう。

斯様な理由で舊法幣が手に入つて來るとは云へ、何の種類の貿易に對しても法幣爲替制度を援用するかといへば、それ程には達してゐないのであり又さうする必要はないとされてゐる。

當局では特定の輸入品を選んで現地と内地との價格の均衡を考慮しつゝ、圓と舊法幣との爲替換算率を定めるといつた方法を探るであらうと思はれるが、實例に就いては未だ系統だつた傾向は示してゐない。

第二の問題は法幣爲替制度による損失或は利得した場合の補償關係は何うなつてゐるであらうか。即ち

一、法幣爲替制度による損益負擔者の問題がある。それは當然現在の政府の政策的傾向からすれば、横濱正金銀行内に法幣爲替特別勘定（假稱）といつた様なものを設定して、損を

すればそこで補填をし、得をすればそこで取上げる仕組にするであらうことは想像される。

三、正金の特別勘定に對する補償は何うなるかの問題は勿論日本政府で負ふのであるが、第七十六議會で協賛された「外國爲替管理法第三條の規定に依る政府の命令に基き外國爲替銀行その他對外取引を爲す者の蒙ることあるべき損失を補償する爲、總額五〇、〇〇〇、〇〇〇圓を國庫の負擔となるべき契約を昭和十六年度に於いて爲すもの」なることを規定してある。その規定に基いて、この豫算外國庫負擔から將來支出されるので支出が決定すれば改めて豫算に計上されることになつてゐるのである。

法幣爲替制度は軍票圓の價值が昂まつた今日得失の薄いものであるとは云へ依然興味のある政策である。（十六・十一・八）

八、再論・法幣爲替制度の全面化

茲に再論せんとする對中國貿易増進策としての法幣爲替制度なるものは謂はば一つの論である。従つて之が政府の斷定だと思ふことは早すぎる。然し一つの有力な議論であり有力な方面

で有力に叫ばれ且慎重に研究されて居るとすると見通すべきことではない。

1 輸出調整料制度の稀少効果

元來輸出調整料徴收制度は日華爲替政策上の矛盾から來る穴埋め式な便法であつた。

對中國輸出の場合には餘りに利潤があり過ぎる。その利潤は正規な商業（貿易）利潤から來てゐるのではなく爲替上の不均衡から招來される事柄である。そこで正しい利潤の部分を除いて過當利潤はこれを取り上げた。而して此の金はプールされて中國からの輸入の際の價格補填に用ゐた。之も爲替上から來る不當低價格であつたからである。調整料徴收制度の簡明な理論は即ち以上に盡きる。

「日滿支貿易連絡協議會」は調整料徴收品目の擴大をもつて對日輸入の圓滑化を圖つた。然し昭和十五年九月以來一ケ年間の調整料徴收總額は一億圓足らずであつた。新たに品目擴大を行つてもそれは精々一千萬圓か一千五百萬圓位のものである。こんな端金でどうして對日輸入強化が出來よう。其處に何等かの根本的な對策が必要であつたのである。

2 明年度豫算と物動計畫

先づ共奉團からの輸入強化が如何に必要なか、其の必要なものがどの程度に絶對性を帯びて

あるかの點を眺めて見よう。

昭和十七年度豫算がどんなポリニュームを持つかは窺知すべくもないが、十六年度のそれに比して相當額の膨脹を見るであらうことは豫見に難くない。ところで物の方はどうか。

- 一、十七年度中に内地で生産される物
- 二、十六年度以前に内地で生産された物及び輸入された物
- 三、十七年度に外國から輸入し得るもの

粗く別ければ此の三つの物が十七年度物動計畫になるのである。此の内第二の過去の物動計畫の十七年度物動計畫への編入は

- 一、廢品の回收
- 二、未動遊休設備の活用

と此の二つである。廢品の回收は今後とも強化されるであらうが、こんなものは物動計畫の足しになるものではない。問題は未動遊休設備の活用である。之を又更に二つに別けて考へると

- 一、生擴未動遊休設備から生擴活用設備に廻される物
- 二、生擴未動遊休設備から政府豫算に直接關係のある國防的消化に轉用される物

とである。産業設備管團といふと前者ばかりを考慮に入れてどうの斯うのと云つてゐるやうだが、一體此の方に轉用される物がどれだけあるであらうか。其の計算は色々あるであらうが、原材料の關係もあるし、機構設備其のものも直ちに利用し得るものばかりはあるまい。と同時に夫れは「生擴を急がなければならない」といふ根本論とは結びついてゐるが、實情とは遙かに隔つてゐる。實際として其處には思はぬ幾多の困難が横はつて居ることであらう。

以上の未動遊休生擴設備を豫算の方面と關係ある消費に廻すことは今後共愈々差迫つて來る。此の方面に働いてこそ産業設備管團が急遽出來上つた理由があり臨時議會に提案した緊急性も其處に存すると見てよいであらう。

次に第三の外國からの輸入は目下の貿易が圓ブロックのみとなつてゐる以上滿華からの輸入確保といふ結論に落付く。

斯くて量的に見て十七年度物動計畫を構成するものは内地生産と、滿華（特に中國）からの輸入との二つが主要素となるべき事は明確である。廢品回收（設備の利用も結局之を廢品として官需物動計畫の中に入るのであるが）など極く僅かなものである。而も十七年度（臨時議會以降の十六年度も同様）物動計畫は大陸の物資に依存するところ最も大きく、内地生産が若

し減少すれば夫れだけ大陸物資に喰込まなければならぬと言ふことになる。そればかりではない。若し金の豫算が膨大化し内地生産の物が到底夫れに追つ付かないとなれば、必然的に大陸の物資を當てにせざるを得なくなるのである。而も又其の緊急性、絶對性は國防豫算に關する限り絶對に豫算實行不可能を避けなければならないのであるから正に100%である。

對中國輸入促進政策は斯くして絶對的な必要性によつて推進されてゐる。金と物の開きはどうかしても滿華の物資で埋めて掛らなければならないのである。そこで對中國貿易の現行政策を更めて見直すに見た様な政策でどうして對中國輸入が確保されようか。

3 爲替政策に依る根本的治療

一億一、二千萬圓の金ではどうしても對日輸入が確保し難いといふ場合は最後の手段として財政支出を仰がなければならない。その方法は

一、現在鐵、石炭、鐵礦石等に用ゐて居る總動員法第九條に基く輸入命令の發動による補償制輸入物資の擴大

二、其の他一般輸入物資に對しても總動員法とは別に補助金として支出すること
何れの方法を採つても單なる豫算技術の問題にすぎない。要するに調整料の不足分を補助金

で増大するのである。

此の問題に當面した時に財務當局たるや又考へざるを得ないであらう。財務當局また爲替當局である。補助金支出は元來爲替政策から來て居るとすれば、一應爲替政策の根本的建直しを考慮しなければならぬ。

爲替對策として當局の腦裡に最初から浮んで居たことは法幣爲替制度であつた。が此の制度は手持法幣(舊法幣)資金額によつて左右されるのでほんの一部が實行されたのみである。即ち十六年七月二十一日を以て極めて祕密裡に特別の場合を限つて居たのである。此の法幣爲替制度を全面的に(或は全面的でなくても支配的に)擴大したら何うであらうかといふ議論が起つてゐる。ほんの一部に對して行つて居たといふのと、全般的に及ぼすといふのは政策の根本を更へなければ出來ないことなのである。又此の政策遂行による諸影響もありその方面の根本的對策も必要になつて來る。そこで當局は之を執行するまでには相當時日を費し研究を重ねることであらうと思はれるが、根本方策は既に決つて居るかの如く見える。

法幣爲替制度は輸入代金として送金する場合、圓で日本側爲替銀行に支拂はれた金は上海其他で軍票圓で受取るといふ舊制度の代りに、直接法幣でもつて受取るといふ形式であるが夫

れによつて送金額が法幣資金に於てどう異なるかは既に見た通りである。即ち日本圓と舊法幣とは夫々の對米公定相場(前者は二十三弗十六分の七、後者は五弗十六分の五)に依つて換算され、日本圓百圓は四百四十數元となつて支拂はれる。之が法幣爲替に依る送金である。現行制度では一旦軍票圓(百圓)にして渡され、軍票圓より舊法幣に換へられるので、軍票圓の相場によつて或る金額の元が入手される。(軍票圓の相場が二十六圓四分の一位であると三百八十元餘となつて夫れ程相違はないが、軍票圓が今日程高くないと大きな開きになつて來る)

受取られる金額の大小は別として、法幣爲替制度に依れば爲替上の矛盾は完全に解消して了ふ。従つて調整料だの補償金だのと云つた問題は自づと消えて了ふのである。

輸入に關して法幣爲替を用ゐるのみでなく、輸出に際しても同様の措置に出るならば、爲替は順調化し調整料徴收の問題はなくなり爲替上の問題を爲替上で解決したことになる。

此の制度の全面的採用は目下の注目事であり、之こそ其の成行が最も注目されてゐる對中國貿易増進策上の最大問題なのである。

4 法幣爲替制度と其の影響

法幣爲替制度は横濱正金銀行に「補償制法幣爲替取引勘定」なる特別勘定を設けて實行され

る。其の勘定の損失は政府の補償となり利益は政府へ納付される。之と結びつく政府豫算は豫算外國庫約五億圓（十六年度以降五ヶ年を限り十六年度に結ぶことを得）である。此の五億圓は他の凍結資金及び資産の補償と合せて尙増額される見込であるが、兎も角斯うした固い基礎を持つて居るのである。

法幣爲替制度の全面化から結果する影響は次の二つである。

一、軍票圓の遊離

二、圓元パリの回避

日本圓と元とが直接タツチすることになると軍票圓は遊離を免れない。こゝに軍票圓の價值維持の難問題が起つて來る。

又圓元パリ政策は觀念上の問題に過ぎなくなつてゐるのであるからどうでもよいやうなことであるが、兎も角さうした現象を呈することになるのである。

第一の軍票圓の遊離とその價值維持の手段がなくなることは將來とも考ふべき問題で、當局が全面的法幣爲替制度に乗り切れない態度は此處から來てゐるのである。且つ一方、法幣は圓によつて直接價值維持が爲されることになる。軍票圓の遊離は軍票圓の漸次的回収と、新法幣

の代換とを前提とするならば差支へない。然し軍票の代りに新法幣を置くといふことが得策であるか否か、又そんなことが出来るかどうか此の點にも問題がある。今のところでは矢張り軍票制度で行つた方がよいのではないかとの議論も相當強いので、法幣爲替制度も此の點影がうすいと見なければならぬ。

次に法幣の價值をどの程度に置くべきかの問題がある。今軍票圓は昂騰趨勢にあり、當局は軍票圓と法幣との價值關係を如何に置くべきかに就て研究中であるが、軍票を回収する場合でも日本圓と法幣との價值關係が問題として残される。

法幣は米・英・蔣の代表者が相集つて「公定相場」なるものを決めたのであるが、安定資金は枯渴しその出勤が微弱（最近殆んどないと見られて居る）となつてゐる今日、米英に依る法幣の安定は期せられない。そこで軍票圓と法幣乃至日本圓と法幣の價值關係の問題が起つて來て居るのであるが、法幣爲替制度を施行するに付ても此の問題が核心となるであらう。

最後に法幣爲替制度にとつて有利な條件は、軍票圓の價值が騰貴して圓と元との對外價值の開きが小さくなつたことである。即ち圓元パリは或る意味で現實化しつゝあることで此の事は法幣爲替制度の實施を容易にして居る。

結 語

以上概論した如く現在法幣爲替制度は一つの有力な議論たるを失はない。が然し之を實行するには幾つもの前提条件が必要だし又幾多の影響がある。之等が皆問題の大きいものなので直ちに實行されるか否かは断定出来ない。然し之を一つの考へ方とし現在の調整料制度を解消し、財政支出も軽減したいといふ希望の下に、慎重な研究が行はれて居ることは事實である。

(十六・十一・三)

第三章 貿易統制機構並に貿易業整備問題

一、貿易統制會設定の大綱方針

商工省では貿易部門に於ける統制會を設立すべく先般來具體案の作成を急ぎつゝあるが、目下(十六年九月)判明せる所に依れば結局全世界を通ずる一本建の統制會を作り、その下部機構として東亞部會、南洋部會及第三國部會(或は歐米部會)の三部會を設けることに落ち着く様である。

此の内南洋部會は現在の南洋貿易會がその儘吸収され、ばよいが、東亞部會を構成する豫定の現在の日本東亞輸出入組合聯合會は輸出入物資に關するプール計算制を實行してゐるので、それを此の儘貿易統制會に持つて來るわけには行かない。と言ふのは統制會と言ふものは原則として共同販賣とか共同購入とかプール計算等といふ事業は出来ない事になつてゐる。そこで東亞輸聯の事務局中、企畫とか調査とか言ふ部分だけを統制會へ持つて行き、殘餘の機構で別に價格操作の機關を設ける事が必要とならう。

第三國部會は言ふ迄もなく商品別買取會社及び組合を以て構成されるが、現在第三國貿易は一船毎の極く僅かな取引しかないから、一應第三國全部を引つくるめて一つの部會として、今後取引が盛んとなればこれを細分して部會を作つて行く方針である。

尙「貿易統制會」と言ふ名稱は統制的色彩が濃厚すぎるので對外關係をも考慮して、南洋貿易會と同様に統制と言ふ文字を取つて單に「貿易會」と言ふことにする模様である。

(十六・九・十二)

二、貿易統制、業者整理、行政機構の整備改編問題

——日本貿易報國聯盟主催・官民懇談會經過

重要産業團體令も愈々十六年八月卅日附を以て公布施行を見るに至り、貿易部門に付ても其の指定事種として近く閣令を以て之が適用を受け、所謂貿易統制會なるものゝ設定が愈々現實化して來たのを機會に、本聯盟は十六年九月十九日正午より東京丸ノ内中央亭に於て、第一線の官民關係各位の御來會を得て貿易統制問題並に之に關聯する諸問題に就き官民懇談會を開催忌憚なき意見の交換を爲すの機會を設けたが、茲に其の經過の概要を摘記すれば大要次の如く

である。

○出席者

官廳側

商工省貿易局東亞課長

同 歐米課長

企畫院第五部第二課長

民間側

淺野物産株式會社副社長

日本東亞輸出入組合聯合會常務理事

三井物産株式會社業務部長

三菱商事株式會社業務部次長

三菱經濟研究所主査

南洋貿易會主事(水島理事代理)

日本絹人絹輸出振興會常務理事

小笠公韶	小野幸七	上野幸七	小野幸太郎	二宮新五	黒田鴻之助	今井富之助	塚本榮	服部勝威	木村三郎	秋山玉吉
------	------	------	-------	------	-------	-------	-----	------	------	------

○懇談事項

凡そ時局下國家計畫貿易推進の爲の我が國貿易統制機構を如何に構想し如何に運用して行くべきかといふ事を考へる場合、便宜上先づ比較的恒久的なるものとしての夫れと現下の所謂臨戰態勢に變應すべき臨機的なるものとの二つに區分するとして、今回公布施行を見た重要産業團體令に依る所謂貿易統制會なるものは即ち前後者を通ずる根本的にして而も一元的なる統制機構たる事を目途するものであるとしても、尙その具體的なる構成如何といふ事は貿易部門に内在する特殊性と内外各般の現勢よりして極めて複雑至難の問題たるべく、其の形式を備へる事は容易なりとして、其の内容を充實し實效ある全面的運行を見る事は遽かに期し難いと爲す向もある。而も現下の第三國貿易の杜絶、敵性諸外國よりする對日資産凍結令の強行、國內關係業者の過剩、部局的統制機關の未整理重合等の客觀狀勢は、一刻も早く之が變應、轉換、整備を急行し、臨戰經濟體制の一翼としての國家計畫貿易の推進に應急すべき事を要請して居るのであつて、従つて此の際必ずしも右團體令に準據せる綜合的統制機構の整備確立を計るよりは、寧ろ從來の法令諸機關の強力なる運用操作に依る實果第一主義の貿易統制方式如何を攻究即行すべしと爲す考へ方も行はれて居るものゝ如くである。而もその孰れの場合に於ても、當

然之に隨伴すべき中小貿易關係業者の整理、外廓的一般貿易團體の統合等所謂業界の整備確立の問題、更に之等民間に於けると同時併行すべき貿易行政機構の改革統合等の事は、各れも刻下緊急必至の重要案件たるべき事は茲に更めて謂ふまでもない所である。

依つて本懇談會に於ては取敢へず如上の事を議題として忌憚なき懇談を煩はさんとするものである。

一、重要産業團體令に基く貿易統制會機構

イ、大綱として綜合一元的なる統制會を設定し其の内に南洋、東亞、第三國（假稱）の三部會を設定、之を包括する方式で行く様に傳へられて居るが、問題は夫等地域別部會の下部機構を如何にすべきか、南洋部會に就ては既設の南洋貿易會の機構を其の儘包攝するとして時局下最も比重を加へたる日滿華圓域貿易統制を管掌すべき東亞部會の末端に至る迄の内部機構を如何にすべきか。

ロ、第三國部會の内部機構如何、所謂第三國貿易の殆んど全面的杜絶状態にある今日、暫定的に既存の第三國貿易統制諸機關、機構を改編吸収して南洋、東亞の圓域貿易遂行に轉用せしむべしとするならば其の具體策如何

二、必ずしも重要産業團體令に依らざる貿易統制方式

要するに重要産業團體令に基く統制會に依らざる行き方で而も現下の臨戰態勢に即應し、國家貿易計畫に基き緊要なる物資の輸出入を迅速に確保し得る方策ありとせば如何

三、中小貿易關係業者の整理救済方策

前項一、二、各何れの方式に依るも貿易統制の強化、統制機構の整備は、現在の如き過剰中小貿易關係業者の整理を前提條件としてのみ考へられ、必至のものとして結果せずにはおかぬがその場合もこの事を廣く中小商工業者の整理救済問題一般として處理せらるべきか、又は貿易關係業者のみの問題として、局限處理すべきかは別として、之が具體的にして而も實行可能なる方法の策定は至難の事であり、或は業者の免許制、企業合同の促進、或は轉、休業資金の貸與等各方面に於て各種の對案が傳へられて居るが、果してその何れが執らるべき最善の方策であらうか

四、貿易行政機構の整備改革

以上民間側に於ける貿易體制の整備、確立、業界の整理再編に對應して、否寧ろそれに先行して政府側に於ける行政機構の改革統合が爲されねばならぬと言ふ事は、従前各方面に

於て論ぜられ要望せられてゐる處であり、嘗て貿易省設置問題として時人の論議を捲起した事もあるが、其必要は内外環境の一層急轉緊迫せる今日、益々強められて來つゝあるものと考へられるのである。勿論此の事は單に貿易關係のみの問題に止まらず、延て現行の行政機構全般の改革問題に繋つて來る問題であるが、之等に就き最も合理的にして而も急速なる實現可能の方法、機構は如何なるものであるべきか。

○ 經 過

定刻開會、先づ

一、重要産業團體令に基く貿易統制會機構

二、必ずしも本令に依らざる貿易統制方式

を一括議題として懇談に入つたが、現下の所謂臨戰體制及び幸ひにして戰亂の終熄せる後の世界及び東亞の新秩序建設戰を通じて、産業經濟の全般に對する國家計畫化、之を實行する爲めの國家統制の強化は恒久必至の方向であり、當面最緊要の方策である以上、而して重要産業團體令制定の本旨又斯かる目的達成の爲めの國家の意思を法式化したるものである以上、貿易部門に於ても、それに内在する特殊性と現下内外情勢の變轉複雜を極めて居る所から、此の際本

令に基く綜合一元的なる統制方式に依らざることを妥當と爲すといふ積極的な理論並に實際的理由と根據とが無い限り、やはり本令に基く統制會の方式、機構に依つて統制運用せらるべきであるといふに意見一致を見た。然らば其の具體的構成如何といふに商工省當局としては目下折角研究中であるが、未だ民間に對して參考呈示すべき程度の原案すら得るに至つて居らず、只綜合的なる貿易會の下に東亞、南洋、第三國の三地域別部會をその下部に置くといふ點だけは當日の官民懇談の裡にも諒得せられた處であつた。

尙ほ統制會設定に際しては貿易業自體の特殊性を充分認識し、徒らに既存の各種法令、機構の包括的組替え按配に依るメカニズムの精細さを追求するといふ様な事を避け、特に對外關係を顧慮して「統制會」といふが如き名稱を冠することは可及的避けられたしとの希望ありたるに對し、商工省小笠東亞課長より、現下及び今後の我が國貿易政策の最大眼目は九月十六日決定された對滿華貿易計畫に於て明示した通り、日滿華圓域間の物資交流の圓滑増進を圖つて東亞共榮圈の自給性確立に貢獻するに在り、従つて其の爲めの物資と通貨との兩方の側よりする措置如何が最大の問題であつて、それを運用すべき機構の如きは謂はゞ單なる容器に過ぎず、従つて容器は成るべく簡單にして而も綜合的なるを最善と信する旨の答辯があつた事は

寔に眞實を衝いたものとして傾聴に値ひした。次で

三、中小貿易關係業者の整理救済方策

中小業者の企業合同の促進、貿易業の免許登録制の實施或ひは轉、休業資金の貸臺等各種の對案が現在民間關係各方面から傳へられて居るが、結局その孰れも實際問題となると極めて困難な問題で、最も合理的にして實效あり而も即行可能な方策の發見は目下の處容易に望み難く尙ほ官民協力下に一層の研究が必要である。又其の場合業者の救済といふ事は暫らく別問題として、整理といふ問題になると之に直接關聯する中小メーカーの整理、轉廢業問題に繋つて來るので、結局此の事は我が國産業及び貿易の性格と構成の改訂改編といふ根本問題に迄遡つて所謂中小商工業の整理再編問題一般、産業人口の再編成問題として處理せらるべきであるといふに大勢意見一致を見た。更に

四、貿易行政機構の整備改革

行政機構の全面的な改革統合などいふ大問題の論議は暫らく措くとして、當面の便法としてせめて民間業界と行政官廳の連絡、接觸點を商工省貿易局なら夫れと原則的に一ヶ所に統一してもらひ、その他の外務、大藏、逓信、企畫院等の所管事項に關する連絡は貿易局と夫等關

係官廳との間の所謂官廳連絡事務として内部で處理してもらへる様になれば、非常に相互に能率化するであらうと民間側より希望意見を陳べたるに對し、官廳側より資金、物資、運輸、並に外國といふ様に極めて多面的關聯を持つ貿易業自體の特殊性から、其の行政官廳機構も勢ひ複雑化して來る事は現在已むなしと考へる。又上記の希望案に對しては各關係當局者として夫々の觀點、立場を異にする所から、措置の萬全を期する爲には結局夫々に於て當該業者と直接連絡したいといふ事になるので、現状又已むを得ぬ所であらうと述べて諒解を求めた。

(十六・九・廿二)

三、官廳の許可、認可事務簡捷化問題

第三次近衛内閣は、組閣早々の昭和十六年七月廿五日の閣議に於て、行政組織の戰時編成に着手したが、その内で特に民間に關係の深い問題は、官廳の許可認可事項の簡捷化といふ事である。閣議決定事項中から、民間に關係のある部分だけを抽出して見ると、「國政の運用に、高度の一體性、敏活性並に彈力性を發揮せしむる」爲、その「實施方策」として、「速かに認可許可事項並に各省間の協議事項の整理を行ふ」こととなし、目下各省が夫々具體案の作製に當つ

てゐる。

官廳の許可認可事項が煩雜錯亂を極めて居て、その爲めみすみす商機を逃がす様な事實の多いことは今日の常識であり、官僚に對する非難の大きい部分をも占めてゐる。戰時下計畫經濟の遂行に當つては、官廳が監督行政から指導行政へと移行して行くことも已むを得ないが、官廳が指導に於て政策の大綱を掴んだならば、又それだけに個々の許可認可事務の如きは停車場の切符賣場の様に、又郵便局の窓口の様にあつて然るべく、又そうしたからといつて、何等指導の大筋が混亂するといふ様な事にもならない筈である。

商工省には保險勸誘員の願書二萬通が机の塵を拂つて居るかと思へば、港灣運送業者の如きは、内務、大藏、陸軍、海軍、遞信、鐵道、厚生と實に七省の共管となつて居り、艇船一つ建造するにも以上の各省の何等かの許可認可をとらなければならず、敏活適切に輸送事業に協力しやうにも仲々おいそれとは行かない仕組になつてゐる。國家總力の發揮を現實に邪魔してゐるのは果して誰であるかと云ひたくなる次第である。

簡捷化の根本方針として、各省がその上に夫々の具體案を練つてゐるものは次の様なものである。民間に對しては極力公益の優先を要求してゐる官僚が、今日尙ほ謂はば私益に拘泥して

各省の権限争ひに没頭してゐるといつた様なこともあり、又民間にしても「民間にばかりは任かされぬ」といはれるだけの理由もあることだから、さてどれだけの成果が期待出来るか見物ではある。

然しこういった問題についてこそ民間は統制會の指導者原理を強調し、又所謂民間の知識、經驗にものを言はせて、與へられた埒内における自主性の確立強化に邁進しなければならぬのである。

許可認可事務の簡捷方針の内特に注目したいのは、統制會への一部事務委譲の問題と、許可認可事務に期限を付けるといふやり方とである。以下に於て政府の根本方針なるものを列挙して見る。

一、許可認可事務は出来る限り整理する

二、整理出来ないものはこれに代るべき制度を考慮する

即ち

(一)民間團體への委譲

許可認可を統制會其の他の民間團體に委譲する

(二)事前届出制度の採用

官廳に事前に届出を行はせ、官廳はその実施前に必要な措置、実施の拒否、制限等を講じ得る権限を保留する

三、前二項の措置に依り難い時は次の方法に依る

(一)官廳権限の整理、官廳相互間の連絡の合理化

共管事項の整理、上級官廳の権限を下級官廳に委譲、關係官廳相互の緊密化、協議手續の敏速化等を斷行する

(二)許可認可手續の簡易化

申請書提出の經由官廳を省略し手續様式を簡易化し、又添附書類の如きも必要不可欠のものに止める

(三)事務處理期限の設定

許可認可に對する官廳の事務處理に一定の期限を附し、期限迄に指令、照會、通知等のない場合は許可認可のあつたものと見做す。(十六・九・廿七)

四、中小貿易業者整理問題に關する當局の根本方針

最近の第三國貿易杜絶により中小貿易業者の整理淘汰の必要が強調されてゐるが商工省貿易局のこれに對する態度方針は次の如くである。

即ち商工省でもこの際中小貿易業者を如何に處理するかの重大性に鑑み目下實情を調査中であるが、一部で唱へられてゐる如き各輸出商品別に一ケ年の取扱実績基準を決定し、これに達せざる者を強制的に整理合同せしむべしとの意見には反對の意向である。ただ中小貿易業者が自發的に他に轉換するのに都合好い諸條件を政府が作つてやるに止むべきであるとしてゐる。

又この際中小貿易業者或は輸出品製造業者の或る程度整理淘汰は止むを得ないが、他日輸出が再燃した時に備へるための火種を絶やさぬやうにすることは絶対に必要であり、然も貿易業者は一般工業者の如く簡單にこれを整理廢業せしめることは難しいので、この點特別の考慮を拂ふ必要があるとしてゐる。

従つて現在輸出組合加盟員が事業を廢めて組合を脱退する場合、組合の積立金とか留保金などに對する自己の持ち分(分け前)を簡單に貰ふことが出来ないが、この點を簡單にして、貰

ふべき物を貰つて組合を脱退出來るやうな方法を講じてやるとか、更生金庫の利用の便を圖つてやる等、業者が他の方面へ轉換し易いやうな措置を講ずることが第一であるとの見解を持つてゐる。

なほ商工省貿易局の業態調査によると、全國貿易業者數は五千六百(その從業者五萬五千六百)であるが、其の内一ケ年輸出入取扱高五萬圓未満のものが四九・七%を占めており、取扱高百萬圓以上の大商社は一二%即ち六百七十で、しかもこの一二%の商社だけで全貿易額の九八%を取り扱つてゐる。換言すれば年額百萬圓以下の取扱高の中小業者の數は五千に近いがその取扱總額は全貿易額の二%に過ぎない状態である。(十六・十一・八)

五、關滿貿易機構の一體化案

資産凍結後の新情勢に即應する我が臨戰貿易政策は、昭和十六年九月十六日閣議で決定した日滿華綜合貿易計畫により圓域貿易に轉換することになり、これが第一著手として同年十月七日より三日間企畫院に「日滿支貿易連絡協議會」を開催、物資交流圓滑化に就き種々對策を講ずることになつてゐるが、本會議に於ては先づ第一に圓域輸出入機構の整備強化が取上げられ

ることにならう。東亞輸聯の改組も総合的貿易統制會設立問題に關聯し必須とされ、華北、華中に於ても夫々貿易機構の改編が考究されてゐるが、滿洲國、關東州の貿易機構再編成はこのトップを切り、去る七月廿九日關滿貿易機構の一體化に伴ふ滿洲貿易聯合會の設立が決定を見、目下著々設立準備を進めつゝある。

我が圓域輸出調整は十四年九月「關滿支向輸出調整令」の公布により價格調整を実施したが關滿側でもこれに對應し、關東州貿易實業組合聯合會、滿洲輸入聯盟が設立され業者の自治的輸入統制を行つて來た。又滿洲の一手輸入機關としては生活必需品會社があり、之が必需品の一手輸入に當つてゐるが、其他の輸入物資に就ては日本側の輸入割當が實績主義に基いてゐたので、輸入の大部分が關東州貿易業者の手に獨占されてゐた。然るに關貿聯は業者の自治的團體であつた爲、統制料其他の問題を繞つて滿洲側と屢々意見の衝突を見た結果、十五年七月關滿兩當局間に貿易調整方策が成立、統制料の不徵收、關滿共同による對日期待物資輸入數量の策定を取極めたのであつた。然しこれ等は暫定策に過ぎず、日滿關の物資交流を促進するには滿關双方に於ける貿易機構の再編成が不可避とされ、慎重考慮を繞らした結果滿洲輸入聯盟、關貿聯を發展的解消せしめ、滿關一體化による滿洲貿易聯盟を設立することになつたものであ

る。而して滿貿聯の傘下加盟團體には各品種別の滿關一體統制機關を以てするもので、その構成内容左の通り

- 一、滿洲生活必需品會社は甲號品目の全滿的輸入統制團體として既存業者の合理的活用を圖る
- 一、乙號品目に關しては一定額以上の輸出入實績を有する者を以て全滿的統制團體たる滿洲乙號品貿易組合又は會社を結成する
- 一、丙號品に關しては既存の滿洲丙號品輸入組合を改組擴充して全滿的統制組合又は會社とする

一、滿洲百貨店組合、滿鐵生計組合、官吏消費組合も右に準じ聯合會に加盟する

尙今回の滿關貿易調整に於て注目すべきは滿關間の物資交流を「貿易」とせず單なる「配給」と見做し、輸出入の實績考慮に當つても滿關以外の地よりの輸出入を計算するもので、從來の如き滿・關・内地の三角的關係を清算、滿關對内地といふ様に貿易ルートの簡易化を狙つてゐる。

六、圓域貿易統制體系の一元化問題

——企畫院主催・日滿支貿易連絡協議會經過

懸案の日滿關華間の一元的貿易機構の確立に就ては、昭和十六年十月七日——十日企畫院に於て開催せられた「日滿支貿易連絡協議會」に於て夫々特別の委員會が設けられて論議されたが、要するに日滿關華は一體の有機的機能下に物資を交流するのであり、それは從來の所謂「貿易」なるものではないといふのである。だから圓域は之を一體と見做し、之と第三國との貿易も論ぜられた程である。

先づ圓域内部の貿易機構の改革に就ては

1 内地貿易機構の改革

右につき商工省石黒貿易局長官より次の如き方針の説明があつた。

一、貿易關係法令の整理統合（一元統制）

圓域物資交流に關し

イ、數量統制

ロ、價格調整

とを一本の統制機關の統制に統一すること

長く言はれた手續の簡易化も行ふ。

二、圓域貿易の機構を革め、重要産業團體令に基く「日本貿易會」を新設すること

イ、商工省の意見では、滿關華の圓域（東亞）

ロ、佛印、泰の第一補給圈（南方）

ハ、其他第三國（第三國）

の三下部組織を考へてゐる様であるが、此の點は未だ各省で意見の一致を見てゐないやうである。が、現下の情勢ではかうした地域別分科で進むほか道がないであらうし、物資別分科は聲が低くなつてゐる。

三、下部組織を統合すること

イ、既存の貿易團體は可及的に之を活用する

ロ、それ等は日本貿易會各部會の下部組織に轉化される

四、輸出品原材料手當に關する組織を確立すること

2 外地貿易機關の改編

拓務省竹内殖産局長の説明——

一、朝鮮——現在の朝鮮東亞貿易會社が統制機關であるが、東亞貿易會社内に商品別の新部會を設けること

二、臺灣——臺灣東亞貿易組合(任意組合)でやつてゐるが、此の機構は全面的に革め圓域、南洋、第三國關係の現在機關を整理統合し單一の貿易統制機關を作ること

3 滿關華貿易機構の改革

生松滿洲國經濟部商務司長、森重關東局司政部長の説明——

一、滿洲國と關東州の貿易機構は一體となること

滿洲國と關東州は十五年十月、滿洲國、關東局、中央銀行を一體とした「臨時爲替局」を作り統合運営を圖つてゐたが、新たに「貿易司」を新設することとした。

二、民間統制機關としては「滿關貿易聯合會」を設立すること

三、下部組織は

イ、甲號品(國定必需配給品取扱)に對し生活必需品會社

ロ、乙號品(重要輸入日用品取扱)は滿洲輸入聯盟

ハ、丙號品(その他物資取扱)は品種別輸入組合

にそれぞれ取扱はしめ統制することとした。即ち滿關を通じ一品種統制組合の統制下に置いたのである。

尙ほ中國貿易機關の改革に就ても多くの問題があるであらうが、本協議會では決定的結論を與へなかつた。内地、外地、滿關の統制に即應するやう改革することとなる筈である。

(十六・十・十五)

七、貿易行政機構の再編成

行政機構の改革、行政組織の戰時編成化を重大政策の一に掲げて居た近衛第三次内閣は、總辭職を決定したどんづまりの十六年十月十六日の持廻り閣議で行政機構改革の一懸案である各省許可認可事項一一六一件を整理し、一應民間の要望に答へるの措置をとつて挂冠した。本物の行政組織の戰時編成は既に企畫院で原案を作成した模様で、東條内閣はその閣僚配置の構想から推察される如く、この企畫院原案を鵜呑みにする姿勢を示し、新聞も亦一齊にそう書立て

た。然し明治十八年以來かつて無かつた大變革だといはれるこの行政機構の變革が、果して今日の事態に於て實現されるかどうか。新内閣には根本的にもつと重大な問題に當面して居る筈だし一方もうすぐ議會期も切迫してゐる。玄人筋では行政機構の全面的な改革は先づ實現困難と見てゐる様だ。

兎に角政府原案として傳へられるものゝ内、我々に直接關係のあるものは「貿易」行政機構の再編成といふことである。「各省に跨つてゐる同種類の行政は出来るだけこれを一省に統合する」この根本方針から、「貿易」行政機構の統合が立案されてゐる。貿易局、貿易省といへば阿部内閣以來歴代の内閣の鬼門に當つてゐる。然し現に貿易に關係する行政は外務省の通商局、大藏省の爲替局、商工省の貿易局の三ヶ所に分掌されて居り、而も資金凍結以來通商局、爲替局の二つは、全くその機能を喪失して休眠してゐる。然るに一方、十六年度以降の我國の物動計畫は、東亞共榮圏物資の自由無碍なる確保によつてのみ成立し運営される建前となつた。所謂高度國防國家は、東亞共榮圏内の貿易——東亞物資の政治的獲得能率の如何に依存してゐる状態となつた。

共榮圏物資の確保は一切の政策に先行して確立されなければならぬ。かくて「貿易」機構

の問題は、一般行政機構の改革とは別個に當面緊急の問題であり、民間に對して日本貿易會を新設せしめんとする政府としては、これに對應せしむる意味からしても何等かの具體策の決定が必須であり、共榮圏物資確保の政治的工作——物資確保の參謀本部の創設は、何事を措いても急速に實施されなければならないことになつた。鈴木、岸、星野のトリオ陣は眞先に之を狙つてゐる。貿易局長官となつた菱沼勇氏は企畫院勅任調査官として、この間の空氣を満喫して居た人だ。何事か必らず出て來る順序である。而もこの參謀本部の内部機構としては、十月初旬行はれた「日滿支貿易連絡協議會」に於て、「東京に日滿華三國貿易の調整、三國と第三國貿易の調整のための中樞連絡機關を設置すべきこと」に決定して居り、既にその準備に着手してゐる事態である。又滿洲國に於ける貿易司の新設も逆に我國に對して強い示唆を與へてゐる模様だ。(十六・十・廿五)

八、菱沼商工省貿易局長官の素描

岸商相は新任早々抜く手も見せぬ早業で次官、三外局長官、一局長、一部長の首を切るといふ大人事異動を斷行し、省内に岸黨といふ一國一黨制を確立してしまつた。

この人事異動は岸商相もいふ如く實力本位で行はれたものだが、菱沼新貿易局長は其の内でも最も適任といふべきだろう。

氏の經歷を見ても判るやうに、貿易局統制課長或は貿易局第二部長として相當長い間貿易行政を司り、その間當時の寺尾貿易局長官を扶けて貿易行政に大きな足跡を残した。頭腦明晰といふのは大抵の役人に當てはまる言葉だが、氏の特徴はそれよりも人間の良さといふことだろう。従つて物事の判断は公平適切、仕事も仲々てきぱきやるので何處のポストにすわつても好評を博する人だ。

初めの頃は竹内可吉氏の祕藏子といふ風に言はれてゐたが、結局氏の力量を岸氏が高く評價して、今回企畫院の反對を押し切つて企畫院から氏を貰つて來たわけだ。前の石黒貿易局長官も役人には珍しいほど評判の良い人で、仕事も割りにはすらく／＼やつてのけたが、菱沼新貿易局長官も白哲、瘦身である點、寡黙でむつ／＼してゐるが仲々粘り強いところなど、相當兩者には共通點があるやうな氣がする。氏は明治卅一年東京生れで大正十二年東大法科を卒業直ちに農商務省に入り、大正十二年四月商務局囑託、同十三年農商務屬、同十四年四月特許局事務官、昭和二年五月商工事務官、同五年五月貿易局勤務、同五年九月歐米各國へ出張、同六年六月歸

朝、同八年六月關東軍特務部員、同十年一月貿易局統制課長となり其の後は十一年十月祕書課長、十二年五月文書課長、十三年五月貿易局第二部長、同十五年八月機械局長と／＼拍子に出世した。

それから十六年六月には企畫院から懇望されて勅任調査官として宮本企畫院次長を扶けてゐた。此の間一寸鳴かず飛ばすといふところだつたが、今回の岸商相の登場により再び貿易局長官に歸り咲いたわけである。氏もこれで所を得たわけで今氏の活躍は刮目に値するだらう。

(十六・十・廿五)

九、産業設備營團と輸出産業(一例・紡績業)

我が國の産業構成は從來輕工業偏重となつてゐたので、國防國家體制整備を目標として之を重工業中心のものに再編成しようとする、一方には是非事業設備を建設して生産擴充をやらねばならぬものが澤山あるにも拘らず、他方には又夥しい遊休未動設備が生じ之が製品のコスト高となるのみならず、經濟界全般に大きな悪影響を及ぼすことゝなる。

此の遊休未動設備は總額二十五、六億圓と言はれてゐるが、此の遊休未動設備——一種の經

濟界の痛を取り除くと共に、國家緊要の設備にして民間業者では採算的に引き合ひそうにないといふものを建設し、之を民間會社に貸與するといふやうな仕事をする何等かの機關が必要となる。之が十六年十一月開催の第七十七臨時議會に於て成立した産業設備營團である。

此の營團の事業をもつと具體的に示すと次の通りである。

第一、積極面——國家喫要産業の設備にして、民間事業者に於ては建設又は維持すること著しく困難なものを建設又は買受ける

此の場合國家緊要産業とは軍需産業、生産擴充計畫産業、代用品及び不足物資産業其の他の緊要産業を言ふ。而して生産擴充計畫産業とは鐵鋼、石炭、輕金屬、ソーダ、硫安、工作機械等々の産業を指し、不足物資産業とかカーボン・ブラツク、タンニン等を意味し、其の他の緊要産業としては硝酸、メタノール、ブタノール・合成ゴム等が豫定されてゐる。而して之等の設備建設豫定額は今後四ヶ年間に於て七億八千萬圓程度と見積られてゐる。

第二、消極面——未動遊休設備の處理

イ、未動遊休設備中、將來の東亞共榮圏の建設進度とか國際情勢の轉換に伴ふ需要増を考慮して、本營團で之を買取り、保有せねばならぬものとして約三億乃至四億圓を豫定す

る、而してその維持費として大體一億一千七百萬圓を見込む

ロ、遊休設備を買取つて之をスクラツプとして使用せんとするもの二億六千萬圓、之に伴

ふ營團の損失一億二千萬圓

ハ、他の必要方面へ轉換、活用を圖らんとするもの二億六千萬圓、この内營團が直接買取
るものは大體三千萬圓

大體以上の如きものであるが、然らば遊休設備として最も問題となるものは何かと言へば、それは紡績工業であつて、其處では全設備千二百萬鍾中現在實際操業して居るのは僅かに三十%から三十五%に過ぎない。過般紡績聯合會では之と關聯して全紡機をAクラス五割、Bクラス三割、Cクラス二割に分類し、Aクラスは操業すべきもの、Bクラスは將來に備へて豫備軍として之を維持すべきもの、Cクラスは之を廢棄又は轉用すべきものとの方針を決定した。

全紡機一千二百萬鍾として一鍾四十圓と見て四億八千萬圓、此の二割をスクラツプとして廢棄するとしても約一億圓といふ額に達するが、之等は當然營團の事業の對象となるものである。

又Bクラスの三割、金額にして約一億四、五千萬圓のものも、一部は業者の責任と負擔で之を維持することとならうが、一部は此の營團が維持、保有して將來に備へることになるわけで

ある。

従つて紡績業に對しては、本營團は此の際救ひの神といつたところであるが、同時に夫れに依つて紡績業の整理統合も今後は急テンポで促進されて行くであらう。而して斯くの如きことは、同様の運命に置かれて居る他の重要輸出産業部門に對しても漸次及ばさるべきは當然で、日本貿易の性格と構成の變革に相應すべき我が産業構成の再編成といふ事は、本營團の活動に依つて今後本格的推進を見るべく期待されて居る。(十六・十一・廿九)

十、貿易業に於ける統制會要綱案

——日本貿易報國聯盟建議案

高度國防國家體制確立上重要な分野を擔當すべき貿易部門に於ける新體制の樹立は、昭和十六年八月三十日重要産業團體令の公布を見、超えて十月三十日「貿易業並に貿易の振興及統制に關する事業」も第一次指定産業として統制會設立の事が發表されるに至り茲に漸く結實せんとするに至つた。

而して之より先、本聯盟は右團體令の公布と共に、貿易業は當然その重要性よりして指定産

業たるべきものと思惟せられたので貿易業に於ける統制會設立を促進する意味を以て、先づ九月十九日別項(第三章第二項)の如く、貿易統制問題に關する官民懇談會を開催し隔意なき意見の交換を行ひ、次で民間權威者を委員に擧げて特別委員會を設け、貿易統制會案に就き十月十六日迄審議を重ねた結果「日本貿易會要綱案」を作成、同月二十七日常務理事會を開催し左の如き建議案と共に附議可決し、即日商工、大藏、外務、拓務各大臣並に企畫院總裁に之を建議した次第である。

○貿易業に於ける統制會要綱案に關する建議

重要産業團體令に基く貿易業に於ける統制會設立の事は、夙に閣令に依る指定が傳へられ乍ら、其の後右に關する具體的方式機構の策定に就て官民共今日に至るも尙ほ確たる進展を示さざる事は、我が國貿易業に内在する特殊性並に内外政治經濟情勢の深奥なる所に因由する所ありとは言へ寔に遺憾に堪へざる次第にして、現下の産業貿易事情並に貿易關係業者の置かれ居る極めて重大なる狀況よりして、一刻も早く經濟新體制確立の國策に基く統制會の結成に向つて急進致すべき事喫緊事と思料する次第なり。

而して統制會の設立は常に政府の命令に基くものにして、其の間民間側よりする自發的設立

行爲は許されざるものとしても、統制會の大目的が、所謂國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲め、會長たる民間人の指導者原理に基く創意と責任とに於て、當該産様の綜合的統制運営を圖り且當該産業に關する國策の立案並に遂行に協力する事に存する以上、其の具體的構成の策定に當つては民間關係業者の自主積極的なる熱意と構想に俟つべき所大なるものありと信ず。

依つて本聯盟は今般如上の見地より此の際貿易業に於ける統制會の結成發足を推進すべく祈念し、業界の少數専門權威者の參會を得て研究討議を重ね別紙の如き日本貿易會要綱案を作成せる次第にして、茲に之を本聯盟の名に於て政府關係當局に建議し其の御參考に供すると共に、斯くの如きものゝ至急實現方を要請し、現時の重大危局下に於ける貿易關係業者全體に對し速かに確乎たる前途の行動指針を垂示せられん事を切望するものなり。

右本聯盟常務理事會の決議に基き建議仕候也

昭和十六年十月二十七日

○貿易業に於ける統制會要綱案

第一、中央機關

一、名稱 日本貿易會

二、組織

A 機構

イ、内部機構

分課 所管事項

所轄地域

(1) 總務部

A 庶務課 庶務、人事に關する事項
B 經理課 經理、會計に關する事項
C 施設課 技術上、經理上指導監督に關する事項

全 域

(2) 企畫部

A 企畫課 企畫及び諸計畫の調整統合に關する事項
B 調査課 及び研究に關する事項
C 連絡課 内外連絡、會議に關する事項

全 域

(3) 東亞部會

A 輸出課 輸出の振興調整に關する事項
B 輸入課 輸入の振興調整に關する事項

滿、關、華

- (4) 南洋部會
- | | | |
|-------|---------------|--------|
| A 輸出課 | 輸出の振興調整に關する事項 | 佛印、泰其他 |
| B 輸入課 | 輸入の振興調整に關する事項 | 南洋諸地域 |
- (5) 第三國部會
- | | | |
|-------|---------------|-------|
| A 輸出課 | 輸出の振興調整に關する事項 | 其他第三國 |
| B 輸入課 | 輸入の振興調整に關する事項 | |

東亞、南洋、第三國の三部會の外に統制會の内部機關(事務局)として總務、企畫の二部を置く。總務部施設課は團體令第六條第四、六項の事業を管掌するものにして、特に關係生産部面と連繫下に會員に對し輸出品の品質向上の爲の技術指導、品質維持、規格統一の爲の検査業務の統一勵行に力點を置く。又企畫部企畫課、調査課は同じく第一、二、三、五項に關する事務、活動を管掌するものにして、各部會内に於ける輸出入計畫、施策は常に此の兩課に連絡協議せしめ全體としての萬全なる統合調整下に置く事とする。

ロ、下部機構

東亞部會、南洋部會は夫々現在の東亞輪聯、南洋貿易會を改組して之に充當せしめるとして夫等の所屬下部機關たる既存の貿易組合、貿易組合聯合會、輸出振興會社(輸出品買取會社)輸入統制機關等の整備方針

1 商品別組合

産地、仕向地別の既存組合を夫々改組して内地、仕向地一圓を一單位とする單一組合に統合する(例、日本柑橘輸出組合の結成、神戸眞田、横濱眞田、日本眞田輪聯の單一組合化)、

2 市場別組合

漸次解消して統制會の當該部局に統制事務を委譲する(例、日本中南米、名古屋中南米各輸出組合及び日本南洋、日本南米、日本東亞各輸入組合の解消)

3 輸出振興會社(輸出品買取會社)

既設買取會社の整備又は新設を爲し輸出組合と同じく漸次東亞、南洋、第三國を通する一元的輸出調整機關たらしめる

4 輸入統制機關

商品別の輸入組合又は輸入統制會社を整備新設する。輸入組合、統制會社に屬せざる商品に對しては業者代表を指定し之に管掌せしめる(例、帝國鑛業開發株式會社、帝國滿俺株式會社等)

而して右の如くにして貿易組合の統合再編成、統制會社の整備進捗を見たる場合、問題とな

るのは右兩者の統制業務を如何に調整するかの點に在る。此の點に就ては一の漸進的解消に依る他への統合又は兩者の緊密なる連繫調和に依る併存の二方途が考へられるが、孰れにせよ貿易組合法の改正、統制會社機能の強化等に依つて統制會社設定運用の根本理念たる指導者原理の最下部迄の徹底的浸透が實現せられる様改編して行く事が最大眼目と考へられる。

5 輸出品用原材料の配給統制機關

現在の日本貿易振興株式會社の機能を擴大して南洋、第三國向關係のみならず東亞向關係迄一元的に統制せしむべきか、又は東亞向關係に限つて別個の統制機關を設定すべきか二方策が考へられるが、日貿易務の實際及び統制事務の簡捷化の建前から別個の機關創設を可とする。又現在日貿の行つて居る雜品買取業務を切離して別個の輸出統制會社を設定之に委讓するか、或ひは逆に最近第三國貿易の杜絶から事實上殆んど休業状態に置かれるに至つたスライドフアスナー輸出振興會社の如きものを日貿に吸収統合せしめるかの問題が生じて來るものと考へられるが、右に付ては理想と實際と遽かにそのいづれとも是非の判定がつかぬが、將來の行方としては原材料の配給統制と製品の輸出統制とは夫々別個の機關たらしめる様工夫せらるべきであらう。

尙ほ東亞輸聯を以て東亞部會に充當するとして、現在東亞輸聯の行ひ居れる所屬組合、聯合會及び組合員の取扱商品の委託輸出若くは買取輸出又は委託輸入若くは共同輸入等の經濟行爲は、統制會自體とし法規上之を行ひ得ざるものとされて居る所から、今後は斯かる操作は之を下部機構たる所屬組合、組合聯合會等に行はしめ、東亞部會の内部機關（事務局）として改組さるべき現東亞輸聯は現南洋貿易會の如く圓域貿易の振興調整の指令機關たるに止まる事を要する。

但し從來東亞輸聯の行ひ來れる委託輸出、買取輸出に依る所謂調整料の徵收事務（價格統制業務）に付ては引續き之を行ひ得るとしても今後は従前同會の所屬組合に於て執行し來れる數量統制と共に一元的な法規、機關の下に併せ行ひ得る様致すべき事は過般の日滿支貿易連絡協議會の決議を俟つばかりもなく緊要の事と信ずる。

尙又第三國部會は今後第三國貿易の復活に應じ隨時適宜に地域別部會に細分する事とする。

ハ、外 廓 機 關

尙ほ統制會とは別個に既存の有力一般貿易團體を綜合一元化して之を日本貿易會の外廓的機關たらしめ、統制會と緊密なる内面的連繫下に而も自由なる立場に於て斡旋（視察團、貿易使

節の派遣招聘等)養成(貿易拓士、商業移民の訓練、養成)宣傳(見本市、展示會、文書、映畫其の他に依る商品宣傳並に貿易報國精神の普及昂揚)情報(單に貿易問題に限らず汎く内外政治、外交、經濟情勢の究明示達)等の諸活動を行はしめる。

B. 會 員

業界の實情に鑑み、統制會の會員は各業者の單獨加盟の方法を執らず組合單位又は他の中間的機關團體を以てする事。

第二、支 部 機 關

内外樞要地數ヶ所に支部を設置し統制會中央本部並に當該地會員及び連繫諸機關と緊密なる連絡を保ち、統制會の綜合的統制運營の徹底圓滑化を期せしめる事とする。

以上貿易業に於ける統制會組織の大綱に付て試案を披瀝したが、右は只當面の中心的課題たる内部及び下部機構が如何なるものであるべきかと云ふ事に問題を限局して攻究せられたものであり、従つて統制會の組織法たるべき定款並に其の行爲法たるべき統制規程に付ては全然之を討究の範圍外に置いた次第である。尙ほ又右に當然附隨すべき諸問題として

一、關係生産業部門との連繫方式

二、關係法規の整理統一

三、關係行政機構の整備改革

四、中小貿易關係業者の整理救濟方策

等があるが之等に付ても問題の第二義的になると、廣汎且つ複雑多岐なる等の理由から當面の課題から除外した。

只第四、中貿小易業者の整理救濟問題のみは、統制會設定に依る貿易統制機構の整備確立と表裏を爲すべき各個經營機構の整備改編問題として、同時併行的に研究實施せられねばならぬ事であるが、之に付ては現在中小業者の企業合同の促進、貿易業に對する登録免許制の實施、或ひは轉、休業資金貸與に對する國家補償等々各種の對案が民間關係各方面から傳へられて居るものゝ、結局その執れも實際問題となると極めて困難な問題であつて、最も合理的にして實效あり而も即行可能な方策の發見は目下の所容易に望み難く、尙ほ官民協力下一層の研究が必要と思料せられる。而して此の業者の救濟といふ事は暫らく別問題として、整理といふ問題になると之に直接關聯する中小メーカーの整理、轉廢業問題に繋つて來るので、結局此の事は

我が國産業及び貿易の性格と構成の改編なる根本問題に迄遡つて所謂中小商工業の整理再編成問題一般、産業人口の再編成問題として處理せらるべきものであるといふ事を附言して結語とする次第ではる。(十六・十一・二九)

第四章 對米英開戰直前に於ける

上海産業、貿易の様相

一、華中對日貿易の狀況と其の増進策

去る九月中旬閣議決定を見た「昭和十六年度對滿支輸出入計畫綱領」、更に之が實行計畫並びに方策決定の爲めに十月初旬東京に於て開催された「日滿支貿易連絡協議會」の結果日本貿易の體系は東亞の新情勢に即應すべく茲に畫期的な轉換が積極的に行はれる事になつたが、此の新貿易政策に基いて、日華貿易の増進、就中華中對日貿易の飛躍的増進が最も期待されるに至つた。

1 華中對日輸出の近況

華中對日輸出の近況を見るに江海關統計によれば昭和十六年一月以降八月迄の累計は八千二百二十八萬元に達し、十五年同期の二千七百二十七萬元に比し約三倍に激増してゐる。主要商品別に見れば左の如く棉花を筆頭に鐵鋼、ラード、豆類、棉實粕、玉蜀黍、棉實、繭皮、菜種

粕の順序となつてゐる。

	一九四一年 八月	一九四〇年 十二月	一九四一年 八月	一九四〇年 十二月
骨及骨粉	六一五	六六六	豆類	五、七〇八
ラード	五、八七八	五、一五二	蠶玉	七一九
皮革類	一、〇四二	一、〇〇三	蜀黍	二、五〇一
棉實粕	四、九四三	四、〇三一	生糸	一、五六八
菜種粕	一、九九四	一、八二〇	肩糸	七八四
其他植物油	八八五	四五一	繭皮	二、一四七
棉實	二、二三二	一、二二二	雜織	一、二四二
菜種	四一〇	三、八六一	綿織	一、三六〇
石炭	一、〇四一	四二九	鐵鋼及同製品	一〇、三三〇
棉花	二二、〇九一	五、九六一	屑鐵	六八八
棉落	三五五	五五〇	藥品類	七三四
屑	二七六	六八〇		八一〇

(單位法幣千元)

右の表に依つて明らかなる如く特に輸出増加の目立つのは棉花、鐵鋼、豆類、玉蜀黍、棉實、棉實、蠶等であつて、我國が現在華中に期待してゐる物資が如何なるものであるかを物語

つてゐる。また輸出額が約三倍に激増したことは輸出促進策が着々効果を奏してゐることを示してゐる。然し乍ら華中物資の對日輸出は現在の程度では未だ不充分であつて、今後更に飛躍的增加を要望せられてゐるのである。

2 土產物資の輸出促進策

然らば華中に於ける土產物資の輸出餘力は豊富であるかといふに、華中は人口過剰であつて消費力は旺盛であるが餘剩物資の生産は決して多いとは言へない。そこで華中物資の對日輸出増加を圖るには諸種の促進策を講ずることが必要なのである。

輸出促進策として第一に擧げられることは華中と内地の價格差に對する補償方法を確立することである。従來も東亞輸聯が大陸向け輸出に際して調整料を徴收し、之を大陸からの日本向け輸出促進の爲めに運用してゐるがそれだけでは充分でない。それで目下特別圓による決済方法が考究されてゐるのであるが、この特別圓による決済方法が確立されて一般的に適用されることとなれば、軍票と内地圓の爲替差の存在に由る對日輸出の困難は除去されるから、對日輸出促進上相當の効果があると思はれる。

第二に土產物資の收買機構を一元化しなければならない。各業者が各自ばらばらに買付を行

つてゐては土産物資の價格を不當に吊上げ輸出價格を昂騰せしめて對日輸出を阻害する結果となる。皮革、麻、棉花には一元的統制機關があるが重要輸出品たる穀肥には未だ統制組織がない様な状態である。

第三に土産物資の對日輸出を大いに増加する爲めには奥地からの出廻りを促進しなければならぬが、現在では奥地からの出廻りを阻害してゐる色々な事情がある。先づ治安の恢復が充分でないことで、その爲中國側の金融機關や物資問屋が逃避したまゝ歸つてゐないところが多い。又邦商が奥地迄入りこんで買付を行はうとしても資金の調達難や資金現送難の爲めうまくゆかない。又占領地帯と非占領地帯の中間地帯では重慶側分子が我方の買付を妨害する爲め高い價格で買付けたり其の他色々な奸策を弄してゐる。従つて奥地物資の出廻り促進を圖るには之等の障害となつてゐる事情を除去しなければならないが、それは仲々早急に出来ることではない。然し現地軍當局の對敵封鎖の強化や國民政府の清郷工作の進展、之に伴ふ和平地區内の物資流通取締の緩和によつて、漸次土産物資の出廻りも促進されて行くことと思はれる。

3 内地輸出工業轉換の必要性

華中物資の日本に對する輸出を多からしめんとすれば、日本からも華中に對して輸出を増加

しなければならぬ。而してそれは華中が需要する物資でなければならぬ。華中が需要するもので日本が輸出餘力を持つものと云へば綿布、人絹及び雜貨類であらう。然し之等の商品にしても第三國向けに製造せられたものを其のまゝ華中に振り向けても圓滑に消化されるものではない。そこで内地輸出工業が大陸向製品に轉向することが必要であるが之も仲々困難な問題である。先づ政府及び業者がはつきりと第三國貿易の夢を捨てなければならぬし、次に大陸民衆の嗜好を詳細に調査して其の嗜好に投ずる商品を製造しなければならない。以上述べた様に華中物資の對日輸出増加を圖る上にも、又日本物資の對華中供給の増加を期する上にもそれを妨げる各種の事情が存在してゐるが、東亞の天地に於て自給自足することが東亞共榮圈確立の根本條件である以上、日華官民協力して、萬難を排して之が除去調整に邁進しなければならぬ。(十六・十一・一)

二、上海の經濟的利用價值の變遷

1 對日資産凍結令發動まで

事變後に於ける日本側の上海の經濟的利用價值と言ふものは、第一段階においては我が朝野

に於て法幣の壓迫政策とその利用政策とその夫々を主張する意見が相半ばして居たため、中央政府のはつきりした意圖が現地の邦人經濟の上に現はれず、専ら法幣を通ずる外貨による米英物資の我が方への吸収と、それを基礎とする現地の我が産業生産能力——その一部たる輸出能力——の向上に主眼が置かれて、之が現地の我が邦人經濟を最も肥らせるきつかけとなつた。この段階では未だ上海の我が國經濟への寄與は、現地産業の膨脹利潤の一部の内地流入（配當金其の他に依る）としてのみであつたと言へる。

然し日米通商條約の廢棄による日本の米系物資輸入力の相對的減退は、一部の米系物資の上海を通じての我が方への獲得と言ふ點から、上海に對して商業的な一つのチャンネルとしての重要な役割を賦與するに至つた。この段階に於て現地の軍票相場は、圓系物資の供給力の減少に伴つて一時その價值維持工作を困難ならしめたものが漸次價值を昂めて行き、之は勢ひ第一の段階に於ての日本經濟への寄與とされた現地商工業利潤の内地流入には惡條件を提供した。

ところでこの第二段階の上海の重要性が最も高度に發揮されたのは三國同盟締結の前後と言ふべく、その後には米英自體の對外物資供給能力の低下と船腹の極度の逼迫から上海に於ける物資の輸入力は減退し、上海の米英物資獲得チャンネルたる効用性は著しく低下を見た。

日本の華中土產物資の輸入といふ事に上海利用政策の中心點が置かれるに至つたのはこの前後からであつて、それ迄は米英物資が比較的多く日本内地にも入る上、華中の物資は價格が高くその上華中の物資を多量に日本が輸入するとすれば、勢ひ華中の軍票の放出増になり通貨工作を妨害すると言ふので、華中物資の對日輸入はそれ程顧みられなかつたと言へる。

然し十六年七月の米英の對日資産凍結は此のやうな行掛りを完全に一掃するに至つた。先づ資産凍結は内地の米英物資依存を完全に諦めさせ、現地では法幣の暴落から軍票相場は急騰して對日輸出は内地と華中の價格差を調整する上に可成り貢獻し、内地自體として此の華中よりの諸物資の輸入に甚だ大きな期待をせねばならなくなつて來たのである。

2 米英經濟圏と圓域との絆

資産凍結後の上海がどう變つたかと言ふ事は、この華中の對日物資供給圏に占める地位の大ききから言つて無視出來ない。資産凍結は、一應圓域と言ふものを物資交流の面では完全に米英經濟圏から切離したものだと言ふ事が言はれる。然し未だ上海の租界が現狀を繼續するなら、この米英經濟圏と圓域とのつながりは完全に切れてはゐない。上海へは未だ毎月米貨にして六百萬弗から八百萬弗見當の價額の米英物資が輸入されて居り、米國のガンリンも棉花も、

上海では限られた數量ではあるが手に入る。又米國船の入る度に生糸や豚毛、茶と言つた土産品は僅か乍ら米國に輸出されてゐる。

斯くて資産凍結下に於てもなほ且つ自由市場としての上海の利用性が存在してゐるのではないかと言ふ意見が出て来る。而して現在の國際情勢と睨み合せるなら、相當程度までこの自由市場の利用性を生かすのも殺すのも、日本側の出方次第だと言ふ事も出来る。即ち上海への米英物資の導入権を持つものは現在では米英に支配される法幣安定資金委員會であるが、法幣安定資金の側から言へば、上海の輸出の實権を有するのは日本であり、日本が上海の輸出に伸縮性を持たせるなら、或る程度上海への物資の輸入に必要な外國爲替資金を増額してやつてもよいと言ふ吐にならぬとは斷言出来ぬのである。只此の場合法幣安定資金そのものは米英が重慶に貸したもので、所有権は重慶にあり、その用途に關して重慶の抵抗が豫想せられる。(然し大きな政治的な觀點に立てば重慶の抵抗と言ふものも小さなものに過ぎなくなるのではあるが)法幣安定資金の上海への割當外貨の増額工作は、上海の物價高抑制のため、上海共同租界工部局參事會代表が香港の安定資金本部に迫つて一部の成功を収めたが、今後日本側が中間に工部局を立てる事により、安定資金との間に前に述べた如き方法による上海輸入促進策を行ふ事は不可能としない。

は不可能としない。

但しその場合も、上海への米英品の輸入は彼等本國の生産能力と輸送力とに依つて自ら限界が置かれるといふ事を知してかゝらねばならぬ。

3 對日輸出と租界物價の關聯

上海への米英物資の輸入増と言ふことは、此の場合日本が上海からもつと多くの米英物資を獲得し得るに至ると言ふ結論に迄ならなくとも、尠くとも上海租界の物價高から蒙る損害を日本は輕減し得ると言ふ事になるのだ、と言ふ風に考へてもよからう。即ち租界の物價高は、華中經濟を支配するものが法幣である限り奥地にも作用して行くのが普通であり、日本が必要とする土産物の價格は、租界物價が昂騰するにつれて少しづつ時間的な遅れを見せ乍らではあるが之に追隨して昂騰する。法幣の價値は今迄は一應爲替相場を目安としてよかつたのであるが、近頃は國內物價から見て行かねば誤り易い状態になつて來てゐる。

ところで斯う言つた奥地の法幣の購買力低下で最も損をせねばならぬのは、新らしく出來上る對日輸出土産物資の收買部門を受持つ現地の業者で、内地では現地の買付値段を内地の公定價格から逆算して一定の水準を現地に提示してゐるのであるが、現地業者としては租界物價高

につれて奥地物價が高くなれば勢ひ收買價格を引上げざるを得ず、内地の提示せる價格との採算上引上げを行はずに買はうとすれば物は集らなくなる。

對日輸出と租界物價の此の様な關聯に於て、日本は租界物價の低下、延ては上海への第三國物資の供給増を望んでゐるのだと言へるのである。

また別に圓域内過剩物資の第三國向輸出の唯一の出口として上海を利用する事の可能性も、未だ前述した如く残されてゐるのであつて、此の點は圓域各地と華中との間で調整が必要となつて來るであらうが、その輸出にも或る程度は現地米英側との政治的な驅引の餘地を残す意味から、前述した様な我が方の態度が或る一方のみに偏する事なく、適當に伸縮性を持つて居る事が必要となつて來る。

然し此の點になると現在の現地に於ける經濟政策實行機關の分立摩擦が、スムーズな政策を行ふ上で可成りハンディキャップとなつてゐるのではないかとの印象を受けるが、此の際より集中的効果を擧げ得る様に現地機構の即時改善が望ましい事である。(十六・十一・廿一)

三、太平洋情勢の急轉と我が在上海紡 敵性外華人紡の死滅的運命迫る

約半世紀の歴史を有する我が上海在華紡は、幾多の試鍊を経ながら我が海外投資事業の花形たる地位を保持して來たが、今また事變下太平洋情勢の急轉に伴つて一大試鍊を受ようとしてゐる。此の試鍊は我が在華紡のみならず、外華人紡も覺悟しなければならず、特に事變下變態的好景氣に酔つてゐた敵性華人紡の運命を支配するものとして歴史的なものとなるであらう。

1 一時的好況を誇つた外華人紡

周知の如く上海紡績業は事變の打撃を回復するや、昭和十五年五月までは好調の一途を辿つてゐたが、皇軍の援蔣ルート遮斷、法幣價值の急回復等から同年五月末に反動的、パニツクに見舞はれて、以後壓迫材料の山積に一路不振を叩つてゐたものである。此の間異例をなしたのは外華人紡、就中華人紡で、邦人紡の三割操短(十五年七月)に次ぐに五割操短(十五年十月)に乗じてフル操業を行ひ、我が方の對重慶封鎖網をくゞる一方、南洋方面への輸出によつて十六年九月頃まではなほ好調を續けてゐた。此の結果設備能力に於て壓倒的なる邦人紡の實生産高は却つて外華人紡の實生産高より少く、操短擴大に依る製品の値上り益は主として敵性華人工場に壟斷される有様を示した。十六年九月中に於ける上海紡績各社の原棉消費、綿糸生産高、据付精紡鍾數を示すと左の如く、右の事情を端的に表明してゐる。

十六年九月中

原棉消費高

綿糸生産高

精紡錘數

(一千擔)

(梱)

(錘)

外華人紡

一一七

三三、六〇〇

一、八二八、六八八

邦人紡

九〇

二六、三〇〇

八六一、六七四

(註) 据置錘數中、外華人紡及び邦人紡中委任經營分を示すと左の如くである。

外人紡

五四一、九七二錘

邦人紡

一、三四一、一八〇錘

華人紡

三一九、七〇二

委任經營紡

四八七、五〇八

一方製品相場に就て見ると、綿糸布相場は十五年の六月を底として漸次昂騰し、同年六月頃には一千元臺を割つた甘手綿糸相場は同年秋にて一千元臺を回復、十六年十月には二千元臺に上進、十一月初旬華糸三千元臺乗せをすら示現した。斯る製品の暴騰をもつてすれば華人紡が原棉の暴騰、電力節減に伴ふ超過附加金の支拂ひを容易にカヴァー出来たのも當然と窺はれよう。

2 邦人紡の犠牲的苦境

華人紡の斯る有卦に入つた状態に反して邦人紡は誠に苦難の連続であつた。だがその苦難は

事變の解決途上に於ける尊い犠牲であつた。三割操短に次ぐに五割操短を実施したのは一に重慶治下への製品流出を防止した結果であつて、更に最近に於て七割の自由操短を行つたのも華商を通じての蘭印向製品の輸出防止と地場の原棉の對日割讓に原因するものである。

製品の敵地流出防止については皇軍の沿岸封鎖強化に従つて中華南沿岸向製品の流出を防ぎ、華中奥地に於ては十五年十月綿糸布販賣協議會を結成して製品の軍票賣強行、敵地流出を阻止し來つたのである。占領地向製品の價格に於ても國民政府の育成強化の趣旨に鑑みて不當なる暴騰を阻止し、上海租界に利潤一割を加算したものを以つて基準とした。然し斯様に製品供給及び價格に制限を受け乍ら、我が在華紡の強みは原棉手當に恵まれて居たことである。勿論十五年秋以來外棉の現金決算機運と船腹難から外棉の手當は漸次困難となつて來て居たが、米英の資産凍結令發動までは外棉手當にさして不充分でなく、而も十五年に於ては華中棉の豐作といふ好條件があつた。然るに十六年七月末に於ける米英の日華資産凍結は製品の第三國向輸出の困難を加重すると共に外棉の輸入を停止せしめるに至り、更に華中棉十六年度の不況とが相重つて新規原棉の手當は地場棉のみに限られることとなり、更に入手し得る地場棉に於ても其の半額前後を日本内地に供給せざるを得ない状態となつた。

一方米・英・蘭の資産凍結に對抗して上海海關は棉花の外、綿糸布の輸出を許可制とするに至つた今日、我が在華紡が従來の五割操業を續行するのは最早無意味たるは明らかで、斯る事情に鑑み去る十一月中旬より三割操業目標に自由操短を行ふことになつたのである。だが三割操業を以てすれば先行原棉には何等不足懸念はなく、現在の手持原棉六十一萬擔前後と十六年度華中棉の入手可能量を加へれば、我が在華紡は裕々今後一年間操業を續けることが出来るのである。十六年度華中棉の出廻り量は武漢地區を除いて大體百二、三十萬擔、之に十五年度からの持越ストックを入れると約二百萬擔を押へられて居る。

3 綿業市場の混亂と外華人紡の逆轉

それにしても上海綿業界は製品の相場から見るとまだ、好調の如く見える。最近十月末から十一月初めにかけて勃發した法幣不安に基く未曾有の換物人氣は、其の後反動に轉じて二〇手綿糸相場は過去一ヶ月の間に五百元方暴落してゐるが、尙二千五、六百元を維持してゐる。一月前の換物人氣は日米關係の緊迫化、米國マリンの引揚げ氣運、重慶政府の上海市場放棄説等に基く法幣不安の勃發に基くもので、綿製品は上海工業製品の大宗だけに換物人氣の主たる對象となつたのである。邦人系棉業取引所、華人側棉易公會の區別なく定期市場は連日制限値

一杯の高値を續け遂ひに立會を停止するの己むなきに至つた。邦人系棉取の如きは十一月初以降九日間に亘つて休場、十一月十日漸く再開し、華人側棉易公會また寄鼻制限値を突破して以後立會停止を續けた。然るに狀勢は其の後反轉して日米會談が好轉してもデフレーションを招來すると見、日米會談が決裂するならば租界の現状維持は困難と見られて相場は反落するに至つたのである。

斯くなつては華人紡の運命また哀れならざるを得ない。新情勢の展開と共に製品の輸出、原棉手當何れに於ても船腹難は今日以上になるべく、外人紡の五割操業、華人紡の七割操業維持は到底困難とならう。製品の輸出に於ては江海關の通關停止により重慶治下は勿論反樞軸國向けは停止されて居り、之を潜る密輸出は船腹難と相俟つて愈々困難とならう。原棉手當に於ては今日既に地場棉の入手は拒否されて居り、外棉手當に付ては之また船腹難と外貨手當の困難に依つて益々苦しくなる。情勢が現状で行つても華人紡の外棉手當は米、小麥粉、石炭等とは異り法幣安定資金に依つて乙種品目に編入されて優先的な外貨の供給を受けず、而も華人紡の外棉手當現狀より見て法幣安定資金は茲に當分棉花輸入の外貨供給を行はない態度を執つてゐる。目下の所外華人紡は四十萬擔前後の原棉を手持してゐるが、之では三、四ヶ月の操業を維

持出来るに過ぎず、其の後の窮状は推して知るべきであらう。更に邦人紡及び外人紡を尻目にかけて、超過附加金を支拂つてゐた電力其の物の供給また愈々困難となつて來た。華人紡にして其の敵性を全く放擲せざる限り、運命は早晚死滅を宣告されるであらう。

純綿を誇つた上海經濟界も新情勢と共に刻々變貌しつゝあり、敵性外人紡の運命また盡き去らんとしつゝある。此の間我が在華紡は新たに加重された犠牲を甘受して、明日の新たなる躍進に望みをかけるべきであらう。(十六・十一・廿一)

第五章 日米交渉の最終段階と對南方貿易の動向

一、日米交渉に對する往時日露交渉の示唆

歴史は繰返すといふ。明治卅七年一月六日、露國から最後の回答が届いた。其の内容は日清戦争の血の戦果である日本の朝鮮に對する特權を一切認めないといふのである。之は「武力行使の結果生れた一切の既成事實は認め難い」とするスチムソン・ドクトリン、ハル・メツセージと其の軌を一にする。

卅六年以來二年越しの日露交渉は、今こうして最後の破局に到達した。「十六年四月以來の日米交渉」は、現在果して如何なるコースを辿つてゐるであらうか。

明治卅七年の一月末、三宅坂には重大報告が飛込んだ。それは露國參謀本部で既に對日作戰計畫を樹立し、ツアーの裁可も獲得したといふのである。極東總督は目下紅海にある増援艦隊の來着、シベリヤ第三軍團の編成、旅順に於けるドツクの竣工を俟つて、即時對日開戦に出る。この報告を受けた參謀總長大山巖は、二月一日急遽參内して明治大帝に重大伏奏を行つた。そ

これは内閣に對する軍の態度の表明であり、統帥の要求が政治上の要求を制壓せんとする最初の動きである。大山參謀總長は云ふ。「今日に至つて政府がなほ荏苒再決することがなければ、近き將來に於て一大不幸に遭遇するばかりでなく、徒らに彼の術中に陥り挽回すべからざる勢ひを馴致するに至る。若し一戰避け難しとするならば、發動の機は一に戰略上の利害に基いて決定されなければならぬ。今日に於て一日の猶豫は敵に一日の利を與へる。若し曠久して爲すところがなければ、内、國民の士氣を沮喪せしめ、外、優柔不斷の譏りを招いて世界の同情を失する。」

作戰の要求に基く「時」の威力に對してこそ、日米交渉途上に於ても、統帥部方面が常に警戒怠らなかつたところのものである。十六年四月以來日米交渉の繼續中にも拘らず、所謂A B C D包圍陣が着々として整備されて來たのみならず、比島、シンガポール、蘭印の軍備が急速に強化され、中國に於ける聯合軍空軍基地の建設すら進められて居る。交渉の延引によつて一日の利を敵に與へることは、一分一秒の迅速を戰勝の絶對條件とする戰略の見地からすれば實に默視を許さぬ重大事である。

日米交渉の前途に關しては、東條首相も臨時議會の劈頭其の施政方針演說に於て斯う言つて

居る。「從來の經驗に鑑み交渉の成否は逆賭し難い。政府は前途に横たはる凡ゆる障礙を豫見して萬般の準備を整へ、斷乎として帝國既定の國策遂行に萬遺憾なきを期してゐる。」

政府の此の決意を受けて起つた議會は國策遂行に關する決議案の趣旨辯明中「國民の用意は既に出來てゐる。こゝまで來れば最早やる外はないといふのが、今國民の氣持である。」と斷定し政府を激勵した。

舉國一致、その行くべき方向は決定したのである。四圍の情勢から見て最悪の場合一戰避け難しとするならば、今日國家一切の行動は、専ら戰略上の利害に基いて決定されなければならぬ。よし外交交渉に於て尙ほ旬日の餘裕を與へたならば和平解決また期待され得るといふ局面に逢着するとするも、其の瞬間に於ける戰略上の要求が、最早之をしも不可とするならば最早何をか云はん。統帥の要求は一切の政治要求を超克しつゝ、其の独自の活動を開始しなければならぬ。(十六・十一・廿九)

二、日泰貿易の過去と現勢

日泰關係は我が方の調停による泰・佛印國境紛争の解決により益々親善の度を加へつゝある

やに見えるが、現下泰國を繞る政治情勢は極めて微妙な進展を示してゐる。即ち泰國の經濟的核心は英國勢力の掌握するところであり、従つて同國の外交方針は其の經濟實情に依つて左右され、經濟政策は又外交方針に依つて影響され常に動搖を免かれない状態である。英佛兩勢力の間に挟まれた泰國が歐米系勢力より離脱を希望しながら、中立維持に懸命の努力を拂はざるを得ない理由は其處にある。

我が對泰貿易については曩に我が東亞共榮圈工作の進展に伴ひ、十六年度に入り飛躍的増進を見ており、我が泰米の優先的買付により我國の入超額は増大の一途を辿つてゐる。日泰貿易の決済方法については十六年六月兩國間に一千萬バーツのクレジットが成立し、泰米輸入代金の支拂に當てることになつてゐるが、その後更に決済方法につき協議が進められ一部の協定成立を見たものゝ、我が泰國よりの老なる輸入代金の決済は依然當面の一重大課題となつてゐる。

日泰貿易の過去を顧るに、一八九六年以來四十年間兩國間貿易は一九一八、二〇の兩年を除き、常に我國の入超を續けてゐたが、一九三三年十月、日本の米増産により泰國の對日輸出額の九割を占めた泰米の輸入を禁遏して以來逆現象を呈し、同年以來日本に有利な片貿易に轉じ

てゐる。しかも織物類を主とする邦品の進出は顯著となり、兩國間の貿易依存關係は各般の政治的經濟的理由を含めて頗る重要性を加へるに至つた。一方泰國の日本よりの輸入は滿洲事變迄はシンガポール、香港を伸繼とするものが相當額に上つてゐたが、華僑の排日貨及びシンガポールの邦品綿織物割當制に伴ひ直輸入額は一九三三年六九%、三四年七六%、三五年八一%、三六年八六%と累年増加し、今日に於ては九〇%以上が直輸入と想像される。斯くて兩國間の關係は事變後愈々緊密化し日泰貿易の重要性は益々昂つてゐる譯であるが、冒頭した如き同國の政治、經濟事情の複雑性と脆弱性と、殊には現下西南アジアに漲る漠々たる戰雲の歸趨如何等を併せて考へるとき、此の日泰貿易の緊密なる紐帶も果してどうなるか、問題は亦大きな世界の動きの中のみ判断せられ、對處され、解決せられねばならぬ。(十六・十一・廿九)

三、日・佛印貿易の躍進と今後

昭和十六年五月調印を見た日・佛印經濟協定の成立により佛印の政治經濟政策が百八十度の轉回を見せ、全的に對日協調に入り東亞共榮圈の一構成分子となつたかの如く考へるのは早計である。佛印内部に植付けられた米英系勢力は依然として牢固たる根を張つてをり、國際情勢

の推移如何によつては再び擡頭する危険がある。此の事は獨ソ開戦、日米交渉等國際政局の微妙な動きに敏感に反應する佛印朝野の對日感情に察知されるのであつて、ともすれば我が國の共存共榮、有無相通の理想を歪曲する態度に出ることは誠に遺憾である。

ところで佛印の經濟狀態は戦前佛本國の極端な封鎖的搾取主義に依り、地理的に最も密接なる關係を持つ東亞諸國に對してすら頑強に門戸を閉じてゐた爲め、その輸出入貿易の約七割は佛本國が占め佛印は本國の搾取對象として農業を中心とする原料國であつたが、佛本國の崩壊と共に従來本國に依存して來た必需物資の輸入を日本に仰がざるを得なくなつたことは周知の通りである。斯くして佛印の對外貿易は一九四〇年を轉機として顯著な構成の變化を示してゐる。

即ち従前我が國は佛印に對し年々輸入超過を示し一九四〇年度には九位にあつたが、日・佛印協定成立により劃期的向上を見せて第一位にせり上り、ゴム、米、玉蜀黍、石炭等を獨占的に買付けてゐる。一方我國の佛印に對する輸出品は綿織物が大宗を占めてゐるが、佛印側でも佛本國よりの輸入杜絶せる今日、佛印大衆の日本品に對する關心はいやが上にも昂まつてをり邦品の速かなる進出を希望してゐる。そこで我が方では此の日・佛印貿易に於て一つの典型的

なる協定貿易の實を擧げしめんとして、曩に南洋貿易會を設けて對佛印重要輸出入品に付き代行商社制を採用し、又現地には邦人輸入商をして佛印輸入組合に加盟せしめると共に日本人輸入同業會を組織せしめる等、一意貿易機構の整備に努めて來て居る。然し乍ら此の場合も泰に於けると同様、永年に亘る米英の經濟勢力、外交攻勢、華僑の經濟地盤等は一舉に之を抜き難く、今後の兩國貿易の増進其他經濟協定内容の全面的な効果を收める爲めには、軍事、外交經濟各般に亘るより以上の我が方の斷乎たる決意と、周到果敢なる實行とに俟たなければならぬといふ事を指摘しておく。(十六・十一・廿九)

第六章 第七十七臨時議會の財政金融問題

一、臨時軍事費追加豫算と金融統制

昭和十六年四月以來の日米交渉は、十二月に入つて飽く迄驕慢誤妄の態度を棄てぬ米國の對日恫喝政策から、愈々最終的段階に入つた觀があり、之に對し我が方は慰勸其の禮と誠を盡し此の月はじめの五日、新たに來栖大使をワシントンに特派し尙ほ飽く迄事態の平和的拾收を圖るべく最後の努力を致した。然し乍ら彼米國の遣り口と四圍の情勢から判斷して先づ事態の好轉は望み難しと爲される處から、政府は茲に和戰兩様の構へを固めるべく果然同年十一月十五日——二十一日に亘つて第七十七臨時議會を召集、帝國の確固たる意思を内外に宣明すると共に臨時軍事費追加豫算案並に諸般の國內態勢強化上最緊急の法律案を上程其の審議可決を求めた。正に皇國興廢の岐路に立てる歴史的議會と謂ふべきである。

そこで先づ臨時議會に提案された豫算案中主なるものは

一、臨時軍事費第六次追加豫算案

二、米穀増産對策費

である。外に戰時産業設備營團に關するもの、中小商工業の再編成遂行に要する經費等があるが、前者は豫算の形では出て來ない。

1 臨時軍事費の追加

臨時軍事費第六次追加豫算(十六年度第二次追加豫算)は總額參拾八億圓、このうち本費(第四項、臨時軍事費)貳拾六億圓、豫備費拾貳億圓である。

臨時軍事費は年度不定の特別會計であるから、會計年度なみに考へることは元來當を得てゐない見方であるが、對比の都合上何年度臨時軍事費と一般に云はれてゐる。

前期第七十六通常議會迄の臨時軍事費は總額二二、三三五、〇七七千圓で今次追加を合すれば二六、一三五、〇七七千圓となる。

十六年度分について見れば、第七十六議會(十六年度當初豫算)協賛額は四、八八〇、〇〇〇千圓で之は最初から十ヶ月分の臨時軍事費として見積られたのであつた。従つて十六年度第二次追加が試みられることは十六年度當初から豫定せられてゐたのである。

今次追加を合せて十六年度分追加は八、六八〇、〇〇〇千圓となるが、次期議會で又同年度

追加があるか何うか此の點も不明である。或はあるかも知れない、或はないかも知れない。兎も角參拾八億圓の今次追加は、何月から何月迄何ヶ月の追加分であるとは發表してゐない。又假令發表したところでそれは現在に於ける「積り」であつて、今後の轉變によつてどう變るかも知れないのである。であるから十六年度第三次追加を今考へることは或は無意味かも知れない。

2 事變公債の發行額

參拾八億圓の臨時軍事費の歳入中公債金收入によるもの三、五七〇、〇三〇千圓で、他は

- 一、一般會計よりの繰入 一二四、五九二千圓
 - 二、朝鮮總督府特別會計よりの繰入 一〇、三〇五
 - 三、臺灣總督府特別會計よりの繰入 二、一六〇
 - 四、關東局特別會計よりの繰入 一、三四二
 - 五、樺太廳特別會計よりの繰入 五〇三
 - 六、北支事件特別稅收入金よりの繰入 一、〇六三
- 何と云つても公債金を以て充てる額が支配的である。

前期第七十六通常議會迄の事變公債發行豫定額は一九、四六〇、三一五千圓で、今次のを合すれば累計額二三、〇三〇、三四五千圓となる。十六年度分は通常議會分三、九七七、一六七千圓、之に今次のを合算して七、五四七、一九七千圓が數へられる。

更に前期十五年度からの繰越額が一、〇七三、三九三千圓あるから、結局現在に於ける十六年度事變公債發行豫定額は八、六二〇、五九〇千圓となるのである。

以上は支那事變公債だけの計算にすぎない。假りに全公債の發行額を見ると前年度繰越を入れて一二、二六七、六九一千圓となるのである。

3 公債増發と金融政策

十六年第七十六議會に拾億圓の臨時軍事費が追加され、その公債支辨額九九七、〇六六千圓を發行するために十五年十二月は一舉拾四億圓の發行を敢行した。之が金融界を驚かしたことは云ふまでもない。

十六年も年末ともなれば次期議會に提案される十六年度第三次公債發行額が決まる。かうなると一層多くの公債を發行しなくてはならないことになるのである。

尤も政府は日銀に抛り出せばそれで公債金は得られるので夫れ自身として何億圓の公債を出

しても心配はないのであるが、果してそれだけ急膨脹の公債が消化出来るであらうか。出来ないといふことは許されない。といふところに今後の金融政策が規定づけられるのである。と同時に金融統制會の使命と法律力を借りる強制力發揮とがあるのである。

統制會と公債消化との關係、延ては統制會と政府との關係を一瞥すれば

一、幾ら幾らの公債を發行するかは政府が決定する

二、決定された公債發行額を何う消化するか

その手段、引受額、その時期等に關しては一切統制會（日銀）が之を決定する。

三、統制會加盟の他の金融機關は、統制會長（日銀總裁）の命に従ひ、その要求する公債を保有すればよいのである

此の考へ方は他の部面の金融統制、例へば生擴資金の放出、興業債券の引受、預金部預入の割當等についても當てはまるであらう。政府は金融統制會に對し、その義務を履行せしめるに必要な政府権限の一部を統制會長（日銀總裁）に附與し、「自治的」に國家目的に副ふ様にすることにした。之が統制會設立の趣意であると解される。

斯くて公債保有が現在額に對して飛躍的になればそれだけ生擴資金は出悪くなる。此の結果

金融界は何うなるか。

一、地方金融機關（地方銀行その他）は完全な貯蓄機關となる

二、時局共同融資團も貯蓄機關化されて來る（現行の共同融資は自由主義最後の融資方法であるとしてある）

三、投資金融機關は興銀一行となる。朝鮮殖産は之に準ずるが特殊銀行も同じであらう

四、戰時金融會社はその生誕の可能性を一層深くして來る

五、預金部は國家資金のプール機關となる。

六、斯くて國內資金は完全に國家資金化し國家（或は實行に於て金融統制會）の統制下に置かれる

七、一方、國民生活は最低限に切り下げられ貯蓄増強策は強制化される

八、貯蓄の負擔力相應化及び強化の觀點に立ち、法律的規定の下に貯蓄率を定めるといふ具體的強制貯蓄策も聲が高くなつて來るであらう

九、一方、物の關係から云へば物動計畫の改編があらうし、生擴資材は事實上入手困難となるため生産業の偏重は免れず大會社中心主義は急速度で實現される

等々數へれば幾つもあるが、金融統制の強化、産業統制の強化、國民生活の切下げは三大結論である。

4 増税と煙草値上げ

一般會計及び各特別會計からの臨時軍事費繰入は凡て増税及び煙草の値上げから來てゐる。即ち一般會計よりの繰入金は二一四、五九二千圓でその内増税によるもの一七二、一一三千圓專賣局益金増強分の繰入四一、四八二千圓である。各特別會計からの臨時軍事費繰入れも凡て増税と煙草値上げによつて賄つてゐる。

此の爲内地外地を通じて消費税の増徴、煙草の値上げがあつたことはいふまでもなく。

二、主なる政策豫算

1 米穀増産對策費

主なる政策豫算としてまづ米穀増産對策費を見よう。周知の如く米穀の増産對策としては

一、米穀生産獎勵金 一八五、〇〇〇千圓

二、米穀買上價格の引上げ（石當り一圓）は米券の發行増によつて賄ふ

三、格差引上げによる事實上の買上價格引上げ（石當り大略一圓）は同じく米券の増發による

二及三は其の性質上豫算面には現はれない。

一、の石當り五圓の生産獎勵金交付は最初米券の増發に俟つ方針であつたが、斯くては米穀需結調節特別會計が、政府の補助金を代つて支拂つてやるために必然的に損を引受けることになるので、矢張り本筋に立つて一般會計（農林省豫算）として直接支出することにした。交付額は三千七百萬石に對してである。實際生産者に對してのみ交付する。

米穀需給調節特別會計はその取扱量の増加のため

一、米穀證券發行限度の擴張

二、米券償還期の任意化

を行つた。前者は議會の協贊を経て同特別會計法が改正され、ば現在の十四億圓の發行限度は二十一億圓となる。後者は法律を要しないので既に實行に移されてゐる。

同じことは朝鮮、臺灣にも行はれる。朝鮮では十七米穀年度統制量（生産獎勵金交付の對象となるもの）は六、一三一十石で石當り三圓を交付する。米穀買上價格の引上げは石當り一圓

である。前者の追加豫算は二二、二〇一千万圓、後者は四、五三二千万圓である。朝鮮は内地の米穀需給調節特別會計の如きものがなく、現在は中央地方の組合組織でこの機能を営んでゐるが、近い将来は朝鮮糧穀株式会社の手で行ふ筈である。同會社は中央會社と道會社(子會社)とに分かれ、米穀統制買上げ賣渡しにあたる。朝鮮内部で生産し内部で喰つてしまふ場合、生産者には石當り三圓、供出者には石當り一圓(生産し且つ供出する者には石當り四圓)を交付するがその支出金は概ね特別會計の餘剰金で賄ふ。内地移出分は内地の米穀需給調節特別會計で生産獎勵額、買上價格引上げ額を引受け、それだけ(石當り四圓)高く買つてやる。臺灣では會計的に内地と略同様である。

一、米穀増産獎勵金は石當り二圓(總督府特別會計の負擔)

二、米穀買上價格の引上げは石當り一圓(臺灣米穀移出管理特別會計—米管—の負擔)

三、米穀格差引上げによる支出増、蓬萊米についてのみ石當り一圓二十五錢(米管の負擔)

四、内地移出は凡て内地の米穀需給調節特別會計の負擔となり、臺灣で支出した金額だけ高く買つてやる。

以上が會計上から見た十七米穀年度の米穀政策である。内容的には生産増強と政府管理の強

化を狙つてゐる。

2 戦時産業設備營團費

輸入はない、生産はしなければならぬ。ところが内地に未動遊休設備がある。この三つが與へられれば誰しも設備營團を考へつくであらう。岸、賀屋兩相の政治折衝で急遽臨時議會に提案することになつたものである。

未動遊休設備百億圓その内移轉活動化を必要とするもの三、四十億圓と云はれるが、この移轉活動化を促進するために資本金二億圓、拂込金の五倍の債券發行の營團が出来ることになつたのであるが、大藏省では寧ろ消極的である。で拂込みも直ちに二億圓全額としないで四分の五千萬圓とした。この金は交付公債でもつて政府出資特別會計から營團に出資される。だから豫算の表には出ない。發行債券は政府保證附であるが多分預金部、時局共同融資團が中心となつて引受けることになるであらう。政府は時局融資團のみでなく、一般の金融機關にも一時社債並に引受けさせると云つてゐる。營團の事業の内容についての疑點は本筋から離れるから止める。

3 中小商工業者對策費

商工省費と農林省費とで出てゐる。之は商工、農林兩省の事務再編成により一部の農林商工業者が農林省の所管になつたためである。

商工省關係——

追加豫算二、二九四千圓、中小商工業者の轉業は時代の趨勢であるが、政府が轉業費の一部負擔をしてその促進を圖るもの。

農林省關係——

東北地方では冷害で米がとれなかつた。その生活難緩和のため土木事業を起した。此の補償金で農民の離村防止をやり、生活維持を圖らうといふのである。内務省、厚生省、文部省略々同様の支出で、農民が土木工事に従事する間、兒童を教育し保護を與へる設備に對する補助である。

結 語

賀屋藏相は變轉極りない時代の豫算は當面必要の豫算を組み隨時必要に應じて追加豫算を行ふといふ。時局は豫算面に於ても益々重大である。經濟統制の強化と緊張化は追加豫算の不時提出となつて更に強化されるであらう。(十六・十一・十八)

第二部 大東亞戰爭の展開と

共榮圈經濟建設の前進

第一章 宣戰の大詔渙發に對する業者の覺悟

一、協心戮力、貿易報國の實を擧げよ

——菱沼商工省貿易局長官談

昭和十六年十二月八日、遂に對米英宣戰の大詔が渙發せられた。寔に神州肇國以來曠古未曾有の大業にして、皇國の隆替、東亞の興廢正に此の一戰に在り、一億國民擧げて報國殉難の秋ぞ今至つたのである。我等貿易關係業者、團體たるもの亦其の一切を擧げて各々其の職域に於て勇奮敢闘、我が忠勇無比なる皇軍の赫々たる戰捷に直ちに引き添ひ、既定の大國策に従つて全世界新秩序建設の大業を分擔、粉骨挺身以て眞乎たる貿易報國の實を擧ぐべき絶好の機會到來せるを知るべきである。

本聯盟は即ち右の如き信念より今や愈々其の本來の眞面目を發揮し、益々渾身の努力を傾けて貿易決戦體制の確立推進に驀直せんとするものであるが、之に對し菱沼貿易局長官は九日談話の形式を以て左の如き一文を本聯盟に寄せられ、同じく此の際に於ける關係業者の奮起殉難の決心と覺悟とを促されたのである。

「皇國の隆替を決すべき秋が來たのである。我が貿易業者も此の際勇奮國難に當る決心と覺悟を新にしなければならぬ。圓域兩國其の他皇國が戦争遂行上必要なる物資を取得し得る國よりは、全力を擧げて之が確保に努むると共に、此等諸國に對しては敏速且適確なる必要物資の供給を圖るの要がある。之が爲には我が貿易界に於ては強固にして彈力性に富む體制を整へねばならない。貿易業者各位としては、此の際業界の整備再編成を遂行するの必要も起つて來やうかと思はれるが、各位は克く一致團結、協心戮力以て眞に貿易報國の實を擧げられんことを切望に堪へなす」(十六・十一・九)

二、大東亞戦争完遂に關する宣言、決議

——日本貿易報國聯盟臨時會員總會

今般對米英宣戰の大詔渙發せられ、大東亞戦争の稱呼の下に愈々世界史的偉業完遂に邁進せんとするに際し、全國貿易關係業者、團體の總意を負ふ本聯盟は右に關する決意を天下に表明すべく、昭和十六年十二月十六日東京に於て臨時會員總會を開催、協議の結果滿場一致を以て次の如き宣言、決議を可決した。

宣 言

昭和十六年十二月八日

炳乎として宣戰の大詔渙發せらる。寔に神州肇國以來曠古未曾有の大業にして、皇國の隆替、東亞の興廢將に此の一戰に在り。一億臣民擧げて熱鐵の丸となり報國殉難の秋今ぞ到れり。

皇國既に起つ。其の緒戰に於ける我が赫々たる歴倒的戰果世界を震撼し、米英をして只茫然自失の態に陥らしめたる、御稜威の下我が皇軍の忠烈精強洵に感謝に堪へざる所なり。而して盟邦獨伊兩國又相俱に起つて、我が聖戰完遂に呼應す。敵國の擊碎期して待つべし。

然りと雖も彼等米英素より永年其の富強を世界に誇示せる大國にして、殊に亞歐弱小諸民族の膏血を搾り枯骨の上に築き上げたる彼等の物質力、經濟力は頗る廣大強靱なるものあり。遽

かに之が徹底的粉碎と最終的壓服とを贏ち得る事は、蓋し至難の業と謂はざるべからず。而も此の事こそ正に我が皇國はじめ盟邦諸國敢闘の根本目的たるものにして、今次聖戰は斷じて一時的なる彼等米英の武力的屈服を以て終熄せしむべきものに非らず、實に我にあつては大東亞戦争の名稱の示す如く眞乎たる大東亞共榮圈の確立を成就し、更に之を通ずる世界政治、經濟、社會新秩序建設を完遂せんとするに存する事言を俟たず。

此處に於てか吾人産業經濟界に其の職域を有し、特に其の對外的第一線戰士たる貿易關係業者の使命任務たるや、國家的歴史の見點より最も重且つ大なるものありと稱すべし。即ち吾人貿易關係業者たるもの今こそ其の一切を捧げ、全力を盡して政府施策に戮力協心、内、我が決戰經濟體制の確立に挺身し、外、我が海陸空制覇權の確立前進に直ちに後續、萬死恐れず萬難を克服して、大東亞共榮圈並に世界新秩序建設の陣頭に勇奮邁進せざるべからず。

仍而吾人今茲に輦轂の下本聯盟會員總會を開催し、以上貿易報國の赤心を以て直ちに赴いて國難に殉ぜんとするの決意を天下に宣明せんとするものなり。

右宣言す。

昭和十六年十二月十六日

日本貿易報國聯盟會員總會

決 議

畏くも 暴戾驕慢なる米英破碎の大詔遂に渙發せらる。恐懼感奮何ぞ堪へん哉。

茲に吾人貿易關係業者は、忠誠勇武なる皇軍の奮闘と俱に進んで吾が決戰經濟體制確立の最前線に挺身し大東亞共榮圈建設、世界經濟新秩序確立の第一線的任務を負荷せられたる至大の光榮に感激しつゝ、益々協心戮力萬難を克服して職域殉國の赤誠を效し、以て

聖旨に應へ奉らん事を期す。

右決議す。

昭和十六年十二月十六日

日本貿易報國聯盟會員總會

第二章 緒戦の驚異的戦果と

大東亞共榮圈經濟の好轉

一、大東亞共榮圈貿易の好轉化促進

八日對米英宣戰布告、即日米海軍太平洋主力を撃破し一日を経て十日英東洋艦隊主力を潰滅瞬時にして太平洋全域の制海制空の權を掌握した。米英の太平洋基地悉くわが睥睨下にあり、その完全占領も目睫の間に迫つた。全世界我が戦果に驚倒し敵國は震撼した。わが國民すらもこの神速、この果敢、この戦績には驚いたのである。

米英を對手國とする太平洋戦争がわが歴史的勝利の裡に推進されつゝある時、中國、南洋の經濟、殊に日華の貿易、中國内部に起る通貨の現象等は何う轉化して行くであらうか。些か考察を加へて見る――。

1 わが近海貿易

若しわが陸海軍の威力と戦果が、斯くの如き驚嘆すべきものでなかつたとしたら何うであら

うか。恐らく一時的にはわが近海貿易は停止の状態に置かれるの已むなきに至つたであらう。

しかし事實は歴史的勝利の下に、對滿、對中國の貿易は尠くも惡變化は受けてゐない。即ち敵艦の脅威は何等わが圓域貿易に惡影響を及ぼしてゐないのである。

貿易業者が一つの想定として憂慮した貿易破壊は敵國によつて試みられる餘地がなくなつてしまつた。この一事が早くも成就した以上わが貿易界は正に萬々歳である。けれども第二義的な、即ちわが方の計畫による貿易的變化は無論ある。又さうあらねばならないことである。それは貿易物資の豫定變更である。萬般の用意として一應必要物資の國內留保といふことが考へられなければならぬであらう。この第一義的要請に基くことと、必要物資の輸入のための輸出であつたものが、輸入對象國が敵國に廻つたといふ事實、即ちそれらの國からの輸入が杜絶えたといふことは、輸出の必要を新しい觀點から制限させる結果となるであらう。

國內留保物資の増強は亦これらの物資の生産體列と一連の關係を持つて來る。貿易物資生産部門は、當面圓域地帯に輸出する物資と、更に一步を延ばして南洋圈に將來向ふ物資と、國內の消費に廻す物資と、それ／＼仕分けして生産されることになるであらうと思はれる。斯くて貿易生産部門及び輸出品は事態の轉化に應じて新計畫下に置かれることとなる。

第二の貿易的變化は船舶の關係であらう。戰鬪を推し進めてゐる最中には船舶も亦必要である。このため一時的には貿易の計畫強化といふことが爲されるであらうが、これは又勝利による戰鬪の平靜化、敵船捕獲による船舶の増強により間もなく原形に復して來る。貿易の推進はかくて想像も出來なかつたほど早く實現されるであらう。如何なる場合でも戰は勝つといふことである。これによつて一切の問題は霧消し、解決されてしまふ。

2 米英の東亞貿易

帝國海軍により徹底的に擊倒され、あまつさへ帝國陸軍の敵基地敵前上陸が成功し、着々戰果を收さめてゐる際米英の東亞貿易は最早考へられない。米國は東亞貿易を完全に喪ひ、英國はアジア貿易を拋棄するよりほかはない。太平洋、南洋の貿易は最早わが帝國のものである。

米英が東亞貿易を斷ち截られた場合米英の困難は無論である。しかし米英を貿易對手國としてゐた南洋諸植民地は一層打撃が大きい。結局わが日本を頼つて貿易をするほか進む途がないであらう。日本の大東亞共榮圏建設はその時こそ、日本の意志ばかりでなく、彼等東亞諸植民地の意志となつて現はれるであらうことは論を俟たないところである。戰は勝つことによつて一切の道が拓けて來る。

3 共榮圏貿易の轉化

「貿易」といふのは元來、それ〴〵獨立した國の自由意志による物資交流の謂である。厭なら賣らないし、厭なら又買はない。かうして自然的に助成されたり、衰退したりするのが往年の貿易であつた。が、日本の支配下に服した共榮圏貿易はさういふものであつてはならない。自由主義的な貿易は飽くまで止揚し、計畫貿易の實踐に入らなければならない。それには日本の生産と輸出入計畫の樹立が必要であらうし、彼の植民地の生産と貿易計畫もわが方のそれとマツチしたものが必要となるであらう。かうなれば生産は東亞共榮圏内に綜合的に計畫され遂行され、貿易の單なる交流となる。即ちこの場合の貿易は所謂商業的貿易ではなくて、合理的配分の意味に於ける物資交易となるのである。かうした場合現在まで進められて來た貿易並に生産統制は何うなるかといふに、今にも増して統制化され、計畫化されて行くであらう。日・米英戰爭によつて今までとは變つた統制が行はれて來るかも知れないなどと思ふことは、まるで間違つた見透しである。本格的な計畫貿易、計畫生産は從來の賣買貿易業の觀念を根底から改めさせる。儲けるためだけの貿易、生産は最早認めらるべきではない。儲けを主眼とした貿易であつたがために物資の交流も時に阻害されてゐたのが、今度は物資の交流が主眼となり、貿

易業者は適正利潤の下に大東亞共榮圈の物資交流事務の取扱者にならねばならない。來るべき貿易統制の方向はこの線に沿つて進むであらうし、このために貿易業者はその保有する機構も貿易の方法も、生産のそれも必要に応じて轉化されて行くであらうと思はれる。

陸海軍精銳が太平洋、南洋に驚異的戰果を擧げてゐる際、貿易業者は着々來るべき計畫貿易に備へるための準備を進めて行くべきであらう。

4 東亞敵國の困却

米國が必要とする戰時必需物資はその大部分を東亞各植民地に俟つてゐたのである。英國において又然りである。

米國が中米及南米を如何なる經濟的關係下に結ばうと、戰爭に臨んで米國に絶對必要な軍需物資が東洋にあり、これをわが日本に抑へられてしまつたといふことは、何といつても米國の傷手であらう。米國にとつて戰時に必要なものは英國にとつても亦同じである。

斯く見る場合、日・米英の衝突によつて損失を蒙つたのは米英である。米英屈服の曉、貿易の手をさしのべ日本に物資を求めて來る國はまづ米英兩國であらう。

米英と共に今次日・米英戰爭で困却したものは蔣介石政權である。蔣介石は米英を頼つて辛

うじて命脈を保つて來た。その頼みの米英は帝國の一撃で手も足も出なくなつてしまつた。他國どころではない、全く自己保身の根底が崩れ去つてしまつたのである。救援者を失つた蔣介石政權は最早存立の力を喪つた。この結果蔣介石治下の經濟が完全に没落して行くであらう。

その第一は對米英貿易の完全杜絶による交戦力の低下である。同じ理由により蔣介石通貨である舊幣（舊法幣）は漸次命脈を細めて行くであらう。蔣介石治下の經濟混亂は斯の地點から起る。反對にわが軍占領下の中國地域は經濟的優位に置かれ、新幣（新法幣）は強化され、軍票も亦價值増進を見る。これは中國貿易が日本側以外には行はれないといふ事實によつて明らかである。

こゝに新幣、舊幣間の價值關係の検討問題もおこつて來る。舊幣は落ち新幣は騰る。この兩幣がパーの價值關係を持つてゐることが新事態に合ふであらうか。當局は何う考へてゐるか明らかなき意思表示はないが、新舊兩幣は適當な時期を見てパー關係から離脱し、舊幣と獨立な價值維持によつて中國新經濟の建設に向ふべきであらう。然らば舊幣の桎梏から離脱した新幣は何を標準に價值を決定すべきか。ドルかポンドか、何れでもない。それは日本圓を標準價值とし、これと一定の關係を持つて中國新通貨の不動の價值を保持すべきであると思はれる。軍票

と新幣との價值關係また同様である。

5 日華貿易と中國通貨

日華貿易が支配的な量に於て法幣爲替制度を援用するやうになる際、日本からの輸入代金送金は全部は新幣によつて支拂はれず、一部は舊幣によつて支拂はれることになるであらう。それは未だ舊幣流通地帯に於ては舊幣を利用し、新幣地帯では新幣を便宜とする事情によつて説明される。

兎も角新幣は中國通貨として新しい權威をもつて登場し舊幣を追ひやる。と同時に新幣が中國の貿易通貨となつた場合、新幣が強化される一方軍票との價值的變化が生じて来る。この場合は軍票の漸次的引揚げを行ひ、新幣の新通貨を交替せしめても悪くない。軍票は斯くすることによつてその軍票としての機能を終止し、云はゞ「凱旋」をするのである。軍票を漸次引込ますか何うかといふことは、勿論政府の政策であるか何うか解らないが、新幣を舊幣から分離し日本圓との價值關係に於て新通貨とし、容易に占領地域内に流通せしめるとすれば、理論的にさういふやうなことが云はれるのである。それ迄の暫定的措置としては舊幣から離脱した新幣と軍票との價值關係、延ては日本圓との價值關係樹立に問題も起つて来るであらう。

結 語

日・米戦争と吾が壓倒的勝利とは爲替的に云へば、わが日本圓の勝利と支配とを意味する。日本圓は對米二十三弗十六分ノ七の公定レートを保ち、これを崩さぬことを旨としてゐたが、もはや米ドルは問題ではなく英のポンド爲替も同様である。

今では日本圓は東亞共榮圏内の通貨として、曾つてポンドがさうでありドルがさうであつたと同様に貿易、爲替界を支配するのである。日本圓は独自の價值を保ち、共榮圏内各通貨はこの日本圓に對して一定の價值を有つことになる。この事こそ日・米英戦争の經濟的結果の一つでありわが國の久しく望んだところである。

今やこの希望も陸海軍精銳の勇戦と戦果によつて達せられやうとしてゐる。新事實として現實化し眼前に齎されて來たのである。爲替に於て然り物資に於て然り一般的貿易も日・米英戦争を通じて飛躍を遂げるであらうし、また然かくあるべきことを冀望するのである。

二、アングロ・サクソンへの資源作戦

— 敵産管理断行さる

このアングロ・サクソン戦争に於いては徹底せる資源作戦が遂行されなければならない。それはこの戦争がアングロ・サクソンによる對日資源作戦の結果惹起した経過から見ても能く納得出来ることである。米英によつて失つた石油、鐵の資源を武力により新たに構成さるべき新勢力領域に開發獲得しなければならない。蘭印の石油、マレー、比島の鐵鑛、マレーの錫、ゴムを確實に自己のものとする事がその資源作戦の第一戦である。然し資源作戦はこの物資獲得の部に於いてのみ推進されそれで充分だといふのではない。我が新勢力範圍に於ける一切の物資を尠くとも戦時中逆にアングロ・サクソンに流出せしめないといふ別の方面へまで進出しなければならない。アングロ・サクソンがその戦時必需物資の大宗として渴望措くところを知らないゴム、錫、タンングステンはその一瓦と雖もこれを我が新勢力下から流出せしめてはならない。從來我國が滿喫せしめられた物資の所謂チリ貧形態を逆に米英兩國へ滿喫せしめねばならぬ。

政府は資源作戦の一翼として既に敵産管理を断行しやうとしてゐる。外債の元利支拂は當然停止されるであらう。日華基本條約の精神に従つて又滿洲國に於いても事實上敵産の管理は行はれる順序である。又これ等の國に於ける外國借款の元利支拂も停止されるであらう。中國に於けるアングロ・サクソンの權益の牙城たる租界の回收も着々敢行されつゝある。武力による拔本塞源的作戦の展開と並行して資源作戦も一切の部に亘つて勇猛果敢に断行されなければならない。(十六・十一・十三)

第三章 第七十八臨時議會と 在敵國凍結資産補償問題

一、大東亞戰爭豫算と戰時法律案

第七十八臨時議會は昭和十六年十二月十五日召集、翌十六日開院式、直ちに提出豫算案並に法建案の審議に入り、同日夜半で貴衆兩院の審議はほぼ終了した。十七日はその結末と「大東亞戰爭目的貫徹決議案」の上程があつて、十八日閉院式の運びになつた。

舉國一體、舉心一致の目的は遺憾なく達せられたのである。

1 臨時軍事費追加と其の特徴

前期第七十七臨時議會と異り今期臨時議會は豫算の追加は目的でなかつた。寧ろ大東亞戰爭開始に伴ふ舉國一致の決意と體制の表示がその第一義的目的であつた。従つて今期臨時議會に提出せられた臨時軍事費追加二十八億圓（本費二十億圓、豫備費八億圓）は同軍事費が足りなくなつた爲めではなくて、豫算の面から皇軍の思ふ存分な作戰を邪魔することがないやう、こ

の方面に裕りを持たせるためであつたのである。

同軍事費の特徴は前今期共に、追加額に對應する期間（何年何月から何月までの軍事費といふやうな）が明示されてゐないことである。これは日本の作戰の大きさを敵國に推算されることを防いだためで戰時豫算として當然のことであつた。

臨時軍事費に就て一つ注意すべきことは陸海軍の活動のための一切の費用を全部この費目の中に統合したことである。即ち十七年度豫算に見る如く一般會計中の陸軍省費目、海軍省費目はほんの一部の費用を除いて、凡て臨時軍事費特別會計に移し云はゞ「軍特別會計」といつたものを作つたことであつた。此の會計の中では陸海軍の區別は勿論ないのである。あつてもそれは内部の見積りにすぎなく豫算面には一本に統合されて居る。之も又陸海軍作戰の緊密化のために必要なことである。

今期二十八億圓の臨時軍事費を假りに十六年度相當分と見て、第七十六通常議會以降の軍事費を積つてみると

一、第七十六通常議會協賛額

八、一三〇、〇〇〇千圓

内一 イ臨時軍事費(第五次追加、十六年度第一次追加) 四、八八〇、〇〇〇
譯一 ロ一般會計陸海軍省費

二、第七十七臨時議會協賛額 三、二五〇、〇〇〇

三、第二豫備金より臨時軍事費への繰入額 三、八〇〇、〇〇〇

四、第七十八臨時議會協賛額 七四、六九〇

計 二、八〇〇、〇〇〇

前十五年度は同年度第一次臨時軍事費追加は四十四億六千萬圓、陸海軍省費は二十三億四千萬圓、第二次臨時軍事費追加が十億圓で總計七十七億六千四百萬圓であつた。之を比較すれば實に七十億四千萬圓の増額となる。

然し乍ら戰爭中、軍事費の高などは問題ではない。勝つためには如何なる金も如何なる犠牲も拂ふことである。十六年度に入つて軍事費が倍額になつたといふことは寧ろ日本の國力の伸長を意味するものであり、戰鬥力の増強を裏書するものにほかならない。十七年度に入つて軍事費が二百億圓に飛躍しやうとそれは何ら驚くべきことではないのである。問題はむしろ次の諸點に存する。

一、軍事費と物との關係

一、軍事費の歳入のための公債消化と増税、官業収入の増強

軍事費が百四十八億圓であらうと二百億圓であらうと、その凡てが日本國內で生産され、保有されて居る物に支出されるとは限らないのである。相當な金額は東亞需給圏で支出されであらうし、又相當な部分は第一補給圏の支出となるであらう。即ち夫等の地域の物に對して軍事費が支出されるのであるから、此の間物動計畫は擴大物動計畫となり憂へられるところはない。換言すれば軍事費と物動計畫との調和は破壊されることはなく、豫算の實行に困難を來すことはないであらう。

然し乍ら國內に於ての軍事費支出も又相當に上る筈であるから、之に應ずる生産の増強も拍車をかけねばならず、勢ひ國民消費は規正される。之は戰爭中何處の國にもあることで、今次臨時議會の舉國舉心一致もその邊に狙ひがあつたのである。

第二の公債消化はその大部分が金融機關の引受となるのであるから、結局國民貯蓄が増強されねばならないことになる。何故なれば一方に倍増以上の公債を消化し、他方に生産擴充資金を出さねばならないのであるから、之に應ずる預金が増加して行かなければ、とどのつまりは

生産擴充資金の放出難、公債の消化難になる。兩方の難が一度に來るやうでは軍事費の支辨がつかず、戦争の完遂に支障を來たすことになるのである。

貯蓄の増強が種々の觀點に於て絶對必要である以上、今後共何等かの強化策が引續き考へられねばならぬであらう。

最後は増税及び官業収入の増強であるが、今となつては財政の必要に基いてどしどしやるべきであると思はれる。此の事が亦消費の規正となり、インフレーションの豫防となるのであるから、十七年度直接税の増徴は十億圓に餘る額で差支へあるまい。官業収入（煙草其の他鐵道郵便等）も又過般のそれに重ねて増強していゝだらう。

2 戦争保險臨時措置法

今時臨時議會は戦争遂行上絶對必要な法律案のみを提出する方針を執つたが、その一つは戦争保險臨時措置法案であつた。同法の骨子は次の如くである。

一、戦争保險の對象を他の火災保險、生命保險その他と峻別したこと。

即ち戦争保險は彼我の戰鬪行爲による火災又は損壞（破壊消防、避難上の處分等を含む）のみを選んで保險事故とした。従つて國民は一般の火災に於ては戦争保險金は貰へない。此の爲

めには今まで通りの火災保險に入つておく必要があるのである。

二、保險契約の簡捷

要するに戦争保險をかけやうとする時その目的物につき政府指定の保險會社に對し保險料を添へて契約をしさへすれば、その保險契約は成立したのである。保險會社の承認の有無は問題ではない。代理店に一方的に依頼すればそれできまかの時には保險金が貰へる。その點戰時保險の特色が出てゐる。

三、保險金支拂の制限

保險金を貰つても焼かれた家を建てる資材がないといふ場合、政府は保險金の一部支拂延期を命ずる。之はインフレ防止策の意味を持つもので、此の場合支拂はれる保險金額は被害者の生活上必要な限度に限られるであらう。然し支拂抑制そのものが目的ではないのであるから必要とあればどしどし支拂ふ方針である。尙ほ其の場合支拂延期をされた保險金額に對しては利息をつける。

四、戦争保險は保險會社に對して利潤を認めぬこと

即ち保險會社の事務費は政府で支辨し、利益は政府へ納付、損失は政府補償の建前をとつた。

五、一ヶ月間の特例

戦争保険臨時措置法が公布施行された日から三十日間を限つて保険事故発生後の保険契約を認めた。つまり既に被害を受けた後に保険會社に保険契約を申込んでも、遡及して效力を發生するので、此の點國家が一ヶ月間無條件で國民生活を庇護することを意味する。但し此の場合誰でも被害後の保険は多額の方が澤山金が貰へてよいから多額の保険を掛けたがるであらうが、之は家屋賃貸價格、他の火災保険、損害を蒙つた家の實價等を見積つてその最高限度まで許可する方針が執られる模様である。

3 敵産管理法

敵産管理法の目的とするところは、戦争相手國と我との財産的權利義務を明確にし、戦捷後賠償の際に於ける基礎をはつきりとして置くことであつた。従つて決して同法の狙ひ所は敵産の收奪ではなく寧ろ保護であり、此の點紳士國の襟度を示したわけである。

管理法の内容は

一、敵國の財産に對し管理人を置き之を管理せしめることとした事

管理人は戦争中政府との諸交渉に關し相手方となる。管理人は勝手にその管理する敵産を處

分することは許されない。

二、敵産の活用

政府はその指定する者に對し敵産を賣却することを得しめることとした。敵産の活用で生擡等に利用されるものもある譯である。

三、我が國民の敵國又は敵國人に對する債權債務を整理せしめる方法を講じたこと

正金銀行内に特別の封鎖勘定を設けて、之に債務のある者は圓で支拂ひ、之を以て一應個人の債務を支拂つたことにした。即ち個人の敵國又は敵國人に對する債務は封鎖勘定に轉嫁される様にしたことである。尙ほ右封鎖勘定は戦後整理される。

四、敵國人の債務免除の防止

敵國や敵國人が我が方に對する債務を免れるため、その債務を第三國人に讓渡する手が考へられる。之は日本政府の許可なくしては無効であると宣言した。即ち敵國や敵國人の我が國に於て爲す取得處分の目的物を次の如く定めてその移動を差止めた。

イ、本邦内に在る動産、不動産

ロ、同じく事業又はその出資

ハ、本邦證券

ニ、本邦内に在る者に對する債權

五、對米英宣戰布告の十二月八日以後であつて本邦施行前その期間内に敵國や敵國人の我が國で爲した債權債務の取得處分は無効としたこと

以上が戰爭保險法と敵産管理法の骨子である。此の外言論出版關係、同法關係の法律案が出たが、經濟的に直接關係のあるものは右の二法案であつた。何れも戰時に際し絶對に必要なものであり又當然の戰時法律であつた。

結語

議會では豫算案は豫算總會を省略し、本會議で討論なしに全會一致で可決され、法律案も形式上委員會に移されたがさしたる質問もなく一瀉千里で可決された。

正に類例を見ざるスピード審議であり、歴史的戰時議會たるの本領を遺憾なく發揮した譯である。(十六・十二・廿三)

二、在敵國凍結資産補償問題の具體化

米英蘭が對日資産凍結を強行してからの問題、即ち吾が在外凍結資産(資金其の他いつさいの權利を含む)の補償問題は、大東亞戰爭開始によつて具體化した。

國家的原因によつて起る凡ての損害は、之を國家の補償により同胞の損失はまぬかれさせるといふ政府の方針によつて、「外國爲替損失補償金」五億圓を豫算外國庫契約に結んだのは昭和十六年度であつた。其の内容は「總額五億圓を限り昭和十六年度以降五ヶ年度内に於て國庫の負擔となるべき契約を昭和十六年度に於て結ぶことを得」とあり、第一に資産凍結による國家補償を狙つた。後、法幣爲替による損失、其の他爲替政策上の損失補償は凡てこの豫算外國庫契約の中から補償してやる方針を執るに至つたが、その大本はどこまでも凍結資産の補償であつた。また凍結資産の補償額が一番大きな項目であると豫想されたから、當局の腦裡には常にこの在外凍結資産の補償問題がこびりついてゐたであらう。

大東亞戰爭の開始は凍結資産に對して或る種の運命を與へた。未だ收奪とまではゆくまいが少くも戰爭が終るまでの凍結は豫約された形となつた。茲において當局も之等凍結資産補償の肚を決め、その具體的手段に就て研究を開始した。これまた戰爭國として當然の措置であるが同時に戰爭國の濫い心やりである。

1 凍結資産補償の方式

凍結された在外同胞資産に對してどういふ方式で之を補償するかは未だ研究中で政府の方針は窺知すべくもないが、考へ方として次の方策が考へられるだらう。

一、戦争對手國乃至戦闘地域からの引揚げ同胞に對してはその生活費を給與する

二、外國において事業を営んでゐたもので、その事業によつてのみ生活してゐたものに對しては一部補償を即時斷行する

三、資金其他債權を凍結されたが、今直ちにその金がなくてはならないといふのでない者に對しては即時に補償は行はない

以上は直ちに實行するであらう策は如何なるものであるべきかに就いての推斷であつて原則論的には

四、國家的原因（外交、戦争等）による同胞（銀行、會社其他一切の法人を含む）の損失は凡て之を國家で補償する

の建前を堅持してゐること固よりで、如何なる時期に如何なる方法で補償するかの問題は自ら別途の問題である。

第一の海外居留民の引揚げに對してはこれは當然生活費補給が爲さるべきで、既に南方からの引揚げ同胞に向つてはその方法が執られてゐるものと思はれる。海外の居留同胞は海外の居留地に於いてのみ生活が出来た人々であり、云はゞ生活の基礎はその地のみあつた者達であるから、内地に引揚げた際は第一に生活費の給與を行はねばならない。第二には夫等の人々に生活の手段を與へ、必要によつては若干の事業資金も融通さるべきであらう。この生活費の給與、事業資金の融通は彼等が海外に持つてゐた資産（資金）額に對して爲さるべきで、凍結された全額を一應の限度として融資行爲がなされるであらう。

政府が何故かゝる補償行爲をなすかは彼等が海外發展の同胞であり、大東亞建設の戰士たるべき者でやがては海外に日本貿易、日本事業を發展さすべき者である爲め今後の發展も考へた上で斯かる補償が行はれるものと思はれるのである。

2 南方事業に對する補償

次は海外事業に對する補償問題である。海外に事業を持ちその事業に生活の基礎を置いてゐた者達に對しては、今後直ちに來るべ南方發展の爲に生活費を給與し、内地事務所の諸經費を補給し、必要なる事業資金を融通するのはこれ亦當然の措置である。

我が國に於いては之等の事業家は特に南方に多く、米英本國には差當り問題にすべきものは餘りない。それで事業補償は南方第一補給圏内の居留事業家に向つて爲されるであらう。ゴム園其の他ローカルな事業を營む者に對して特に爲さるべきもので、既に相當額この種の補償は行はれてゐる筈である。その補償額の限度は矢張り凍結資産の限度で、補償の趣意は前に述べた通りである。

3 在米英資金の補償

銀行、大貿易業者及び大會社等の米英兩國にある資産並に資金其の他一切の權利に對する補償は原則的には行はれる。然し直ちに全額補償するか否かは別問題である。要らない金を補償しても何の役にも立たないからで、政府は業者の必要に應じてその限度において融資を行ふであらう。

若し海外に凍結資産を有する者が事業の爲に資金が必要となれば、事業に要する資材、勞力其の他外的條件の具備を俟つてその限度で事業資金は融資されることと思はれる。

然らざる場合には徒らにインフレーションを助成するまでのことであるから、融資は差控へられるであらう。

4 債權債務の處理と新金庫設立に就て

敵産管理法において一部その趣意が盛られてゐるが、對米英戰開始後の一要務は彼我の債權債務の明確化並にその處理のことである。政府はこの點に就て逸早く考慮をめぐらしてゐたやうであるが、最近の考へ方としては新金庫を創設し、これによつて一切の處理を試みんとする模様である。この新金庫は最初正金銀行内に特別の封鎖勘定を設け、この勘定を活用しやうとしたやうであるが、問題が問題であり凡てを正金銀行に頼るといふのも面白くないから別個の金庫を創設し、之を處理機關とする議が旺んになつて來てゐる。

然らば新金庫は如何なる機能を果たすかといふに

一、我が國民の敵國並に敵國人に持つ債務は一切この金庫に仕拂ひ、これによつて外債を仕拂つたこととする。

勿論我が國民が敵國乃至敵國人に對する債務を仕拂つたことになるだけで、國家は未だ敵國並に敵國人に對して債務を仕拂つたこととしてしまふのではない。凡ての本格的な處理は戰捷後賠償の際に結末をつけられる。兎も角も我が國民は新金庫に日本圓で外債を仕拂ひさへすれば對外債務は一切無くなつたこととなる。このことを横から見れば國民のもつ外債を國家の債

務に轉嫁してしまふことである。

二、次は反對に我が國民が敵國內或は戦闘地域内に持つ資産、資金を凍結された場合、この凍結資産を見返りとして新金庫から融資をうけ得る仕組みとする。

この基礎は國家が海外の凍結資産に對して補償契約を行ふことを前提とするもので、政府が凍結資産所有者にその損失補償契約を結んでやれば、金庫は政府補償の確實な基礎の上に立つて必要な資金はこれを見返り貸與することが出来る。前に云つた諸補償は凡てこの方法で爲されるものと思はれる。

結 語

新金庫は何時設立されるか、又設立後どういふ具體的方法で補償が行はれるか、この點は未だ明瞭には決つてゐないが大略の方針は決定してゐる模様である。

また政府はこの方策實行の爲めに必要な豫算的措置は採るであらう。その一つは現在の五億圓の國庫契約額は十億圓増額し十五億圓とすること、更に技術的な面で「十六年度」を「十七年度」乃至十七年度以降に適時に行はれ得るやうに改正すること。それらは來るべき第七十九通常議會に提案されるであらう。(十六・十一・廿七)

第四章 大東亞戰爭の展開に伴ふ 中國經濟、貿易の大轉換

一、皇軍進駐下の上海經濟變貌

一九四一年十二月八日は世界歴史に一大轉換を記録し、四ヶ年に及ぶ支那事變が大東亞戰爭に展開した世紀の日である。この日午前五時二十分黃浦江上の朝霧の中に眠つてゐた英砲艦は日本海軍によつて撃沈され、米砲艦は降伏、拿捕された。續いて午前十一時皇軍は蘇州河以南の共同租界に進駐し、阿片戰爭以來百年に亘る植民地搾取の米英據點がこゝに覆へされたのである。この日より上海租界經濟は米英の羈絆から完全に脱して東亞民族そのものによつて再發足することになつた。

1 機構の不變と運用の變化

だが五百萬の人口を擁し、全中國貿易の半分を占める上海經濟は依然として嚴然たる事實であり、進駐後の政策がこの事實に則して行はれねばならないのは當然である。共同租界を動か

してゐるものが米英資本主義の代辯者であつたとしても、租界の政治的經濟的機構を一變することは困難であり、否この機構を巧く活用することこそ得策と云へよう。更に敵國籍米英人にして我が方に協力する場合には、これ又彼等の資本と彼等の技術を利用して可なりと云ふべきである。

かくて我が方は共同租界當局に對して米英人と雖も我が租界工作に協力する限り、彼等を排撃せざる旨を通告したので、租界市參事會議長リデル（英）も亦本國政府の召還を受けなければ日本に協力、自己の職責を完ふする旨を言明、以來殘留米英人の大多數は我が方に協力、米英勢力の支配した租界の政治經濟機構そのものは從來とさして變つてゐないのである。華人側に對しては一般市民の營業繼續を求め、共同租界出入に當つても邦人、外人が許可證を必要とせるに反して自由となし、安居樂業の念を徹底せしめるところがあつた。全く皇軍の租界進駐は平和的に行はれ、租界中心の大通り南京路の如き平日と變らず、電車もバスも動き人々の往來もさして減じてゐない。これ蓋し共同租界の安寧及び繁榮の維持は日本軍の最も希望せるところであつて、日本軍は平和且つ正當なる業務に従事する租界内一般善良民衆に對しては、假令敵國籍を有するものと雖もその安居樂業を慮つてゐるからである。

だが我が租界進駐の目的が敵性勢力の排除にある以上、敵性米英勢力及び敵性重慶分子の殘存は斷じて許されない。また敵國の財産は當然接收されなければならない。かくて米英籍及び重慶側の宣傳機關たりし新聞社及び放送局は直ちに接收され、サツスーン・ビル、アジア石油、香上銀行、米マリオン宿舍、アメリカンクラブ、ナショナル・シチイ、ハミルトン・ハウス、英米電話、ガス、電力、水道會社等の建物また直ちに接收乃至管理されたのである。然しこれらは日・米英開戦と我が租界進駐の當然の結果であつて、租界の政治經濟機構そのものは其の儘である。一變したのはこの機構を運用する方法であつて、その方法はいふまでもなく我が東亞共榮圈建設の線に沿つたものであり、かくして上海經濟を更生繁榮せしむるにある。勿論敵國籍人にして敵性の可能性あるもの乃至彼等の存在が我が方の運営に障礙となるものは排除するを要し、上海海關を中心とする中國海關機構人事においてメーズ（英）總稅務司以下米英稅關吏の多數を罷免して日本人に換へたのはこの一證と云へよう。

2 敵性排除と租界經濟

進駐直前における租界經濟は既に報告したやうに全く孤立化し、昨年春頃迄の畸形的繁榮を剝奪されてゐた。それでも敵性外華人商社の蠢動は終熄するところなく、我が方の封鎖を潜つ

ての重慶治下密貿易と南洋及びインド方面への貿易は租界經濟の有力なる支柱をなしてゐた。雷州地方との上海貿易、蘭印、印度との上海貿易最近の數字を見れば此の點は明らかにされよう。この鎖が突如切斷されたのであり、黃浦江上の米英殘留船また擧げて我が方に拿捕されたのである。従つて上海貿易従來の支柱たりし面は共榮圈内貿易に切換へられざるを得ず、この結果は自ら上海經濟に波動を與へざるを得ない。更に米英金融資本の上海爲替市場の管理、米英重慶合作の上海法幣金融の支配が根本的に覆へされた今日、金融界の異變また當然起るべきものである。

かくて上海市各取引機關は一齊に休市し、金融界また重慶側四行の閉鎖、米英銀行従來の機能停止によつて半モラトリアム状態となつた。だが敵性を全く放擲した上海租界經濟が東亞共榮圈經濟との連絡を確立するに従つて各市場の異變状態は打開されるのであらう。既にその素地は構築されつゝあるのであつて、九日以降預金の拂出制限を行つてゐた邦人及び華商銀行は十六日より制限を撤廢して舊狀に復してゐる。華商銀行のかゝる急回復は一に我が方の援助によるもので、具體的には我が正金銀行に口座を開くことによつて豊富なる法幣資金の供給を受け、また制限超過の資金は華商銀行發行の新滙劃たる撥款單によつて調達支給されてゐる。一

方國民政府中央儲備銀行また新情勢に即應して進出し、儲備銀行券の租界内流通高は著しく増加、上海金融界は米英銀行に代つて立つた我が正金銀行と中央儲備銀行を中心として再調整されてゐる。通貨部面では軍票、儲備券、舊法幣の三者が鼎立してゐるが、租界内において壓倒的流通量を占めてゐた舊法幣に對しては軍票との關係において二十五圓賣りに價值を固定され各通貨價值の變動による經濟界の動搖は阻止されてゐる。かようにして各市場就中商品取引市場の如きも漸次復活を豫想されてゐる。

3 共榮圈内「上海」の更生

共榮圈内上海經濟の更生は以上の如く既に發足してゐる。今や進んで上海經濟各處において共榮圈經濟への切換へが進められなければならない。上海輕工業の大宗たる紡績業においては華人側の我が方への協調、紡績に次ぐ重要工業たる製粉業においても同様の傾向が窺はれ、他の各業においても同じ状態にある。貿易部面においても我が方海運によつて共榮圈内切換へは直ちに行はれ、南方アジア向け貿易にあつては我が方と佛印汽船によつて維持回復が圖られてゐる。

だが事變が大東亞解放戰爭に展開したと共に戦線は世界的規模において峻烈を極めて居り、

しかも奥地にはなほ重慶抗日政權が存在してゐる。従つて上海經濟が從來の如き畸形的繁榮を望むことは困難であり、事變前の繁榮を望むことも早急には困難である。戦争當事國の何れにおいても統制經濟を益々強めてゐる今日、共榮圈内に更生する「上海」と雖も統制から逸脱することは許されない。そこに工部局從來の物資統制をそのまま進めざるを得ない理由があり、更に統制を強化せざるを得ない情勢が了解されよう。幸に上海租界經濟の命脈とも云ふべき米、石炭の在荷は當面さして憂慮する状態でなく、新たに共榮圈内の供給をもつてすれば食糧、燃料問題の解決はさして至難ではない。金融界また變態的インフレーションから解放され、この結果は延いて和平地區のインフレ解決への道を切り開くものである。素より新たな困難は覺悟しなければならぬが、この困難の解決は一つに上海經濟の回復のみに止まらず、中國民衆解放への礎石となるものである。(十六・十二・廿七)

二、中國貿易の性格一變と其の前途

永遠に記念さるべき昭和十六年十二月八日、此の日は中國貿易の上にも新紀元を劃した。即ち八日の未明を期して、米英及び重慶の經濟勢力の牙城であつた上海共同租界に皇軍の平和進

駐が行はれて、敵性經濟施設は我が方に接收され、英國の策謀源地であつた香港も又精銳無比なる皇軍の猛撃に一たまりもなく陥落し、中國大陸に於ける米英の軍事的、經濟的殘存勢力は茲に完全に一掃された。之に伴つて中國貿易もその性格を完全に一變したのである。

1 中國貿易に於て米英の占めた地位

中國貿易に對する英國の支配は實に一世紀の久しきに及んでゐる。今次歐洲戰爭勃發以來、中國貿易に於ける英國の勢力はやゝ後退し、之に代つて米國の進出が目覺しかつたが、尙ほ英國は東洋に於ける自己の勢力圏を通じ、中國海關に對する支配力を通じて、中國貿易の上に牢固たる勢力を保持して來たのである。

最近の中國貿易に於ける各國の地位を海關統計に依つて見れば左の如くである。

一、輸入(昭和十六年一月以降十月迄累計)

	(千元)	%
第一位 日 本	四三六、七九六	二〇・〇一
第二位 米 國	四二五、九三五	一九・五二
第三位 香 港	三三八、六七八	一五・五二

第四位	英領印度	一六二、一七三	七・四三
第五位	佛印	一四六、〇五九	六・六九
二、輸出(同右)			

第一位	香港	六一九、四三六	二三・九五
第二位	米國	五六六、一七九	二一・八九
第三位	日本	二九八、八四九	一一・五五
第四位	關東州	二〇三、七五八	七・八八
第五位	蘭印	一四五、八〇三	五・六四
第六位	英領印度	一〇四、〇八二	四・〇二

英本國は輸入に於て四千四百萬元で二%輸出は九千萬元で三・四九%を占めるに過ぎないが香港、オーストラリア、英印、カナダ等英國勢力圏を合計すれば尨大なものとなり、英國勢力圏より中國に輸入されたものは輸入總額の三七%、輸出に於ては總額の三八・七%となり、他の諸國を壓して首位を占めてゐたのである。

2 太平洋危機切迫と中國貿易の異變

昨年七月米英が中國資産の凍結を實施した結果、中國の米英側からの輸入は法幣安定資金委員會の輸入爲替割當の限度内に制限されることゝなつた。そして上海に對する爲替資金の割當は著しく削減されるに至つたので、國民政府では之に對する自衛措置として、一部重要物資の第三國向輸出を禁止した。即ち資産凍結直後の七月三十日、上海海關は國民政府及び我方當局の方針に従つて皮革、糟及麩、米、小麥、染料及塗料、植物油、ゴム、石炭、棉花及棉花屑、麻類、羊毛、原礦、金屬、機械、器具及化學製品の第三國向輸出に許可制を布いたのである。然し右の輸出停止品は輸出品の全體から見れば二、三割に過ぎず、海關の輸出禁止もルーズなものであつた爲め、上海から第三國向の輸出は資産凍結後も依然旺盛を極めたのである。殊に綿糸布の香港向輸出増加は物凄じばかりで、全中國對香港綿糸布輸出高は八月の七百六十萬元から九月には千二百三十萬元と約倍増し、十月八日には遂に綿糸布の輸出停止が行はれたが、それにも拘はらず十月の綿糸布輸出高は三千百九十萬元となり、九月に比して約百六十%の輸出増を示したのである。其の他鑽石、金屬、雜貨、油蠟、化學製品等の香港向輸出も激増した。香港向に激しい勢で流出した之等の上海物資は、大部分重慶側へ逆輸入されたものと思はれる。即ち全中國の對香港輸入統計を見れば香港からの綿布輸入額は九月は僅か九十三萬金單位

であつたが、十月には一千四百五十八萬金單位と一躍十五倍に激増して居るのである。綿糸も九月に比し三倍、藥材及び香料が二・五倍、化學製品が七倍、雜貨が九倍、金屬製品が六倍、毛製品が二十倍に激増してゐる。更に全中國港別輸入貿易を見れば非占領地區の雷州及び騰越が激増して居り、雷州の輸入額は九月の七百六十五萬元から十月には七千九百四十九萬元と十倍以上に激増し、上海、天津を凌いで第一位となり、騰越も九月の一千二百萬元から十月は一千六百萬元と四百萬元を増加してゐる。之等の事實は重慶側が太平洋情勢の緊迫を見越して、上海物資の獲得に如何に狂奔したかを物語るものである。

3 中國貿易の大轉換と日華貿易の今後

然し中國貿易を支配した米英勢力も、また米英の援助を受けて中國貿易を攪亂しつゝあつた重慶の殘存勢力も遂に一掃される日が來た。舊臘八日米英の中國搾取の根源地であつた上海共同租界に皇軍の平和進駐が行はれたあと、早くも同十日には中國海關總稅務司メーズが罷免されて岸本廣吉氏が總稅務司に新任し、一世紀の久しきに亘つて英國の中國貿易支配の根城となつてゐた海關も、完全に我方の支配下に置かれたのである。

今後は中國大陸は大東亞共榮圈の一環として、大東亞圈内貿易の促進に邁進する一途あるば

かりである。今迄陰に陽に日華貿易の促進を阻害して居た米英側の妨害行爲も完全に芟除されて、日華貿易は之から本格的に促進されるであらう。

舊臘東京に於ける東亞經濟懇談會席上に於ける賀屋藏相の演説によれば、昭和十六年度の日本の對中國輸入計畫額は昭和十五年度の實績に較べて二倍に達して居り、主要物資に就て見れば數量に於て石炭は二、三割増、鐵鑛石、棉花は夫々二倍に増加してゐる。一方中國側に於ける對日供給物資の生産擴充はどうかと言へば、華北炭の増産は豫定通り進捗して居り、華中では大冶の鐵鑛石も順調に増加し、華中鑛業の馬鞍山、桃中、鳳凰山各鑛業所の増産計畫は當初の豫定計畫以上に進捗して、日本内地の緊急需要に應じつゝある。棉花、雜穀の對日輸出は現地の需要も相當あること、及び第三國方面への密輸出があつた爲め、現在迄其の積極的増加には可成りの困難が伴つたが、之も大東亞戰爭展開後の新情勢に於ては、東亞共榮圈一體の見地から容易に解決されるであらう。從來最も困難な問題とされてゐた現地と日本の價格差の調整も既に日米英開戰前應急的調整策の決定を見てゐるが、此の問題に關しては新たな情勢に即應して大東亞圈を通ずる統合一元的な決濟方法の確立が近く見られる事であらう。また華中雜穀類の輸出促進策に就ては久しい間論議されて來たが、之も日米英開戰直前に解決を見た。即

ち對日輸出の取扱ひは内地の商品別統制會社が現地に出張して行ふこととなり、一方現地では買付商社が指定されて雜穀類の買付増加に乗り出すこととなつたのである。

斯様に中國物資の對日輸出促進の基本要件は備はつたが、激烈なる大東亞戰爭展開中の現下に於て最も深刻な問題は船腹の不足である。目下の處中立國船の利用、拿捕船の就航、ジャンク船に依る集團輸送等船腹不足の緩和策が講ぜられつゝあるやうであるが、中國貿易に就ては當分の間充分なる船腹を得ることは困難であらう。従つて戰爭遂行中に於ける當面の中國貿易の方向として考へられることは

第一、日本に對する戰爭遂行上必要なる物資の供給に遺憾なからしむること

第二、中國民衆の最少限度の生活必需品の輸入を確保する事である

中國から米英勢力を驅逐して中國と米英勢力圏との貿易を遮斷した後には、我方及び國民政府が中國民衆の最少限度の生活必需品の供給を確保してやらねばならないが、日本も大戰爭遂行中で中國に對し供給し得る餘剩物資も少い際であるから、日本からの輸入は出来るだけ制限しなければならぬ。そして差し當つては佛印及び泰國との貿易促進が期待せられるが、やがて馬來、フィリピンその他南洋の豊富なる資源生産地が大東亞共榮圏に参加することに依

つて、大東亞圈内バター貿易が促進せられ、中國貿易も新しい基礎の上に大きな發展をなすことが期待される。(十七・一・十)

第五章 大東亞金融新體制と 中國幣制の基礎強化

一、新「日本銀行法」に依る 劃期的通貨金融政策の確立

今次第七十九通常議會に提案される「日本銀行法案」は十七年一月七日の閣議でその要綱を決定、更に十五日の閣議で提出法律案を決定して議會の再會劈頭提案の運びになつた。

日本銀行法の制定は同行が國家の中央發券銀行であり、その新機能は國內の全金融政策を決定する點頗る注目される。それと同時に日本銀行が中央銀行として幾多の舊い法規に律せられ機能的轉換が要望せられたにも拘はらず、遂に今日まで根本的變更を見なかつたのが、一舉に舊法規を廢棄し新「日本銀行法」一本によつて戰時下新金融政策に乗出さうといふ點、なほまた新日本銀行法がその内容に於て劃期的通貨金融政策を包含してゐる點、一般の注意を浴びた。要するに古い、大きな、そして永劫に變ることあるまいと思はれた國家の金融經濟政策を

反映する云はゞ重石といつたものがパツと跳ね除けられ、代りに新しい質のそれが置き据ゑられたところに驚異があつたのであり、大東亞戰爭の開始があらゆる障礙と躊躇とを押しやつて思切つてさうさせてしまつたといふ點、大東亞戰爭に對する眞劍さ、戰時中及び戰後に於ける變つた金融經濟政策を明示するといふ點世人の注目を集めたのである。

1 日本銀行に關する法規

新「日本銀行法」案は次の五つの法規を消して生れ出でた。即ち日本銀行條例、兌換銀行券條例、日本銀行約付金法、昭和十六年法律第十四號及び金準備評價法等、日本銀行に關する諸法規は之を廢止し代りに日本銀行法を制定したのである。だから日本銀行法はその機能に於ては「改正」されたのであるが、法規的には新しく打樹てられたのである。機能に於ける改正も亦所謂改正の程度の生温るいものではなく形の上では革新に相當するものであつた。

日本銀行條例は明治十五年太政官布告第三十二號を以て制定公布せられ、その後明治二十三年、昭和七年、同十二年（二回）と四回に亘つて改正せられて今日に至つた。

兌換銀行券條例は同じく明治十八年太政官布告第十八號を以て制定公布せられ、明治十八年同二十一年、同二十三年、同三十年、同三十二年、昭和七年と六回に亘つて改正せられた。

この二つの舊い法規に加へ、諸種の法律、勅令、國家總動員法關係勅令が公布せられ、今日では極めて錯雜したものになつてしまつた。之を單一化するといふのも今次日本銀行法制定の一つの目的であつたのである。

日本銀行關係諸法の根本的改正は過去に於ても機會を捕へては企圖せられた。最近では昭和二年の改正があり、このときは特別委員會までも作つて研究に着手したが、同年の金融恐慌で遂に實現を見ずに了つた。次は昭和六年の改正で、之も滿洲事變勃發で取止めとなり、同じく昭和十二年のそれも支那事變でお流れになつた。かくて昭和十七年の今日に及んだのであるが、今度も亦大東亞戰爭の開始があつた。けれども事變、戰爭の度に改正を延期してゐては何時になつても目的を達成することは出来ない。そこで大東亞戰爭開始を機に、寧ろその機會を捉へて大革新を斷行することになつたのである。その動機は「戰爭で障碍はあるが何時まで待つても絶好の機會といふのは仲々來ないから思ひ切つてこの際やる」といふよりは、寧ろ好んでこの機會を利用し、金融經濟の根本體制を整へんが爲めに、新「日本銀行法」の制定に乗出したといふ方が正しいであらう。

2 新日本銀行法の要點

新「日本銀行法」は舊來の同行關係諸法規に對し全面的に改革を遂げてゐるので、その特徴を列擧するには全體の特質を一々並べて見なければ本當とは言へないが、その中最も特徴的なもの、而も本質的なものを拾ひ上げて見ると次の三點にあると見ることが出来る。

一、日本銀行は特殊銀行中の特殊銀行で、殆んど大藏省と表裏一體の關係に立つてゐたが、新日本銀行法ではこの點を更に強化して公共的な特殊法人としたこと、具體的には株式會社たる日本銀行を棄て、特殊法による特殊法人となつたこと、その機能は營利を目的としてゐた日本銀行（株式會社として一應營利の立場に今まで立つてゐた）を止揚し、國家目的達成のための國家機關としたこと

二、日本銀行の業務範圍を擴張轉換し、國內商業金融を中心とする従來の制度に對し、間接に産業金融に一役を買ひ得る機能を與へたこと

三、銀行券の金兌換制度を廢止し、管理通貨制度を基礎とする發券制度に革めたことである。以上は日本銀行が「國家經濟總力の適切なる發揮を圖るため」の具體的體制であり又機能なのであるが、實を云へば今までも之等に類する機能はすでに發揮してゐたのである。即ち法規の解釋や取扱ひで、當面の金融經濟事情がそれを求める範圍のことは運營してゐたので

あるが、今回改めて法規にその機能發揮の可能を明記し、正々堂々と従來の諸政策を推進め、擴大し強化することになつたのである。

斯様に實情と新法とを照し合せて見ると一見何も新しい改革はないやうであるが、取扱ひや解釋や措置で目的を達成してゐたといふことと、法規に明記して正式に政策を進めるといふこととは、政策を施す政府、日本銀行の心構へが違ふであらうし、政府の態度が本格的になつて來たといふ點實質的の相違も相當あると見なければならぬのである。且又解釋、運用でやられることは自ら限度がある。従つて思ひ切つた政策は仲々出來兼ねるものである。日本銀行關係の舊法規が棄却され、新日本銀行法で新政策を進めることになつた所以は實に茲にあると見なければならぬであらう。

兎も角新日本銀行法の制定は一面舊法規に對する取扱ひ其他で運用してゐた諸政策を、明かなる法の根據の上に乗つて推進させる爲めの新體制整備であり、他面今後の諸政策への出發點を見出す爲めの基礎であるといふことが出來るのである。この點やはり日本銀行機能に向つては細かい注意を拂つてゐていふことなのである。

3 新法による新機能

新日本銀行の業務範圍の擴張並にその轉換のうち主なるものは

- 一、産業金融の調整疏通に任ずること
 - 二、金融調節のため市場操作を積極的に行ふこと
 - 三、外國爲替の賣買その他國際金融取引上の業務を行ふこと
 - 四、信用制度の保持育成に當ること
- の四點である。

第一は従來の商業金融中心主義を一擲、産業金融に對しても一役を演ずること、生擴の必要な際そのための金融を調節しその疏通を圖ることになつたのである。しかし斯いふ道が拓かれても直接日本銀行が産業金融を行ふのではなくして、一時の繋ぎに各種金融機關に對し資金の融通を行ふもので、現在見返り品制度のもとに行はれてゐるものを、かうした取扱運用的な方法によらず正式にその擔保貸付が出來ることにした。擔保物件は國債其他有價證券の範圍に許されるものと見られる。

二の金融市場調節のための市場操作はオープン・マーケット・オペレーションを積極的に行ふといふので、現在國債を對象に行つてゐるのを國債のほか政府保證債券の賣買を通じ、従來

寧ろ消極的に行つてゐたのと反對に積極的に乗り出して金融市場の調節を圖ることにしたことである。コール市場の操作にも當り銀行の支拂準備の操作も行ふ。

三の爲替賣買は爲替尻の集中で市中爲替銀行の繋ぎにかうした操作を行ふ。各國中央銀行間の決済、共榮圏内のクレヂット、清算協定業務も出来ることにした。

四の信用制度の保育は地方銀行その他金融機關との資金連關を密にし、之に信用を與へ安定を圖つて、日本銀行中心の金融體制を強化したことである。

何れも取扱ひや措置として現在一部行つてゐること或は行ふ一步手前であることを本格的に行ふことになつたことである。

4 發券制度の改正

今次日本銀行法の大きな眼目たる兌換銀行券制度の止揚、之に代る管理通貨制度の採用は、前者が金本位制に基礎を置き、現状と副はない實狀になつて來たので後者に改めることにしたのである。兌換銀行券制度は昭和七年勅令第四號で停止され、現在は事實上管理通貨制度となつてゐるのであるが、今回いよいよ正式に廢棄せられ大東亞戰爭後の經濟體制を確立した。

管理通貨制度は今や樞軸國の通貨政策となつた。

5 資本金その他

日本銀行の資本金は現在六千萬圓（拂込四十五百萬圓）であるが、新たに一億圓にすることにした。四千五百萬圓の現在拂込金額はその儘新日本銀行の出資に振替へ、残る五千五百萬圓は政府で出資する。この五千五百萬圓の方は直ちに出資を濟ませる必要もないので十七年度豫算には組込まれてゐない。從來の四千五百萬圓は取りも直さず民間出資であるが、之に對しては剰餘金中より年五分の配當を行ふことが出来ることとし、年四分の配當が出来ない場合は政府で配當を保證する。即ち年四分に相當する配當金に對しその不足分を政府で助成し、年四分を超へて年五分迄配當し得る場合には日本銀行の剰餘金中より配當を行はせる。勿論この場合政府は助成金を交付しない。政府の出資に對しては配當しないこと勿論で、之は剰餘金中より積立金、民間配當金を差引いた殘額を國庫に納付させる方法によつて同じ目的を達成する。

將來日本銀行が解散するが如き場合が起つた際は拂込資本金額を超へる殘餘財産は之を國庫に歸屬させる仕組みになつてゐる。

斯くて舊日本銀行の株主は其の儘新日本銀行の出資者となるのであるが、舊日本銀行株式の時價と新日本銀行出資株式の時價との差額は之を國家で補償することになつてゐる。補償に際